

とも火災課とか、消防課とか、名稱等は何でもよい、火災水害等の災害事務を掌る一課を新設する必要がある。

消防は自治的精神の發現であり、事實其市町村に於ける貧富の程度又は土地の廣狹に依つて其施設を異にする必要があるから、従つて其消防機關も市町村の自治體に委任せしむる方が却て發達を助長するといふ議論も一説ではあるが、之は自治的觀念の未だ低い我國の市町村民に對しては尙早論であつて、警察行政、消防行政を市長などに一任するのは恐らく二三十年も後の事であらう。それより先づ斯の如き理想を表現する階梯の一として火災防止局を設置し、消防機具の選擇、消防組員の教育並に服裝等に關し、統一的に全國消防施設の改善を圖るべきである。

(大正十一年一月)

火災防止局設置に關する建議案衆議院通過

火災防止局の設置に關しては、筆者が嘗て消防新聞紙上に於て痛論し、殊に大正十一年一月發

行の新年號紙上に於て再び其の必要なる所以を開陳力説した次第であるが、尨大なる火災損害の負擔に苦しみつゝある我國民は漸く其の覺醒期に到達した爲めか、此の論議が幸ひにも本邦消防界に甚大なる反響を喚起し、豫てより此の説の主張者の一人であつた富山消防組頭長谷川庄藏氏を始め其他有力者の大運動となり、先年來該問題の研究家であつた富山市選出の政友會所屬代議士高見之通氏の熱心なる盡力に依つて、遂に今第四十五回帝國議會に議案として提出さるゝに至つたのは、我國民の爲め洵に慶賀に堪へぬことである。

建議案の内容

火災防止局設置に關する建議案は二月二十七日建議第八六號を以て衆議院に提出せられ、其内容に左の通りである。

火災防止局設置に關する建議

政府は速に案を定め火災防止局を設置すべし

右建議す

右建議案理由書

火災の爲に國民の年年資産を消滅すること莫大なるものあるは明なり、依て之を防止する爲特

火災防止局設置に關する建議案衆議院通過

別の一機關を設置し防火に關する技術の研究、消防隊の組織改良、建築上の制限、市街の改良
計劃等を爲さしめむとす、是れ本案を提出する所以なり。
而して右建議案の提出者は左の七氏を以て署名せられて居る。

- | | | | |
|-----------|---------|----------|--------|
| 富山縣選出代議士 | 高見 之通 | 宮崎縣選出代議士 | 長峰 與一 |
| 福島縣選出代議士 | 白井 博之 | 静岡縣選出代議士 | 北井 波治目 |
| 鹿兒島縣選出代議士 | 海江田準一郎 | 奈良縣選出代議士 | 津野田 是重 |
| 大阪府選出代議士 | 樋口 伊之助 | | |
| 群馬縣選出代議士 | 今泉 嘉一郎 | 大阪府選出代議士 | 山口 義一 |
| 茨城縣選出代議士 | 鈴木 錠藏 | 三重縣選出代議士 | 加藤久米四郎 |
| 岐阜縣選出代議士 | 木村 作次郎 | 大分縣選出代議士 | 吉良 元夫 |
| 愛知縣選出代議士 | 加藤紋右衛門 | 岩手縣選出代議士 | 大矢 馬太郎 |
| 廣島縣選出代議士 | 河相 三郎 | 栃木縣選出代議士 | 石川 玄三 |
| 神奈川縣選出代議士 | 小鹽八郎右衛門 | 熊本縣選出代議士 | 高木 第四郎 |

尙該案賛成者として署名せられたのは左記三十五氏である。

- | | | | |
|-----------|--------|----------|--------|
| 埼玉縣選出代議士 | 龍野 周一郎 | 滋賀縣選出代議士 | 井上 敬之助 |
| 鹿兒島縣選出代議士 | 萩 亮 | 宮城縣選出代議士 | 菅 原 傳 |
| 鹿兒島縣選出代議士 | 日野 辰次 | 宮城縣選出代議士 | 中島 鵬六 |
| 沖繩縣選出代議士 | 宜保 成晴 | 東京府選出代議士 | 中島 守利 |
| 埼玉縣選出代議士 | 長谷川 宗治 | 福島縣選出代議士 | 有馬 秀雄 |
| 熊本縣選出代議士 | 池田 泰親 | 奈良縣選出代議士 | 磯田 条三郎 |
| 山梨縣選出代議士 | 穴水 要七 | 茨城縣選出代議士 | 高柳 淳之助 |
| 滋賀縣選出代議士 | 安原 仁兵衛 | 福岡縣選出代議士 | 青柳 郁次郎 |
| 島根縣選出代議士 | 櫻内 幸雄 | 富山縣選出代議士 | 廣瀬 鎮之 |
| 石川縣選出代議士 | 米原 於菟男 | 富山縣選出代議士 | 上埜 安太郎 |
| 鳥取縣選出代議士 | 清瀬 規矩雄 | 青森縣選出代議士 | 梅 田 潔 |
| 大阪府選出代議士 | 植 場 平 | | |

吾人の記憶すべき右建議案は大正十一年三月十一日午後一時より開會せられし衆議院の本會議
に上程せられた。記者も我國消防界に至大の關係を有する建議案の上程と聞き、此の日は終日帝

火災防止局設置に關する建議案衆議院通過

國議會の中に日を暮し、定刻より新聞記者席に陣取つて議案の経過を見たのであるが、折柄議長奥繁三郎氏が事故ありて退席し、代つて議長席に就つて居た副議長粕谷義三氏が

日程第二十九、火災防止局設置に關する建議案を議題に供します

と宣告し、出席に今や遅しと待ち構へたる議案提出説明者高見之通氏を麾いたのは午後正四時であつた。

高見之通氏は登壇して、左手に參考の統計書類を顧み乍ら左の如き議案の説明を爲し、且つ右手に持つて居た理由の説明書を速記者に渡した。聞く所によれば之れは單に時間を省略する意味許りではなく、同氏は前日來風邪の爲め咽喉を傷めて聲が出ないのを押して登壇したのだといふことであつた。

本案は火災を防止する爲に特別の機關を設けやうと云ふ案でありますが、時間を省略する意味に於きまして、此理由書は議長の許可を得て速記録に掲載したいと思ひます。唯一言言ふことを許して貰ひたいのは、今日の火災の状態はどうであるかと申しますと云ふと、大正五年より平均一年に火災の爲の損害は約一億二千萬圓でありまして、殊に大正八年の如きは、二億四千萬圓からの日本は火災の爲の損害を被つて居るのであります。而して之を人口一人當りに

して見ると、約四圓五六十錢の損失になる。然るに英吉利とか、其他の方面に於きましては、一圓若くは甚しきに於ては二三十錢にしか當らないと云ふ状態であります。獨り日本より多くの損害を被むるのは米國でありますが、亞米利加の火災に對する所の設備は、非常に至れり盡せりであります。殊に亞米利加は縦に發達して居る状態に於て、一軒でも燃えたならば一週間でも燃えて居る。其爲に火災の損害頗る非常に多いけれども、之に對する防備の方法は實に至れり盡せりであります。然るに日本は縦に發達することがないけれども、現在の建築状態から見て、非常に火災に罹り易い状態であるにも拘らず、之に對する所の諸般の設備豫防其他に付ては、不完全極まるのであります。それ故に前に特に内務省内に一局を設けて、之に對する有らゆる研究を科學的にし、尙ほ種々の宣傳方法を講じて燃え易き日本の此火災の損害から免かる、方法を講ずるのは、何よりも最も急なる一の事業であると心得ましたから、茲に此建議案を提出したる所以であります。何卒諸君は慎重審議御賛成あらんことを願ひます。(速記)

理由の説明書

内務大臣官房編纂に係る國勢一斑に依れば、我國の火災損害額は大正五、六、七、八年の四箇

年の平均一箇年損害額四千二百五十六萬五千九百圓にして、大正八年度の如き八千四百四十萬八千四百九十圓の多額を計上す。而して右損害額は單に家屋等の不動産的財産に止るものにして假に動産的信用的の財産の損害を不動産の二倍と見積る時は、我國の一箇年の火災損害は實に一億二千七百六十九萬七千七百圓餘となり、尨大なる國費の約一割に相當す。經濟界不況の今日斯の如き莫大なる損害を受くるは國民の産業を脅威するや論を俟たず。政府は曩に東京大阪の外四大都市に常備消防署を設置したりと雖も、他の都市は依然として義勇消防組に依頼するのみ、歐米に於ては十萬以上の人口を有する都市にして常備消防の設備なきものは稀なり。我國に於ても右六大都市の外人口十萬以上の十二都市には常備消防の必要ありと思惟す。又米國等に於ては各州に火災防止局なる特別機關ありて火災行政を行ひつゝあるが、我國に於ては東京の警視廳に消防部あり、大阪府警察部に消防課あるのみにて他の府縣に於ては火災消防事務を保安課の一部に所屬處理するに過ぎず、斯の如きは畢竟火災行政を輕視する所以にして、火災損害の益々増加する基因なりとす。尙現行の消防組規則は明治二十七年の公布に係り社會の進歩に伴はざるものあり。例へば現在の市町村消防組には組頭小頭等の役員中に貴衆兩院議員府縣郡市會議員等の名譽職多數之に就職し居れるが、現行法に於ては此等の階級者も消防の職

に在りては一巡查の命令指揮を受けざるべからず、之が爲め地方に於ては往々滑稽の事業を見ることあり、之を要するに我國の火災消防行政は歐米各國の夫れに比し多大の遜色と缺陷ありと謂ふべし、政府は速に火災防止局ともいふべき特別機關を設置して全國の火災行政を統一し之を改善して國民の罹災を減退するは方今の急務なりと信す。

高見之通氏が此の説明を終つて降壇すると、鈴木錠藏氏より

本案は清瀬一郎君外一名提案の治安警改法中改正案外八件の委員に併せて付託せられんことを望みます

との動議が出で、賛成と呼ぶ者あり

粕谷副議長は

鈴木君の動議には御異議ないと認めます、仍て動議の如く決しましたと宣し、右建議案は動議の如く治安警察法中改正法律案外八件の委員に付託せられたのである。(大正十一年三月廿二日)

委員會の経過

火災防止局設置に關する建議案の附託された治安警察法中改正法律案外八件の委員會は、今議會中數回開かれたのであるが、該建議案が附議されたのは三月十七日午前十時三十分開會された

火災防止局設置に關する建議案衆議院通過

る委員會であつて、當時の出席委員は左の諸氏である。

委員長	北海道選出代議士 木下成太郎	理事	東京府選出代議士 土屋 興
理事	長野縣選出代議士 植原悦二郎		群馬縣選出代議士 今井 今助
	岩手縣選出代議士 志賀和多利		和歌山縣選出代議士 久下 豊忠
	滋賀縣選出代議士 安原仁兵衛		大分縣選出代議士 一宮房次郎
	新潟縣選出代議士 武田徳三郎		鹿兒島縣選出代議士 津崎 尙武
	東京市選出代議士 横山勝太郎		

又當日の出席政府委員にして該案の附議に參與せられたる者は左の諸氏である。

内務省警保局長	湯 地 幸 平	内務省參事官	松 田 源 治
---------	---------	--------	---------

開議後委員會は婦女の人權保護に關する諸法案、公娼制度廢止に關する建議案、軍機保護法中改正法律案等の審議を終へた後、

木下委員長は

此際火災防止局設置に關する建議案の説明を求む、成るべく簡單に願ひたしとの宣告あり、仍て先刻來之が説明の任を果すべく同委員會に出席したる

高見之通氏は起つて

過日の本會議で申上げたのと、夫れに附けたる理由書により大體は盡して居るが、簡單に説明を致さん、大體日本の火災は現状よりも漸次増加する傾向あり、大正五、六、七、八年の平均損害額が不動産のみで約四千萬圓、然るに火災の全損害を計算する標準は不動産の倍に見積る例であるから、其の三倍に當る一億二千萬圓となる、殊に大正八年度は不動産の見積が八千萬圓であるから、此の損害加算額は實に二億四千萬圓と云ふ多大な損害を被つて居る。此の損害を一箇年一人當りとすれば、我國民の人口より割出して四圓二十錢となる、外國の例を見ると英國、佛國が一圓、瑞西、和蘭等は二十二錢若くは三十錢といふことであつて、獨り亞米利加が六圓九十四錢といふ高率を示して居る、然るに亞米利加では各州に火災防止局といふものがあり、火災に關する特別機關を設けて火災警察を扱ひ、防火建築、瓦斯、揮發油其他の爆發物の取締、ボイラー、煙突、倉庫、自動車置場、料理屋、觀工場、學校、劇場、活動寫眞館、其他の火災防止の豫防検査を爲し、保安警察の事務を處理して居る。夫れから英國の如きも警察權は市長に委任されて居つて、一般保安警察と分離して市長が之を掌理して居る、獨逸も其の通りで、佛蘭西は軍隊組織で之を行つて居る、我國は明治七年一月に警視廳が出来て常備消防

火災防止局設置に關する建議案衆議院通過

といふものが設けられたが、現在特設消防隊を置いて居るのは大阪、京都、名古屋、神戸、横浜の五市丈けで其他は之を見ない、何れも義勇消防に委任して警察官の監督を受けて居る有様である、夫れ故火災損害も自然に多くなる譯である。

とて外國消防の事例を引證して我國現下に於ける火災消防設備の不完備を痛論し更に進んで消防組員の待遇問題等に議論を進めんとするや

木下委員長 は時計を見て大にアセリ出し、

一寸御注意申上るが御趣旨の大意は既に本會議で説明せられたることなれば御省略を願ひたしとの希望があつたので、高見氏も時計を見て委員長の意を諒した様子で、

高見之通氏 は更に發言を續け

兎に角火災防止局とも云ふべきものを一つ立て、色々火災豫防の方法を講じて戴くことを切望する

と該案提議の結論を呼號されると、各委員中より「賛成」と呼ぶ者が三四名あつた、仍て木下委員長は側らの政府委員席を顧て政府側の意見如何と眼配せをすると。

松田政府委員 が起つて、

政府と致しましても大體の御趣意には賛成であるが、火災防止局といふ名前を付けるや否やは分らぬ、併し特別の機關を設けることに就ては大體同意を致すとて該案に賛成する旨の聲明があつた、次で

一宮委員 が起つて

斯の如き設備をすることは、我國の如き火災の最も多き國家としては、最も必要なことであると思ふ、當局に於ても相當なる設備をさるゝ希望を有せらるゝといふことであるから本案は可決されんことを希望す

との動議があり、各委員何れも賛同の意を表し、一名も之に反對するものがないので、木下委員長は

それでは本案は可決確定致しましたと宣告し、午後零時十七分散會したのであつた。同日木下委員長より奥議長宛差出したる報告書は左の如くである。

報告書

一火災防止局設置に關する建議案 (高見之通君外六名提出)

右は本院に於て可決すべきものと議決致候此段及報告候也

火災防止局設置に關する建議案衆議院通過

大正十一年三月十七日

火災防止局設置に關する建議案委員長

木下成太郎

衆議院議長 奥繁三郎 殿

衆議院で可決確定

火災防止局設置に關する建議案は右の如く委員會で可決確定せられた上、同議會の最終日たる三月二十五日の衆議院本會議に、議事日程第十三として上程せられたのである。仍て筆者も同日は終始議會に出頭して該案の成行を參觀したのであるが、同日の會議は人も知る如く徹頭徹尾議場は混亂に混亂を重ね、喧騒に喧騒を極めて終始した結果、終に議案に就ては常例通り委員長の報告や討議を爲す機会も見出せなかつた。然るに午後十一時二十九分休憩前に引續き會議を開きたる劈頭

岩崎勳氏の提出したる

政府の同意を得て日程第一を後と廻し爲し、委員會に於て否決となりたる日程第三、第十八第七十七及び未だ提案者の説明を聞かざる第五十五を除き他の日程は全部委員長報告即ち委

員會決定の通り可決せられんことを望む

との緊急動議に基き採決の結果、奥議長は右の動議の如く可決確定したることを宣告したるにより、火災防止局設置に關する建議案も、右の一括上程可決したる議案中の一議案として可決確定されたのであつた。

筆者は我國民の爲めに、我が消防界の爲めに此の建議案の通過したることを衷心より祝福し、併せて該案通過の爲めに力を盡されたる提出者高見之通氏其他の諸氏、並に議案の審議に關與されたる前記各議員諸氏の甚大なる勞を多とし、茲に謹で敬意を表するものである。同時に政府に於ては此の熱烈なる國民の希望を容れて、常に此の趣意に賛同さるゝのみならず、建議の通り、速かに案を定めて來議會には是非とも火災防止局設置に關する豫算案を提出して一日も早く該案の實行を期し、國民の囑望を達成することに努められんことを切望して已まぬ次第である。

(大正十一年四月六日)

瓶詰消火液に就て

瓶詰消火液に就て

筆者は昨年来近頃流行の瓶詰消火液に就き、各地方の讀者より屢々質問状を受けた。又大正十一年末内務省で開かれた三府一道十三縣の消防主任會議に於ても之れが問題になつたが、要は其効果如何といふのである。

此種の消火液は、燐酸アムモニア又は硫酸アムモニア等のアムモニア化合物を母液とし、之に三四種の薬品を混入したものであつて、此の母液は元來防火液或は耐火液として効能あることは本紙上に於ても既に兩三回記述されて居る。米國では數年前より高價な窓掛、劇場の幕、小兒の着物等に用ふる織物に、此の耐火液を塗つて置くことが流行して居るので、我國の障子や襖などに之れを塗つて置くのも、自衛防火方法としては宜いことである。

一昨年の末頃、一種の瓶詰防火消火液が発賣されて以來、偶然か模倣か急激に此種の消火液が増加し、現在では其名の異なる物が九種を數へて居る。筆者の知る所では、右は何れも防火ペイント或は耐火障子紙の發明に心を砕いた耐火塗料としての産物が、消火液に轉化したものであつて其消火力には差異もあらうがアンモニア化合物を母液とする點に於ては皆同一である。

而して此種消火液の効能如何と問はば「防火力消火力は確かに有る」と云ひ得る。神代の昔から火を消すのに一番宜い薬としてある水にしても、之を火に注げば燃燒して居る物質の高温度を

降下し、則ち之を冷却すると同時に蒸發して千七百倍の體積を占有する一種の瓦斯體となり、空氣を排除して、酸素の供給を絶つのである。況んや此の水に加ふるに更に數種の薬品を混合して居るのであるから、消火作用に一段の効能があるのは明白なことで、誰しも之れが有効證明書を下附するに吝なる者はあるまい。

唯、茲に考慮を要するのは、此の瓶詰消火液が火急の消火作業に於て果して充分に用ひ得るか換言すれば出火の場合に此の瓶詰でお役に立つか問題である。何となれば水を消火作業に用ふるにしても、古代は之を匏の杓で注いで居つた。夫れが外國では革バケツになり、我國では手杓や玄番桶になつた。次では龍吐水になり、雲龍水になり、ハンドポンプになり、更に進歩して近來では蒸汽ポンプ、瓦斯倫ポンプ等を用ふるやうになつたのであるが、水の性質其物は昔も今も別に變つては居らぬので、要するに注水方法、則ち壓力を加へて多量の水を速かに送るといふ手段の必要が消火ポンプの進歩を促したのである。

故に薬液は如何に進歩した結構なものでも、之れを杓やバケツで注ぐ古式ではプラス、マイナスではないか、則ち其の薬液を保存する容器が相當の距離に達する發射機關を兼備したものでなくば、完全とは云へぬと思ふ。矢張り外國でも其方法に苦勞したものと見へ、十數年前擲彈消火

器と稱し、硝子玉の中へ或種の薬液を入れた、火點に向つて抛り擲げる消火器が輸入されたことがあつたが、電気瓦斯の發火で天井などの上部の燃焼には思ふ様に行かぬため、間もなく店舗にも見へなくなつたものだ、此の瓶詰消火液は恐らく我國の嚆矢であつて、世界に其例を見ないことである。

尤も此種の消火薬液は金屬を腐蝕せしむる性質を有するので、其の容器は普通の消火器の如く眞鍮や銅などで製作することが不適當である爲め、瑛瑛質又はエボナイトの如き物質で造らねばならぬといふ困難があり、其上に壓力を以て相當の距離に發射せしむるといふことは、技術上大の勞資を要するといふことであるから、結局最も簡單な此の瓶詰になつた譯であらうが、防火液又は耐火塗料としての用途ならいざ知らず、火急の間に合はすべき消火器代用としては、薬液の効能如何に顯著なりと雖も、聊か心細い次第である。流行に伴れ此種消火液の効能が一般に宣傳されたのは幸ひであるが、之が需要者をして更に實質的に、一層實用的に幸ひせしむるのは一偏に供給者の責任であらねばならぬ。賢明なる此種消火液の供給者は、何れも其缺點を知覺して既に右容器の發明に苦心中であると信するから、恐らくは近く其の大成を見ることであらう。

(大正十二年二月)

火防宣傳の秘訣

頃日某消防組頭が、本社に來訪されて、筆者に對する劈頭第一の質問は、火防宣傳の秘訣如何といふことであつた。火防宣傳の方法如何といふやうなことは、從來屢々受けた質問であるが、秘訣如何といふが如き徹底的の質問に出遇つたのは、筆者も之れが初めてである。蓋し斯の如き問題は、火災季節に入つた此頃、各地の警察官署長、消防組頭等消防幹部員中の心ある諸氏には恒に腦裡に湧起する問題であると思ふから。聊か記者の卑見を開陳する。

火防宣傳法を大別して(一)永續的宣傳と(二)一時的宣傳との二つがある。前者は主として新聞雑誌の利用等であつて、火災が年中時を選ばず起るものなる以上、常時間斷なく機會ある毎に之が豫防宣傳を怠らぬのが最も有効であることは論を俟たぬ。後者は火災が比較的冬期に多いから此の時期に宣傳するのが比較的有効であるといふ前提の下に、其の時期に重きを措いた一時的の宣傳法である。而して此の宣傳方法としては、演劇・活動寫眞・展覽會・講演會・ポスター・パ

ンフレット・標語俗語の募集等の種別がある。其の土地の状況に應じて之を撰擇し、適當に之を行ふ時は、夫れく相當の効果を收め得ることは、從來の經驗に徴して明白である。

併し乍ら當初にある某組頭の質問の要點は、此等各種方法の謂ではなく、其の説明でもない。需むる所は火防宣傳の根本的原則であり、最も効果の甚大を齎すべき秘訣、更に平たく云へば其のコツを教へよといふのである。斯うなると話は聊か哲學的傾向となり、禪的色彩を帯びて來るが、確かに其の秘訣は存するものである。秘訣とは何ぞ。曰く、第一に火防宣傳の事業に衝る者は絶對的に私的欲望を捨て、公的欲望に殉すること、即ち滅私奉公の大精神を以て之に當ること、第二に宣傳の機關を一部に局限せず廣汎に亘りて行ふことの二つである。

火災防止の宣傳は社會奉仕、奉公的事業であるのは判り切つた事であるにも拘らず、俗人の悲しさは、此事業の衝に當る中樞的人物の中には、往々賣名的や功名的の私的欲望に驅られる人々があつて、世人から指彈される憂目から事業の進行を阻害することがある。己が己がで、火防宣傳の爲めに駆け廻るのか、自分の名譽心を満足せしめんが爲めに走り廻るのか、第三者から見ると一寸判断に苦しむ手合がある。斯様な人物の寄合から生れた宣傳は、其の名があつても實がない。此の事業に従事する人は、衷心から社會奉仕を念とし、所謂高尚なる犠牲的消防精神を高調

し得る、有資格者であらねばならぬ。

又此の宣傳を行ふに當りては、之を實行する機關を、消防組とか火防組合とかの一部に局限せず、其の市町村に所在する官公署は固より、民間の組合可なり、職工組合可なり、藝娼妓組合可なりで、出來得る限り廣汎に亘りて連絡を取り、一齊に宣傳の烽火を擧げるが宜い。警察官消防隊員は此事業の責任者であり主動者であるから、其の中樞機關たることは勿論であるが、火防宣傳を恰も自己の專賣事業かの如き根性で行ふては、其の及ぶ範圍が知れたもので、到底徹底的の宣傳が行ひ得る譯がない。東北地方の某所で、火防宣傳事業は消防組の事業である。否之は火防組合の事業であると論評した事例があるが、左様な小さな根性で火防宣傳などをするつもりが滑稽である。

米國の火防宣傳日に於ては、大統領自ら權威ある教書を發令し、全米のあらゆる機關は統一連絡して之が宣傳、或は火防設備の検査を行ふ。郵便局まで其日は火災防止の宣傳スタンプを捺す位に舉國一致的の活動をして居る。大正十一年の秋、筆者は其の宣傳スタンプの實物を携へて東京遞信局長を訪ね、十二年正月の東京消防出初式の當日にセメテ東京市内二等郵便局丈にでも、此の模範的應援を爲さしめてはと勸説したが、遞信省では到底そんな餘裕はあるまいといふ答辯

に、時期を待つ外はないと断念したものだ。

要するに此事業に従事する人達は、已れがくの個人的名譽心や、團體的僻見根性を棄て、大量海の如き心を以て民衆と俱に協力一致目的に邁進することが必要なのである。

(大正十二年十一月)

放火の激増に就て

内務省警保局最近の調査に係る大正十三年中の「火災及消防統計」の原因別に據れば、我國市街地の火災四千八百五十五件中、第一が残火の不始末三百七十六件、第二が煙突三百三十四件、第三がカマド三百二十七件、第四が炬燵行火三百一十一件、第五が放火三百九件といふ順位を示して居る。更に警視廳消防部の調査に係る本年一月より十月までの火災原因別に據れば、東京市内の火災五百二十四件中、第一が煙突四十四件、第二が苜吸殻四十三件、第三が電氣四十三件、第四が放火三十四件といふ順位を示し、東京郡部の火災四百九十五件に於ては第一が放火百二十三

件を示し、市郡合計千十九件中に於ては放火百五十七件が第一位を占めて居る。

内務省の統計も火災となりたるもの、放火件数であつて、火災とならざるもの、放火、即ち放火犯の總てが之に包含されて居る譯ではない。警視廳消防部の統計も亦然りで、消防隊が出勤し若くは調査したる火災中、放火に原因するもの百五十七件であつて、刑事部の調査に據る一月より十月までの、即ち同期間に於ける放火犯は總計四百四十餘件の多數に上つて居る。

日々の新聞紙も報ずるが如く、放火の内譯を見れば、夫の苦を見るに忍びずと大外れた心得違ひから放火をした妻もあれば、愛妻の虚榮に溺れて放火をした夫もあり、身を沈めた苦界から脱れんとして放火をした娘もあれば、嫉妬の極殺人の犯跡を蔽はんとして放火した悪漢もあり、種々雑多で一様ならざるも、悉くこれ人間生活苦の暗黒面を曝露するものである。

數年前のこと、銀座裏の中正俱樂部で尾崎号堂翁と東京日日記者の西村君と本文の記者と三人鼎座して晝食を認めたる後、時局政談に時の移るを知らず、夕暮點燈に氣付いて三人一様に腰を上げた刹那「要するに善政とは皆んなが樂に暮せることだ」といふ昔から定まつて居る平凡な眞理を合唱して引上げたのを記憶するが、今更に之を肯定するとせば、生活苦に基く放火犯罪激増の如きは、方に善政ならざるが爲め也と謂ふを得べしで、其の根本的原因の艾除は、宜しく之を

經世政治家連の努力に待つの外はあるまい。併し乍ら現今政治家の識見行動を付度するに、先輩から傳統した習性又は現狀に於ける周圍の環境から、黨勢擴張等の黨略が第一で、國民福祉等の國策は第二に置かれて居る様子であるから、安閑と此の政治家連の努力にのみ期待して居ると國民は飛んだ馬鹿を見る。矢張りお互は國民消防の進展助長に精進して、各人の災害——國家損害の防壓に努力せねばなるまい。

聞く所によれば、米國に於ても放火が相當に多いが、其の放火犯罪者の多數は、國家的觀念無く金力萬能を信する猶太人であるが爲め、彼地の火災保險會社に於ては、其の保險契約に當つて調査する要點が、保險の目的物件其物よりも、寧ろ申込者の人物如何であるといふ。東洋の君子國と稱せられた我國に於ても、近來の生活苦は意外に愛錢族を増加したるかの如き傾向があるから、決して油斷はならぬ。愛錢族には國家も無ければ同胞も無い、只黄金あるのみである。

又放火は大火となり易い。滴々の水が大河となるのは容易でないが、一本の燐寸が一市街を焰と化するの容易なのは人の熟知する所である。故に失火と雖も風伯の乗ずるあれば之が防禦は容易でない。然るに放火犯人は當初より此の火の性質を了知し、火災を目的として薪を積み、或は石油を注ぎ、風力の有無を察し、人の油斷を見て火を放つ行爲であるから、大火となり易いのは

當然至極と云はねばならぬ。而も現在の東京市の如きは、市街三分の二が五分間に六戸・九五の燃焼率なるバラツク街で、大火の場合には一分間に五戸・三三の燃焼率を記録する地帯であつて見れば、右の如き放火の激増は市民の大なる脅威である。

超過保險の弊も確かに放火犯誘致の一原因である。目前の利慾にのみかられて、之を戒めざる火災保險會社がありとせば、夫れは自ら墓穴を掘るに等しく、寂滅往生疑ひなしと豫言するを慮らぬ。(大正十四年十二月)

防火古本書見

肥滿の體軀といふほどではなけれど夫れに近いからだの私は、沍寒こそ餘り氣にもならぬけれど、極暑に對しては少々僻易氣味である。之に對抗する彈力の持合せはあるが、何しろ流汗淋漓の絶え間がないのには、聊かウルサクて閉口する。銷夏の秘訣など色々教へられたが、誰しも御同様で、自分の境遇に適應したものはナカク見當らぬものだ。矢張り私としては、誰も來ぬ

己が書齋に半裸體となり、古本などを漁るのが、一番氣安い銷夏法である。

古本蒐集癖は年少時代からの私の性分で、不要とは思ひ乍らも珍書だと見れば思ひ切れぬ處、まさに古董癖と變りがない。殊に大正五年に消防新聞を創刊して以來、火防消防に關する古本は餘りに鮮いので、之に縁のある書物とあれば、和洋を問はず、宣傳に播かれたパンフレットさへ大切に保存したものだ。そして大正十一年の春には全國の圖書館に照會して、其の所藏する火防消防關係書籍の目錄を作り、之と自己所藏の書籍目錄と對比して適かに優越せるを認め、七ヶ年の精進空しからざりしを私かに感謝したものである。

然かるに彼の大震大火で、此の蒐めた古本も、重要書類と共に持出した數冊を除くの外は、悉く煙と化してしまつた。震災後間もなき頃、一夕當時内務省警務課長の高橋雄豺氏と當時警視廳消防部長の緒方惟一郎氏と三人相寄つた時、「私も本を全部焼いて」「私も皆焼いて」と互に惜しがつたが、實の處まだ其當時こそ大焼野原を前にしての話であり、其の身の無難であつたのが不思議に思へた位なので、古本の事などは既に大概眼を透したものでもあり、偉大なる體驗の報償であると諦めもしてゐたので、口でいふほき惜しくも考へなかつたが、俗人のかなしき、日を経ると共に、時々喪き兒の年を數へたりなどする。

そこで餘暇があると、神田の古本屋を軒並に歩いて見たり、又講演などのため地方へ行つた時には、寸暇を得て古本屋を覗くのを常習として居たが、さてナカ／＼掘出し物は見付からぬものである。假令見付かつても絶版物などは震災後頗る高價になつてゐて、小錢では手に入らぬ。昨秋神田の或る古本屋で小鹿島果氏編纂の「日本災異志」を見付けた。此本も明治二十七年刊行の絶版物で、我國古來の天災異變を録した良参考書であるが、震災前には之が十圓内外で買へたものだが、今度値を聞いて見ると金五十圓也で、約五倍高となつてゐる。値切て見たが書屋の主人公、人の足下を見てか笑つて答へず、「本が奇麗ですからなあ」と賞めて棚上にしまひ込むといふ次第、古本道樂も安いものではない。

斯様なわけで、吾が書齋の内容が震災前に復舊することは容易でない。殊に火防消防關係書籍に於ては復舊は到底至難かと思はるゝが、暑さ凌ぎに此の中から古本二三を引出して紹介して見やう。

「鎮火用心車」此書は昨夏工場消防の研究家たる小宮山倭亮氏が珍本會で入手したとて記者に惠まれたものだ。數年前お茶の水博物館で催された、文部省主催の災害防止展覽會に故法學博士村瀬寅雄氏が出陳された物の内にも數へられた珍本である。著者は序文にもある如く東武の南極

齋とありて本名不詳、發行書林は大阪北久太郎町四丁目星文堂河内屋新治郎、發行された時は明和三年丙戌の三月と記してあるから、今より百六十年前に當り、寶曆六年二月の大阪本街より東淀に延焼した大阪大火の十年後、安永元年二月江戸の過半を焼亡した江戸大火の恰度六年前に鏤された書である。

該書の體裁は上下二卷、草體交り平假名文振假名付にして、上卷が序文とも半紙十八枚、下冊が十六枚。内容は書名が之を盡して居る通り火の用心の注意を記したもので、恰も此の時代に於ける拙著「火災防禦と消火法」と同一の目的で刊行されたものだ。其の序に曰く

火災一たび起く。國處の騷云ふべからず。萬物の費幾ぞや。或は神社佛閣を轉化して、傳來の什寶舊記を失ひ。民を貧困し。身命を傷亡し。人をして永く悲歎せしむるもの。火より甚きはあらず。仍て火禁の命令數にして。人々火を恐れ不愼といふ事那し。然るに猶例あやまち易きこそ。限なくうたてけれ。爰に一書有。目を止ること一紙にして。能火を穩にし。及び失火火難を救ふの計策忽掌上に調しむ。奇哉。孫子曰。以虞待不虞者勝。上下同欲者勝。吳子曰。明知險易則地輕馬。芻秣以時則馬輕車とかや。もつて必此書の火を穩にし。火災火難を救ふべき理をしる。誠に世中の重寶と云べし。案作せしは誰ぞ。東武の遊

客南極齋とかや。古人のよし。惜むべし。頃日坂府の星文堂。公の尊免を蒙りて。彼書を梓に鏤んと欲す。余甚珍賀す。冀は此書普く世に行はれて。其効ひろく共に泰平を樂ん事を。明和丙戌の三月。洛西の隱士井手國雄はじめに筆をはすることしか梨。

井手國雄なる人を穿鑿する暇がないが、實に堂々たる序文ではないか。

本文の卷頭に著者の總論とも可申ものが書いてある。之が亦一讀に値すべきものである。

一此書は火用心并にてあやまち消やう。火難のはたらき等書つく。事の本體なるをもつて如是すといへども。人皆辨えたる事故。書は見るに及ばず。初に目錄あり。されば風たつ日などは勿論。常におりく。此書を取て。目錄をよみ。此事理會なりや。いなやと。簡條一々我心に問ふて置とを。家内上下残らすすべし。これを心策を調ふといふなり。能心策を調ふる家は常に火の許おだやかに。若失火有ても速に事しづまり。扱他より出火あらん時。家内はいもうせず。怪我せず。各かいしく働て。土藏。穴藏。かならず恙なからしむ。

一惣じて人の心は怪た物にて。兼て能心得たる事にて。暫すると何となく。うつろとなりて。心に薄紙を張たるが如し。是を心得の錯るとす。是災の根本なり。いかにとなれば。火用心。てあやまち消やう。火難の働き誰か兼て心得ざらん。面々能理會の前なる事なり。然ど

も平常事に紛れて。うか／＼暮す。いつの間に彼心得錆てあり。果して世間やゝもすれば火を出してあやまちを消そこなひ。火難に怪我過し。倉窘をやく。見よ全く心得錆るが故ならで何ぞ。此錆を剛去んと。心策の砥にかくるにしかず。錆よく落る時は。即心得明にして滯る所なし。用心に不念なくば。火何かたより出ん。失火にてぬかりなくに火事にはせまじ。うろたへはいもうせずば、人怪我せず。倉窘をもやくまじ。心策能火を穩にし。失火。火難を救ふべき理明ならずや。

一諸國の中。火災を知らぬ在郷あり。火事希なる市場あり。羨し。然れども時節到来して。其所火災起る時は。必ず大火に及び。一統に丸やけと成て。路頭にたち並しむるためしなり。所の人常に油断多きが故なり。されば火災の爲に心を安んずべきの地。いづれの國にあらむや。

一板。柱。釘。鐵物に念入て船を造る人ひとしく是に乗すべき船頭水主をえらばざるは有まじ。船はいかほど結構に出来ても。船頭水主未熟なれば。烈しき風波にあひたらん時。是を防で。船を救ふの働。能はざるが故なり。此理を推見るに。土藏穴藏は船なり。家内上下は船頭水主なり。心策を行へば。家内上下忽船頭水主と成。心策を行はされば。船頭水主とは

ならず。されば民間土藏穴藏をのみ備へて心策を行はざるは。たとへば山賤に揖とらせて。船を沖へ出すがごとし危いか那。

第一段の、どうせ皆さん御存知の事なれど、折々出して目錄を御覽ぜよ、など、説き及ぼす處洵に手に入つたもので、市井の婦女を會得さすには此の調子でなくては叶はぬと坐るに教へられる。萬事心得て居る事でも、時々砥にかけて錆を取り、明かに心得て居れば、何時災害に遇ふても周章狼狽なく、機宜の處置に出られると、第二段に於て更に心の働きを闡明するあたり實に堂に入つて居る。

第三段の無火災自慢の處、一向アテにならず、火災が起つたら必ず大火であるとは喝破し得て、妙。此頃既に此の垂示をなした著者の見識に敬服せざるを得ない。昨今尙「俺が町では火事が少い處でなあ」を口癖の御自慢にして消防設備の充實を怠り、一朝火を出して市街の過半を焼土とした處が枚擧に違あらずだが、斯様な市町村の消防關係者や市の有力者に、此の先人の教へを聞かせたいものだ。「されば火災の爲めに心を安んずべき地。いづれの國にあらむや」は名言である。

第四段の論結末尾の山賤とは木こりのことである。仰せの通りで、現世でも慾張つて寶は無暗

に船へ積込む手合ひが多いが、船頭水主は大概木こりの類だ。消防講演會が開かれる地方の小學校にでも、一個の消火器、一個の消火バケツさへ設備されて居らぬ校舎がザラにあり、而して之が別に不思議でもない顔をして恬然として居らるゝ校長さんや市町村吏員が到る處にある。實に危いか那である。

それから此書の目録を見るに如左記してある。

目録

- 一 御公儀の命令奉守事
- 一 用心具一切あらかじ校まる事
- 一 火用心歌
- 一 失火鎮め様の事
- 一 風たつ日の心得
- 井に急火の覺悟
- 全五箇條

この内容は本誌愛讀者の如き、大體先刻御承知の事ばかりのやうであるが、温古知新といふ事も

あれば、序に肝要な點や面白い處を御紹介して見やう。

御公儀の命令奉守事と、目録には書いてあるが、本文には一行も採録してはない。此の九字を目録に掲げてある丈けで澤山だとして居る處に、著者の一見識がある。

用心具としては左の十四項に別ち、且つ五十餘の品名を擧げてある。

- 一、火事装束一通
- 一、老人妻子の衣類
- 一、弓挑燈、釣挑燈、蠟燭
- 一、ふろしき大小、萬ぶくろ
- 一、細帶類、ほそびき、玉なわ
- 一、竹輿
- 一、淺草帶（病人老人を背に負ふ具なり）
- 一、秋葉笈
- 一、かます
- 一、入子かわこ

一、火防の具

一、井戸

一、土藏

一、穴藏

右の内、救命具は病人、老人、婦女子の救難用意に最も力が入れてある。弱き者を助けること之れは實に我が大和魂の本領であり、祖先傳來の美德である。其の眞精神が此の小冊子にも溢れて居る。想ひ起すのは彼の關東大震災火災の當日であつた。日比谷公園で避難者の状況を觀て居ると、正門前の帝國ホテルから避難して居る外人達共は、群集雜鬧の手前も慮りなく、男女互に相擁して泣くやら喚くやらの大醜態——お國の習慣では之が眞情かも知れぬが——を露骨に演じて居る者が尠からずあつた。然るに我が東京市民達はどうであらう。互に老幼婦女をいたわりつゝ別に亂れたる態様もなく、肅々として避難する態は、實に見上げたものだ、衷心感激せざるを得なかつた。此の時の市民の態度だけは眞に賞揚に値するものであると思つた。果せる哉。後日米國大使ウッド氏は之を賞嘆して「あの火の粉をかぶつては人間は最早虚偽や虚飾のいとまがなくすべてのものは露骨に本體の儘働く様になる。然るにあの際の避難民の沈着さと秩序正しさは

どうか。私はあの火焰の中に於て、日本國民の比類なき教養のほどを認めたと證言禮讃して居る。蓋し此の教養たるや、一時的近世的の教養ではなく、古來より傳統的に抱持する、我が國民的大精神が此の大事變に遇つて、發現したものに外ならぬ。

次には火の用心歌である。著者は火災豫防の眞諦を左の和歌一首に要約して居る。

じだらくや若輩おそれ家業陰さて時の虚をもつて火は出る

この歌の解説は斯様である。じ。だ。ら。く。とは即ち自墮落とも書く、行狀に締りのないこと、所謂だらしないことで、之れが失火原因の第一であるといふのである。燈をとぼす道具や、火を入れる道具などを不掃除にするとか、火を炊く場所などを取り散らすとか、凡て穢き處から多くは火を失するものであるから、火に關係する場所は取り正して清潔にすることが肝腎であるといふのである。米國都市の小學校に採用して居る火防讀本にも、火災豫防の第一項に「先づ清潔にすること」といふことが教示してあるが、先覺者の看る所は古今東西皆其軌を一にして居る。

「若輩とは男女の年若きをいふ。年若き者は恐るべき事をしらす。主親の命をも。うはの空にきゝて油断ならぬ物ぞ」と此の著者は若輩を恐れて居る。記者も未だ若輩の方であるから此の一條を讀んで頭を叩いた。全く若輩は油断がならぬ。此頃は年寄りにも随分油断のならぬ者も尠く

ないが、概して火の用心などの點に就ては、細心な年寄が重寶であるべき筈だ。かるが故に少年少女を始め高女などの學生に、火防宣傳を盛にすることは更に大に有意義であると思ふ。

おそれとは、恐るべき品物を意味して居るので、著者は之が品名を挙げ、「或は硫黄、焰硝（火藥のこと）、樟腦、ほくち類はいふに及ばず。こけら。わら。打綿類は火うつり早し、心得て火を近くこまなかれ」と教へて居る。若し此の著者が今迄生きて居たら改版の上、石油、ガソリン等の油類、アルコール等の近世産物の危険品名を追加掲上するに相違ない。

家業とは火に關係の深い商賣、即ち職業別の研究で、著者は「ふきや。鍛冶。にうり。煎湯類は勿論或はこけら溜る諸工。綿つち。綿商賣。つけぎや。醬油や。酒肆類」と擧げて居る。前例通り此頃であつて見れば、セルロイド其他危険物製造工場を始め、活動寫眞館、寄席、劇場等の觀物場、旅館、學校、病院等保安上より監視を要すべき幾多のものが追加されるべきであらう。

陰はカゲと讀まして居る、陽に對する陰の意味で、著者は「物置。二階。部屋。あきや。普請場。隠居。庭藏等凡て目遠き物陰をいふ。目遠き故主人心つかず。しもべおこたるから火出」と説いて居る。則ち市街では表通りより裏通り、家では玄關よりも裏口といふ意味に外ならぬので、火の多く出る場所を示したものである。

以上五つの注意を並べた後、更に之を大括して、火は時の虚に出ると喝破したわけである。時の虚とは何であるか、著者は曰く

「時の虚とは或は吉事。凶事。客來等常になきおほ火をたき。人の出入しげく。家内さはぐ事故別して火の許に心を用ゆべき時節なるを。却て事に紛れ。又は草臥て怠る所あり。是を虚とす。或は留主。病家。不和。うらやの一人住。皆虚あり。金銀入たるを見て盜賊心をよせ、ねたみうらみをもつてなす類。是亦虚をのがれず。古來大小火災の發端。かならず此義によらざるは有まじ」

之を観ると、火災は人心の虚に生ずるもので決して自然に起るものではない、人が心を用ひてよく守れば火事は起らぬものである、火事は人爲である、といふ著者の火災に對する觀念がハッキリ現示されて居る。

次には失火鎮め様の事。之れが本文では、失火防やうの事、と記してあり、其の前段に曰く。もしあやまつて。物に火つかば。其まゝ水をかくべきは勿論。或は衣類か。或はむしろ一まい水つぽか。泉水の中へつきこみ。引上てかづくべし。又わらぼうきを水へつきこみ、引あげてたゞくべし。火ちいさくは葦蔀蔕盤。机など。うつぶせ押へ消べし。火大くは。ふすま。戸類

にてもよからむ。然るを周章あわてうろたへてその心つかず。とやかく隙ひまどるうちに。風あたれば。忽たちひろがり。もへあがりて、眞まことの火事と成。其段に及びては。おめきさけんでも叶はず。されば最初こそ大事成べけれ。高き所へ水をやらんには桶か盥などに水を入。食やし椀をもつてすくひかくべし高くあがるものなり。依て常に。水つぼ。手水鉢などに水きれぬやうにして。宵になれば必入置べし。

火事は最初が大切であると教へて消火法の大體を説き、宵には必ず水を用意して置くべしと、火災豫防の眼目を指示して居る。それから、打綿、藁などの火早き物の失火、いり酒、油類などの危険物を始め、薬品類の失火防ぎ様につき左の如く述べて居る。

豆腐こんにやく類。油にてあぐる時火入事あり。これも蓋すればきゆ。よつて初より。そばにふた置べし。又硫黄。焰硝。樟腦類に火つかば。かの薄べり類にて。押へ消べし。又溝の泥をかけてもよし。此たぐひ。何れもけすに水を用る事なかれ。必さからひて。大事に及ぶとすべし。火をけすは。水にしかずとばかり。一遍に心得まじき事。明白にわきまふべき也。

注水消火法とか、窒息消火法とか、別に科學的説明こそしてないが、多年經驗の結果、矢張合理的の斷定を下して火を消すのは必ずしも水ばかりではない、火の性質によりては水は却つて大事

を起すものであると、明白に垂示して居る。それから土藏の失火、川船の中の失火に對する防ぎ様なきを説き、最後に

何方にもあれ。もしてあやまちしたらば。其まゝ他事をすてゝ一遍にこれを防ぐべし。必防おほすべし。然るをうろたへて。ぬかりをつくし或はこゝをすてゝ。物をのけんとす其間に。風あたれば。火忽ちひろがる。火さへしづまれば。財寶萬物。おのづから残るこゝを考辨かんがへわきまへて。常によくかくごすべし。

と論結して居る。一讀要領を得たものではないか。火事と聞いたら先づ一番先きに逃げ出す近代人の三誦すべきことである。之に就て思出すのは、その昔高松藩主が、その城下の住民に對して「若し失火ありたる時は、その家の向三軒兩隣りの家人は、之が消火に努むべし、之を防禦せずして避難逃亡したる者は死罪に處す」といふ意味の御布令を出したので、高松城下には火事が少かつたといふことであるが、相互扶助の原則を徹底的に適用したもので、大に味ふべき事である。

此書の下巻には、火災後に於ける土藏のひらき方、穴倉のひらきやう、火事雜談の三項につき色々な注意が述べてある。その中には、吾々が大地震火災の燒跡に立つた時、何處の人か、顔も見知らぬ老人が親切に教へて呉れた燒雪隠の事などもある。

屋敷の勝手不案内なる人。むさとすすみて。溝又焼井戸。燒雪隠へふみかぶる事なけれ。井戸のあやうきは勿論。雪隠つぼへはまれば、にへたる糞にて。身やけたるゝ故なり。はやく竹をもつて。垣結廻して。人のあやまたざるやうにはからふべし。

火事雑談は十一項に亘りて、火事に對する平生の用意などにつき、細心の事まで示してある。

風たつ夜は挑灯どもを取出し。蠟燭を立ならぶるに。いづれも一たん火をとぼし。さて吹消て置べし。後刻火をとぼす時。火のうつり甚早し。

火急の用意につき先人の教へは斯の如く周到である。

もし灯きへたる時くらがり歩行やう兩手を目の先へさし出して足を猥みだにあげず。足うらを地にすらせ。心をしづめて歩むべし。床をおるゝも四つばいに成て足よりおるべし。あやまつて頭をうち。目をつき。つまづき倒れ。などするは此心持なき故也。

一讀平凡のやうであるが、體驗を有する者が之を熟讀玩味すると、その行届いて居ること、實に嘆稱に値すべきものがある。幾多の災厄に遭遇體驗した先人が、その子孫の安全を圖るために、精魂を徹して之を口傳とし、之を記録とした愛の結晶が、則ち此の一書を成したものであると思はしめる。

此書の外に未だ古本「火の用心仕方」外二三冊を取り出したのであるが、餘り長くなるので、此等の紹介は他日を期する事とし、今回は先づ此書の紹介だけに止めて置く。(大正二年八月)

全然火防設備を無視した産業博覽會

昭和四年三月二十日から廣島市の練兵場に催されて居る廣島市主催の、昭和産業博覽會第一會場を觀覽した處、其の内容は昨春東京で催された御大禮記念博覽會、或は昨秋名古屋、京都で催された博覽會等に比すべきではないが、兎も角廣島市に開催された博覽會としては、之が初めての事なので、其の建設費等の諸経費に百萬圓を投じたといふ丈けに相當大規模なものであつて、第一會場内に於ける建物の棟数が、本館を始め貿易館、化學工業館、機械館、朝鮮館、演藝館等百三十有餘棟、其の總建坪約六千九百坪に及んで居る。

然るに此の廣い場内各館を巡覽して、記者が一驚を吃したのは、彼方此方に少數の室内消火栓のホース架が設備してあるだけで、火災報知機は愚か、各館内に一個の消火器さへ備付けてゐな

い。のみならず場内の何處を探して見ても手押ポンプ一臺の備付けもない。之は全く火防消防の設備を無視して居るが、主催者は火災保険契約でもしてあるので、安心したものであらうかと、出口の近傍に在る「消防員詰所」へ行つて見たが、消防員の姿は一人も見へぬ。参加各府縣市の出品総人員五千七百三十五名、其の出品總點數十二萬八千二百三十點との記録であるから、本館其他の主催者直接經營館に預つて居る陳列品のみでも、數十萬圓の價格の物を收容してあるのであるが、此の火防設備で萬一の事が出来た場合には、當局者は如何に措置するつもりで居るか、記者は一先づ退場して西警察署に赴き、消防係の主任警部に面談して訊ねて見た處、同警部は

「今回の博覽會の諸設備は、一切を舉げて市の方で行ひ、其の火防消防設備に就ても、當事者より何等の相談を受けないので、當署には全然關知して居らぬから、一向承知せぬ、練兵場に在る六ヶ所の消火栓を利用してホース架などの設備があるとは聞いて居る」といふ甚だ以て呑氣至極な話。

「承れば既に二回の發火があり、一回は電氣が原因、一回は放火が原因であるとの噂さであるが夫れは事實であるか」

と尋ねて見る。

「發火が二回あつたのは事實であるが、夫れは何れも開場以前に各館が建築中に起つたことで、開館以後は未だ一回もない、且つ放火原因などは認めて居らぬ」

といふ同警部の話で、更に要領を得ない。そこで記者は同署裏に在る常備消防詰所を訪ねて見たが、十人近くの消防員が居ながら、是れ亦一向要領を得ない。

「此の博覽會の主催に就ては、消防の方へ主催者側から何等の相談もなかつたので其の設備等は全然知らぬ、警察官の方にはバスが渡されて居るので入場する者もあるが、消防の方にはバスは愚か入場券さへ與へられぬので、未だ誰一人入場した者もなく、どう云ふ火防消防設備がしてあるのか、全然與り知らぬし、誰一人未だに入場した者もない。それに會場の入口にも出口も御覽の通り頑丈な構があるので、萬一の場合でも、唧筒自動車は場内へ入ることさへ許されぬことになつて居るので、火事でも出たら場外より放水防禦するほか仕方がないといふことになつてゐる」

とばかり、消防員達何れもが、之亦呑氣に構へて笑つて居る。

已むを得ないので、記者は再び博覽會場に引返し、其の事務局の警備部といふのを訪ねて、部

員に聞いて見たが、此の部員が又不得要領であつて、

「第一會場内には消火栓が東西六ヶ所に在るので、此の消火栓から支線を引いて、本館に二十五ヶ所のホース架、特設館に五ヶ所のホース架が設備してある」

といふ事以外には何にも御存知ない。そこで今度は事務副長廣島市収入役黒河房五郎氏に面晤の上、取交して見た質問應答は左の如くであつた。

記者「此の博覽會の建設費其他はどの位ですか」

黒河「約百萬圓です」

記「火災保険の契約はおありでせうか」

黒「ありませぬ」

記「建物に火災保険が附してない位ですから、出品物等も御座いますか」

黒「左様」

記「若し萬一の事があつた場合に、百萬圓の市の損失は當然として、出品物の被害等に就ては如何なる御措置を遊ばすつもりでせうか」

黒「それは出品人と市との契約に斯様な條項があります……」

第二十五條 本館は出品物に對し相當の管理を爲すと雖も、天災事變又は火災盜難亡失毀損等の損害に對しては其責に任せず

記「その相當の管理といふのが程度問題ですが、記者が場内を一巡して見まするに、彼方此方に少數のホース架があるだけで、火災報知機は愚か、消火器一個の備付もなく、場内に消防詰所の建物はあれど人は居らず、人が居つても手押ポンプ一臺の設備さへない實狀のやうですが、此の建物の廣さと棟數とに比べて、火災防備について、之で相當の管理と云ひ得るでせうか、萬一の際に私が出品人であつたら必ず損害賠償を提起し得ると思ひますが……」

黒「彼の消火栓で間に合ふつもりでゐます」

記「火防設備の警備費は何程豫算に計上してありますか」

黒「總額三萬圓です、其内人件費が三月二十日より五月十三日までの開會期五十五日間、毎日十人、一晝夜一人宛三圓の割になつてゐます」

記「そうしますと人件費は總額千六百五十圓ですが、之を差引いた残高二萬八千三百五十圓がホース架三十ヶ所の設備費といふ譯でせうか」

黒「まあさう云ふ譯です、火事は滅多にないものですから」

記「併し今迄に場内から二回發火したといふ事ではありませんか」

黒「それは建設中のことで、開場後は一回もありません」

記「建設中よりも開場後の方が、發火の危険率が多いものではありませんまいか」

黒「……………」

(昭和四年四月)

不景氣と火災

不景氣の聲も大分長いものであるが近來其の聲益々甚しく、又其の實情も愈々深刻を加へ、失業者の救ひを求むる悲痛の聲は、上下を通じて洵に轟しくなつて來た。政府當路者は、之れ獨り我國のみならず、經濟界の不況は、英・米・獨を初め、世界各國御同様なりとし、此の難局打開策としては、唯だ國産品奨勵の方策ある而已と處断して居る。お互様に不景氣だけは國際場裡の落伍者となつても不服はない筈。僅に銅・セメント位の外、自給自足の原産資料とは無之、あとは皆他國に原料を仰がねばならぬ我國として、國産品奨勵の運動と實行が、果して那邊まで徹

底し、幾許の効果を收め得べきかの懸念はあるが、其の奨勵を爲さざるに勝ることは論を俟たぬ。

それと同時に、此の不景氣時代に於て、積極的ではないが、消極的に、産業の盛衰と、資源の培養枯渴に甚大の關係を有するものは災害防止である。内相が地方長官會議の訓示に際して、此の一事を考慮に入れざりしことは、寔に以て遺憾である。地震の如き、之を防止し得ざる天災は別として、火災の如く、其の十中八九までが人の不注意に因る人爲的の災害は、平安な中景氣時代よりも、好景氣時代に多く、好景氣時代よりも、不景氣時代に於て更に其の多きを見る。

何となれば、中景氣時代は概ね人心が和平安靜である、落着いて居る、斯様な時代に事故過失の少ないのは自明の理である。然るに好景氣時代となると、兎角人心が浮華輕佻に流れ、自墮落になり易い。又業務繁劇の結果、傭人職工等は過度の勞働を餘儀なくせらるゝ場合が多いので、彼等の過勞睡眠不足より生ずる過失のため、工場火災などは必然的に増加を見るのである。反對に不景氣となると、之亦火事の卵は層一層増加する。何處の家庭でも米櫃の底を拂ふやうになると不和になり勝ちのものであるが、此の不和こそは即ち災害を招く卵である。總ての災難は不和な家庭に起り易い理窟のものであるが、火の元の不注意なども、兎角不和な家庭に多い。

不景氣に因る失業苦、借金苦、生活苦の爲めに、各人の家庭は圓滿を缺き、人心の徒らに荒廢

悪化する所に、災厄の悪魔は跳梁するのである。聽て夫れが究極し、飢餓凍餒に迫るに及んでは祖先傳統の道徳も、國家權力の法律も之を制するには力弱く、忌むべき放火犯罪などが數多く發生する。論より證據、茲四五年來の全國市街地火災原因統計を見るに、放火は全發火總數の十パーセント以上を示して居る。

失火は偶發的の發生であるが、放火は或種の目的を達成する爲め當初から計劃的に行はるゝもの故、發火の時刻其の場所等に於て、大火となるべき可能性の素因を用意されたものが多い。而も失火は人が火を用ふるの多寡、即ち寒暖の時季に於て其の加減を見るけれど、放火は情激の怨みであり、或は保險詐偽などに因る計劃的のものであるから、春夏秋冬、敢て其の時季を選ばぬ則ち火災季節ならずとも、放火犯人の卵は到る處に横行し、大火の卵は不用意の處に爆發するものと見ねばならぬ。殊に不景氣の益々深刻なるに伴れて、此種の卵は孵化し易きものと見ねばなるまい。一市一町村を灰燼とする大火は、其の市町村民の財貨幾千萬圓幾百萬圓を瞬く間に灰化する恐るべき結果を招來し、自治體を危難に墜らしむる。併し好景氣時代なれば、其の經濟的復興も敢て至難ではあるまいが、今日の如き不景氣極まる經濟難の時代に於て、一度び斯の如き大火に遭遇せんか、蓋し其の復興は容易の業ではなく、其の住民の多くは、擧げて四方に流離する

の外はあるまい。

故に不景氣時代に於ける火災は、個人としても國家としても、禁物中の禁物である。此際に於ける火災は僅に物的損害のみならず、人心の悪化荒廢を助長促進し、狂者、神經衰弱者を續出し更に火事の産卵者を増加せしむる點に於て、其の罪惡や方に死に當る。當事者の嚴戒と國民の自覺彌々切ならんことを祈る。(昭和五年六月)

心身疲勞と災害

事々物々は、何れも之を個々に觀じ、之を個々に聞くと、割合に解釋し易いもの、やうであるが、之を總體的に觀じ、之を綜合的に索ねると、判らぬこと解釋し得ぬことが多い。記者は去る四月一日の東京消防茶話會に於て、N消防署長から、警視廳消防部に新設された潜攻班——之は出火現場に出動の際、放水作業に先行して人命救助、破壊作業を行ふのを使命とするもの——の活動振りと、其の効驗の甚大なる理由を承はつて、斯様に進歩したものが組織された以上、市民

たる吾々は聊か安心して、所謂高枕安臥が出来るのかも知れない、と云ふやうな気がしたものであつた。

然るに五月七日に芝白金町の火災で六名焼死、同日牛込神樂町の火災で一名焼死の事件があつたので、之は容易に安心は出来ぬと考へ直してゐた處、五月十一日の東京消防茶話會に於て、消防署長から、焼死者に就ての實驗談を聞いた。それに依ると、

人命の尊いことは、誰しも承知のことであるから、消防隊が到着すると其の指揮者は、先づ發火地點近隣の者に對し「家族は皆避難したか、誰か残つてゐる者はないか」と一應訊ねることは訊ねるが、先着の消防隊としては、奈何しても、火焰の擴大延焼せざるうちに之を鎮滅したい所存から、やゝもすれば眼先きの延焼防禦行動に寸刻を争ふものである、故に罹災者が若し延焼中の二階三階に家族を遺したやうな場合は、消防隊に之を訴へ、署員を案内して其の活動を補助するやうにして貰はねばならぬ。

といふやうな意味であつた。尤もな話である。併し身を以て漸く火焰から脱れる罹災者に取りて之は、相當に困かしいことでもある。

記者はH署長から此の話を聞いた後、前回のN署長の話を思ひ出し、記憶を辿つて彼此對照、

興味の深きを覺えつゝあつた休憩中に、消防部のS係長から「今年は非常に焼死者の數が多いが奈何いふ譯でせう」と、記者が問はんとする所を、アベコベに逆問されて面喰つたのである。明けても暮れても消防事務に従事してゐる本職の専門家より、此の質問が出るのだから、此の問題は確かにXに相違ない。

話頭一轉。世間の不景氣話も随分長いものであるが、愈々官公吏の減俸問題まで遂に實現するに至つた。一體全體、奈何して斯様に不景氣なのであらう。何が斯うも不景氣にならしたか其の原因如何。曰く、金解禁。ナニ日本許りの不景氣ではありません。金解禁などは數年前に済んだ諸外國でも御同様に不景氣ですと、井上蔵相は嘯く。吾々常食の米は三百五十萬石も餘つて倉庫に堆積、パン粉原料は生産價切れの安値で米國から押寄せる。砂糖もコーヒーも何もかも、生産過剰の大豊富で此の不景氣はソモ如何。經濟學の大部分は生産學であつたが、逆轉して消費學に代らねばならぬことになつた。急に現實が逆轉すると丸善に行つても種本が無いから、我國多數の經濟學者も口を蔽ふて語らず、教壇で僅に過去の經濟學を説くのみ。

此の時に當つて、此の不景氣の原因は如何、斯の如く金の廻轉を鈍らした原因如何の問題に就て、聊か吾々を傾聴せしむるに足る説を吐いたのは、米國のローヂャー・ダブリウ・パブソン氏

である。彼は説く

夫れは、消費者が肉體的に疲れ切つたからである、困るのはポケットが空であるばかりでなく人々が疲れ切つて居ることである。即ち唯だ金の縁が切れたといふこと計りでなく、此上の競争と壓力とは、もう身體が續かないと思つて居る人々の心である。生理的の過勞である、神經衰弱である、假睡状態である。——病弱の人々は澤山も食べない、碌に遊びもしない、ろくに物も買はない。

則ちスピード時代を迎へた文化的生活の餘りに激甚なる競争の爲めに、一般に身心の過勞倦怠を致して居る、之れ世界的不景氣の原因である、といふのがパブソン氏の身心疲勞説である。

景氣不景氣何れも火事とは關係がある。餘りに景氣が好過ぎて産業界が殷賑を極めると、火事の卵が増加すると同時に、兎角人心が興奮するので火災の發生が多い。また今日の如く、餘りに不景氣になると、保険詐偽に基く放火犯の増加を始めとし、生活の不安は思想の惡化を招來して、火災を起す幾多の原因を醸成する。好景氣にもあらず、不景氣にもあらず、所謂普通の常態に在る時が、最も火災の少ない時だと云つて宜い。

記者はS係長の「焼死者が多い理由如何」の逆問に對して、パブソン氏の身心疲勞説が此の方

面にも適用されることを感じたのである。といふのは、一般的に、凡ての人爲的災害は身心の緊張を缺いた時に受け易いのが原則となつて居るからである。ボンヤリして居たら銀座の十字街を横斷するのでも九死に一生だ。(昭和六年六月)

放火は重刑、失火は嚴罰に改正

放火や失火は直接に個人の財産を侵害するに止らず、時には公共的財産はもとより、人の生命身體に對する侵害危険をも包含するものであるから、舊刑法では放火罪失火罪を一種の財産罪と看做したけれど、現行刑法では之を公共危険罪としたのであるが、我が刑法は過失犯を輕視する立場から、失火を極めて軽く取扱ひ、放火罪の重刑なるに比して、失火罪は極めて軽い財産刑となつてゐる。

併し火災被害の觀點から之を見れば、其の結果に於ては放火と失火との間に大した差異は認められない。則ち放火にしても失火にしても、隣接住家の人命財産の危険損害に就ては大差がない。

放火は重刑、失火は嚴罰に改正

故に或論者は今日の頻繁なる失火は、失火罪の極めて軽いことが其の主因であるとなし、失火に對する刑罰を大に加重することが失火の輕減を來す所以なりと力説し、中には其の一方法として失火損害賠償の問題につき、不法行爲に關する民法の適用から除外されて居る明治三十二年法律第四十號の失火の責任に關する法律を廢棄すべしと主張するものさへある。

誰しも火難を好む者はないが、其上に重刑を科されることは尙更好ましくない。故に失火罪の輕きに失することが、民衆の火に對する注意力を深甚ならしめざる結果、過失の遞増を招來するものと見るのは、敢て現代人ばかりではない。その昔大岡越前守が、江戸の火災を根絶せんとして種々の方策を講じたが、容易に其の効果が見へぬのを慨嘆し、終に刑罰加重の方策を出たものだ、即ち火事の起るには、放火失火の別はあるにしても、結局その火を起した所謂火元に責任があるものとして、享保十三年火元に關する罰則を制定した。此の罰則に據れば、出火の節、火元は類焼の多寡により三十日より二十日までの押込とし、大火の時には火元は五十日の手鎖、火元の地主は屋敷活券金十分一の過料、火元家主は三十日の押込、風上二町風脇左右二町宛六町は過料としたものだ。昔に火元のみならず、廣く關係町内に及ぼす此の失火嚴罰方策は、當時相當に効果を擧げたやうである。

今回、司法省内に於ける刑法改正起草委員會が、昭和二年春以來約八ヶ年に亘る刑法各章審査の結果、近代的社會通念に適應した刑法改正案を脱稿し、近く議會の協賛を経て其の公布を見るべき状態に在るが、同案文中の放火刑に對する條項によれば、

第八十一條 現に人の住居に使用し又は人の現在する建物、汽車、電車、艦船若くは鑛坑を燒毀し火災を惹起したる者は無期又は六年以上の懲役に處す

前項の罪を犯し因て人を死に致らしめたる者は殺意の有無を問はず死刑又は無期懲役に處すとあり、現行刑法より大分刑量が増重されてある。

また失火に就ても嚴罰主義に出で、其の新規定によれば、

第八十八條 業務上必要なる注意を怠り第八十六條又は前條第二項の罪を犯したる者は三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す（浴場、工場の火災にて隣接の人家を燒失せしめたる場合）

となつて居る。之に由て見ると、規定の必要なる火防消防設備を怠つて失火した浴場工場等の火災で、隣接の人家を延焼せしめたやうな場合には、右の如き嚴罰が科されるわけである。また最近の白木屋火災や、深川アパートの慘害に鑑み、浴場以外に、此等百貨店、アパート經營者の失

火責任に關する處罰に就ても、立法當事者の考慮が望ましい。

前記明治三十二年法律第四十號の失火の責任に關する法律は、火災の責す不測の損害の賠償を個人に負擔せしめることの不能から生じた實際上の制限を定めたもので、民法上の取扱を刑法に移すことは出來まいが、此の改正案に基く刑法の改正により、放火重刑失火嚴罰の實施に伴ひ、國民の深甚なる省慮と周到なる注意の喚起によりて、我國の放火并に失火の輕減に効果を齎すを得ば、邦家の爲め洵に幸慶至極と謂はねばならぬ。(昭和八年八月)

火防行政上の甚大なる缺陷

逓信大臣は二月五日付を以て救命器具試験規程(逓信省令第二十一號)消火器試験規程(同第二十二號)火災警報装置試験規程(同第二十三號)防毒面試験規程(同第二十四號)の各規定を定めて公布した。之は孰れも昭和八年三月十四日法律第十一號「船舶安全法」第二條の施設に關する法令に基きて定められた規程で、消防上から之を覽れば、「一般火災」に對して「特殊火災」

と稱せらるゝもの、中の「船舶火災」に關する火災豫防並に消防につき、指導を兼ねたる取締規程である。

救命器具試験規程には、(一)救命艇(二)救命筏(三)救命浮器(四)救命浮環(五)救命胴衣(六)救命焰(七)救命索發射器の七種に就き、消火器試験規程には、(一)液體消火器——消火液を放射する持運式消火器(二)泡消火器——消火氣泡を放射する持運式消火器及移動式消火器に就て、火災警報装置試験規程には、(一)電氣サーモスタット式火災警報装置(二)空氣管式火災警報装置(三)煙管式火災警報装置の三種に就て、防毒面試験規程には、火災に伴ふ煙、一酸化炭素其の他の有害物を含む空氣中に於て、呼吸を安全ならしめ得る防毒面に就て、孰れも其の形式、構造、機能、効用等の諸點に關し、かなり詳細精密に互りて其の規矩を示し、購入者に過誤なからしむると同時に、供給者にも其の向ふ所を教へて、指導監督の並行が期されて居る。

現在我國に於ける汽船は三千三百餘隻、其の總噸數は約三百九十萬噸であるが、火災に因る損害は甚だ僅少で、内閣統計局監修の統計書にも掲出されてない程度であり、横濱・神戸兩港に於ける既往五ヶ年間に就て之を見るも、昭和四年度に於ける十萬餘圓の損害を以て最高とする位のものであるから、全國船舶火災の總損害も年額約二億圓を計上する一般火災の損害に對比せば、

恐らく其の千分の一にも足らぬであらう。

此の如き罹災程度に在る船舶火災に對しても、逓信大臣は、尊き人命と其の財寶の保安に任ずる船舶の監督者たる責任上、船舶安全法を制定して、右の如き火災豫防と消防に關する施設の試験規定を公布して居るのであるが、罹災年額約二億圓の一般火災の防止と其の消防行政に任ずる内務大臣は、明治廿七年二月勅令第十五號の「消防組規則」以外、此種の何等見るべき法令の公布無之、また内務大臣の委任を受け居る警視總監を始め各府縣長官に於ても、逓信省令程度の、民衆に對する指導監督規定を設けないのは、實に不思議な現象であり、不可解な實相ではあるまいか。之れ本文の記者が、此の規程に接した時の感得であつた。

例へば東京に於て、救命器具を設備すべしと、官憲より警告されたデパートがあるにしても、器具の種類が漫然と並べられた位で、其の構造や機能に就て何等の規程が示されてないので、デパートも其の選擇に苦しむ。消防隊の耳目たる出火發見機關の火災報知機設備を市町村に獎勵するも宜いが、之亦何等の指導が無いので、其の設備問題が起る毎に、市町村は大採めである。防空問題に直面して居る今日、全國消防は何れも防毒面やガスマスクに多大の關心を有して居るが其の選擇に就ては別に據るべき規定もなく、監督官署に就て聞くも、之を知る者は殆ど無い。報

知機や防毒面は愚か、民衆が消火器一個を備付けんとしても、其の孰れを擇ぶべきかに就ては據る所が全然ない。故に其の營業によりて、消火器を設備すべしとの規定に基き、警官は其の備付の有無は檢するが、消火品の種別や品質を選擇指導する由なきため、危険なる工場やガソリンスタンド等到る處に、今以て俗に「警察除け消火器」と稱する殆ど形式ばかりの消火器などが備付けられてゐる。これが實に今日の火災行政の一般であり、消防行政の全貌であるのだ。

凡そ一般民衆が、各々利損に直面する生産的、營利的の産業に對しては、政府としても監督を主とし、指導を從として可也であり、時には之を自由放任に委する方が寧ろ健全なる發達を見ることが多いが、火災防止や交通衛生等の如き、個人としては消極的に見らるゝ公共的の事業に對しては、官憲は指導を主とし、監督を從として之を行はざれば、到底其の事業の發達向上は期せられない。殊に火災防止、消防行政の如き、監督のみ如何に嚴にするも、其の指導する所無之に於ては、形式整ふと雖も實績は決して擧るものではない。

我國の火災防止、消防行政は、此の指導主監督從でないと言ふよりも、寧ろ民衆や消防隊を指導することに於て皆無に近いことは、前記の如く、其の主務省に於て消火器の標準規定一つが制定し能はぬ事實が之を證して居るが、之は畢竟するに、主務省を始め各地方官廳に、火災防止に關

する科學者、消防科學に造詣ある専門的技術者の皆無なるに原由する、と斷じても敢て過言ではあるまい。我國の火災防止消防行政は、此點に就て實に甚大なる缺陷を有する。函館大火の起つたのも、之に緣由するものと謂ふべきで、決して偶然ではないと思ふ。此點に就て當局者が根本的に反省して熟慮斷行する所なくんば、第二第三の函館大火が出るのも必ずしも杞憂にあらずと考へる。(昭和九年四月)

木造家屋火災實驗の見學

本文の記者も物心を憶えて以來屢々火災を見物した。また日本消防新聞創刊以來十有九年間、自己の職責上、機會あれば之を逸することなく、幾多の火災に出動して之を實際に就き見學し、其間關東大震災にも遭遇して、一家焼出されの苦驗も嘗めた。然し乍ら放火した瞬間から、二棟二十七坪の木造家屋が、完全に燃燒するまで、前以て手持の寫眞機まで据付けて、悠々火災の燃燒狀態を観察し得たのは、八月二十五日に於ける、帝大工學部の實驗參觀に據るのが初めてであ

る。之は敢て記者のみではなく、日常消防事務に執掌されつゝある消防官の參觀者諸氏も、亦然りと信ずる。記者は此の機會を與へられたる學府に對し、先づ以て深厚の謝意を表す。此の火災實驗の内容と其の結果に就ては、主任の内田祥三博士を始め、關係された學者諸氏より、同調査終了を待つて適確詳細の報告が發表される筈だから、消防事業に従事する關係者は、また此の基本資料を検討考査することによりて、消防防禦の方法等につき、多分の新發見などに恵まれ、裨益する所甚大なるものありと考へられる。

此の火災實驗に供された木造家屋は元前田侯爵邸にあつた古い武家長屋の瓦葺平家建十六坪半が一棟、それから三メートルの間隔を置いて同様平家建十坪半のものが一棟、孰れも百數十年前のものであると云ふが、昔の建物だけに、棟や梁柱など立派なもので、一部には部厚い土壁もあり、先づ今日の木造家屋としては普通以上のものであり、之に此家屋相當の家財什器に等しい容積の燃料が入れてあるものだ。記者が此の火災に直面して、外觀的現象から感得し得た事や、從來の説を之に依て確認し得た事例の二三を擧げて見ると凡そ左の如くである。

(一) 普通木造家屋の一棟に火が廻つて瓦屋根に焼けぬけるには十分以上も要すること。
正一時に内田博士が手にした一本の蠟燭の火で襖や障子に放火されたが、其の報告があつてから

羽目板から煙が吹出し、軒先に炎の舌先が見へるまでに約六分、火煙が瓦屋根を突破してドツと火柱が立つのが約十五分、棟を落すのが約二十分であつて、微風ではあるが、一滴の水を注ぐことなしに、全然焼ける儘に放置して、其の總體が倒壊するまでには約二十五分を要した。記者側近のK消防官が「街の火事はもつと火の廻りが早いやうな気がするし、此位の火事だと風もまだ出るやうな気がする」との感想を洩したが、記者も同感であつた。蓋し市街の火事で火の廻りが早く思へるのは、人の災害を眼前に見て居ると、殊に消防作業に従事する者には、頭の働く早さと、手足の働く早さが、同等に行かぬ焦燥心から、火の延焼力と之を對照して、同じ延焼速度でも火足が早きかの如く感ずる一種の錯覺であらう。また火熱が周圍の温度を高め、其の空氣の上昇によりて風を起すことは、場所によりて其の比率に差異はあるまいが、何等の障害物なき廣場ミ、建物の櫛比する市街の大路小路とは、通風状態に、相當差異があるわけだから、此點市街火事の方に風當りが多いと感ずるのも間違ひはあるまい。

火の廻りは、窓や戸の閉閉如何等の屋内の通風状態によりて差異のあるのは勿論であるが、此の火事の場合に、若し屋内に住む人があつて、逸早く此の發火を覺知し、一方急を近隣へ報ずると同時に、一方自衛消防に従事したと假定するとせば、

(二) 發火して五分以内に消火に努力せば、水道の吐水口による家庭消火栓、又は手押の輕便唧筒、或はバケツ等によりて充分防禦の効を奏し得る。

と考へて宜いと信ずる。

從來の實火災に於て、發火時刻の推定は、消防で之を發見した覺知別——即ち火災報知機、火災電話、望樓、駈付等——と、其の時刻・場所・燃え草・原因等によりて、容易に決定し難いものであるが、此の火災實驗に徴すると、

(三) 火の見櫓から火煙を認めての覺知即ち望樓發見をした時は、少くとも發火してから五分間以上を経過して居る。

と觀測して宜いことになる。故に望樓發見によりて消防隊が寸刻の間に出動し、假に五分間で現場に到着したにしろ、其時は既に發火後十分を経過して居るわけだ。

故に是迄も、出火發見の遅速は、消防成績を左右するものとして重要視せられ、此の早期發見が大に奨勵されて居る次第であるが、實際に於て火事も小火の中に之を發見し、之を防禦すれば左程恐ろしいものではない。仍て何としても

(四) 火災報知機の如き、優秀なる出火發見機關の普及と、之を正式に利用する市民の訓練が最

も必要である。

といふことは、殊に都市の火災防衛上動かすべからざる結論となる。

第一回の帝大の火災実験は一棟の木造家屋に就て之を行つたのであつたが、今回は前記の如く大小二棟の家屋に就て之を驗した。多分之は輻射熱の研究に資する爲めと思へる。而して此の實驗に於て先に放火した十六坪半の第一家屋が燃上り、壁間三メートルの間隔を以て建つ十坪半の第二家屋の廂に引火したのは、放火後約十九分の後であつた。微風とは云ひ條、第一家屋の猛烈なる燃焼振りを見る者には、もつと早く第二家屋に引火するやうに考へられたが、事實は斯の如くであつた。此の實驗に徴すると、

(五) 家屋相互の壁間三メートルの間隔は延焼防禦上甚だ有効である。

一事を立證するもので、若し此の火災に於て、望樓發見後五分間、即ち發火後十分間で消防隊が到着したとせば、水利の存する限り、消防活動によりて第二の家屋は充分に延焼を防禦せられ、類焼の厄を免れ得るものと思料される。

處が一旦引火するや、第二家屋の火の廻りは、第一家屋に比して甚だ早く、僅に約十分で全く焼け崩れて終つた。家屋の大小もあるが、第一家屋の焼け崩れる約五分の二の時間である。之れ

は輻射熱で約十九分間熱せられた爲めに、其の廂の木は攝氏三一六度の發火點に達して燃え始めたわけであり、廂以外の木材も熱の作用をうけて既に水蒸氣を發散し盡して揮發性の炭化水素を放散する程度の進行的變化を起してゐた故であると説明し得るが、之に依て見れば

(六) 隣接家屋の延焼率は加速度になつて來ること。

の事實を證するものではあるまいか。延焼範圍が擴大し、防禦線が延長するに従ひ、消防隊が苦戦するのは、畢竟するに此の加速度の延焼に對する消防隊の補充應戰に存する。

また一般の火災に就て、其の燃え上る火災の大きさは、風速度の如何によりて、火先きを延長し、其の延焼率に至大の關係があるので、此の第一家屋が盛んに燃え上つた際に於ける火焰の直上はどの位になるものかと、興味を以て記者は監視してゐたが、盛んに燃上つた時には風を起し火煙は渦巻きとなつて一時風下へ流れたのと、それが又直上になつた時も、濃煙の中に炎が包まれてゐる形であり、且つ眞晝のことゝて炎の高さを確かに觀測するを得なかつたが、大體に於て炎の高さは家屋の高さの約三倍乃至四倍に達したやうに見られた。微風の場合に於て之れであるから、若し強風となり烈風となつた場合、炎の火先は果して幾倍することか。此等基本的の科學研究が完成されぬと、消防戰術の眞諦は容易に解説されぬであらう。(昭和九年八月)

災害に對する豫防的護身術

松井理事長の御指名に預りましたので、私も一言申上げて新年の御慶びに代へたいと存じます。本夕は松井理事長を始め他の各位より、消防と科學知識に就て、色々御意見や御感想をお述べになりましたので私は一つ茲に思付いた儘、非科學的の事を御披露して見たいと考へます。

私には、私のやうな仕事をして居る者によくある古本漁りの癖がありまして、閑暇があれば、古本屋を覗いて見るのが一つの楽しみを致して居ります。そこで今春も松の内に一日、午下りに早稻田通りの古本屋を一軒一軒覗き廻つてみました。處が不圖私の眼についたのは、「災害豫防術」といふ一本でした。題名が私の常に志す所のものであり、之は見遁がせぬと、手に取つて見ますと、此本は一名を「天壽保全法」とも稱し、一寸面白い本だと考へて求めて歸りました。

今日も茲に持つて居りますが、御覽の通り、袖珍二百八十頁の本で、著者は有名な守田寶丹、刊行は明治四十三年四月であります。卷頭に於ける富岡鐵齋畫伯の端書には明治二十九年六月

とありますので、仔細に之を見ますと、著者が身體の保全に關する多年の經驗を記して印刷に附したのは既に古いことで、其の効驗空しからず、各方面から實驗の證明が來集したのを録して一冊子とし、之を「身體保全法」と題して刊行したのが明治二十八年で、更に之を追補し改稱重版したのが即ち此本であるのでした。

此書を出した所以は、著者の自序に明かですから、茲に其の一節を御紹介して見ませう。

「夫れ人は貴賤を論ぜず、最も大切なるは身命に若くものなし。其身命を保護するは人生第一の努めにして、老を養ひ、幼を愛み、身を衛るも、皆之れ其務を盡す所以なり。夏は涼しきを取り、冬は暖かなるに就き、危きに近づかず、險しきに臨まず、居所泰からんことを求むるも、亦身體の大切なるを知るに因てなり。是故に平常衛生に怠りなく、病患を未萌に防ぎ、若し不幸にして疾病に罹るときは、醫師の診察を受け、諸種の良藥を服して全快を祈り、或は流行病などのある時は、夫々豫防を第一として飲食を慎み、衣服を淨め、感染を防ぐの類、擧げて數ふべからず。

此處までが第一段でありまして、之より愈々本論に入るのです。

「世に生存して天壽を全ふせんとするの道は、此の如く多端にして常に心懸くること肝要なり。

又其の順序等は種々の書に詳かなれども、亦其道の達人に問はば分明にして、水到りて渠成る
さいへる如く、夫れく差支へなく保養防護の法も相立つものなれば、心懸次第にて衛生の事
は行届き得べきも、天災地變に際會し、之に處する儘かなる方法、又は著述に因りて明かに指
示したるものあるを聞かず、然らば災變に際して、身體を保全する法は未だ備はらざるものか。
夫れ人は萬物の靈長にして天地ニ參なり。其智淵深廣大、何物とてか人智に備はらざるあらん
や。其智力を極むるに至つては、天地萬物の情悉く見はれ、無數の發明となりて、人工を以て
天工を奪ひ、身體保全の道も、已に大に進歩する時に方り、獨り災變に對する保全法に限り、
人智の至らざる所となし、之を度外に置くは、理に於てあるべきの所謂なきなり。

鳥獸の吉凶を悟り、晴雨を感じ、草木の枝葉に大風洪水を兆する等は、自然に通ずるものなら
ずや。鳥獸草木已に是の如し、況んや萬物の靈長たる人に於てをや。其の未だ發明として世に
傳はらざるは、是れ全く災變は天命なりとして天に委ね、人智を盡くして之を推究せざるに因
てならん。亦定に惜しむべきにあらずや」

以上が自序の前半であります。大地震がある前には、常に地面に居る雉子さへも之を豫感して樹
枝にとまつて居ます。之は昭和五年十一月二十六日の伊豆地方に於ける大地震當時にも實在した

事でありまして、現に地震豫知法に關する研究材料の一つとなつて居ります。また大津浪などが
ある時には、蟹などは前以て濱に這ひ上つて居るとも傳へられて居りました、此等小動物が地震
などを豫感するのに、萬物の靈長たる人間に、此種災害の豫知が出来ぬわけがない筈である。必
ずや己が身體に其の豫感が可有之筈である。之を知ること、之を探ぬるのが即ち豫防術である、
といふのであります、つまり本書は一般災害に對する自己の豫知的護身術であるのです。

而して其の術たるや如何といふに、古老の方々などは既に御存知のことでありませうが、昔か
ら隱醫などから傳へられて居る、所謂「三脈術」と稱するものであります。

其の方法は先づ(一)左手の拇指と示指中指とで左右の奥歯の下にある動脈の處を押へて見ると
「ヅキ／＼」といふ脈搏を覺へます。若し奥歯の下の脈搏が微小でわかりかぬる人は、俗にいふ
咽佛の兩側にある動脈を、左手の拇指と示指中指とで押へて見ると宜い、誰でも「ヅキ／＼」と
いふ脈搏を感じます。此の二つの箇所を脈搏を檢すると同時に(二)右手の掌を左手の手首にあて
右手の示指中指を以て左手の脈動を心靜かに檢するのです。そして「此の三箇所を脈搏の波動が
平均して居れば是れ無事安穩の兆と知るべし。若し此の三脈が常度を失して亂調なれば、何か凶
變の兆ありと知るべし」といふのであります。之れが則ち此書の骨子なのであります、三脈平

均すれば何故安穩であり、亂調なれば何故凶變の兆と斷するかの理由に就ては、何等の説明も無之、ただ日に「兩三度此の方法を試むべし」と教へた後、

「夫れ已に此法を信じて之を行ふときは、安心立命の思慮先づ定り、怯者も能く勇に、懦者も能く奮ふに至るべし。要するに凡そ百業事に對し、活潑、進取の氣象を起さしむるものは、實に此法に在りと知るべし」

と斷じて居り、石川鴻齋なども

醫聖既傳三脈法。何將ト筆ヲ索幽冥。人身本是小天地、筋骨皮膚皆有靈。

の詩を寄せて此の術を禮讚して居り、此書二百八十頁に録するものは、殆ど全部が此の術の實驗談でありまして

火災に對する三脈術の効驗	一三	洪水に顯はれたる効驗	七
地震、海嘯、ナダレ、暴風雨	一二	疾病の上に及ぼす三脈の效果	二五
汽車汽船の遭難豫知實驗	一〇	猛獸と暴徒に現はれた結果	二
戰爭に於て効果を收めたもの	一八	盜賊に對する實驗	五

以上九十二篇の奏効報告を掲げて、其の結果を以て、此の秘法の信するに足ることを證しては居

りますが、未だ科學的の説明は加へてありません。また最近平凡社から出ました「大百科事典」などを繕いて見ましても「三脈術」などの見出しは見當りませんので、前以て非科學的のお話とお斷り致しておいたわけですが、古來我國の聖醫に口傳し來たつた一つの方法であることだけは確かで、災害研究家にとりて、興味ある問題であり、また一般の人々に於ても自己修養に參考となる問題であると考へましたので、茲に此の古書寸見を御披露したわけであります。

尙此の三脈術の由來ミ著者が之を信するに至つた動機に就て、此書に記してある處を讀み上げて見ますと、左の如くであります。

「此術は何れの世、何れの人の發明に係るにや未だ詳かならずと雖も、東京京橋區丸屋町に住む質商山田屋田中清助氏は、年若かりし時、隱醫より傳授を受け、日常此方法を試み怠たらざりしが、年齢五十餘に及び、彼の安政二年乙卯十月二夜に大地震あり（江戸大地震といふ）此時小生（守田寶丹）は十五歳にして此家に丁稚ニなり居りし處、適々瘰癧を患ひ、二階に臥し居たりしに俄に震動すること劇雷の如く動搖甚しく、棚の上なる三四の衣櫃は、臥床の上に墜ちて身を壓する故、大に驚き聲を揚げて助を求むれば、主人清助は手に雪洞を提げ二階に上り來り、扶け起して慰めらるゝに、能く主人の状を見れば、土藏の壁間を通り來し爲め、頭部より

全身に土灰を被ふり、甚だ汚れ居れども面色は變ぜず、舉止平日に異なることなければ、小生心竊に主人の剛膽に感じたり。

是より震動屢々あるを以て皆大に怖れ、毎戸地上に小屋を造り、其中に起居すれども、山田屋のみは主人の嚴命によりて、残らず家中に住はしむるに、各々危険の思ひあれども、主人の命に背き難く其意に隨へり、後ち別に大震もなかりしかば、一同も主人の先見に敬服したり。

程經て後ち主人は家人を集め、我れ先年より或る隱醫の教を信じ居たれば、此の震災に際しても敢て驚かず、泰然として家事を處理するを得たりとて種々なる事實を物語れり。此時主人より三脈術の傳授を受け、爾來今日に至る迄、日として脈を診せざることなく、地震其他のことに遭遇する時、先づ脈動を試むに敢て異變を覺へざれば、心志安然としてもものに恐怖することなし。

明治元年戊辰五月十五日、上野戦争の際、小生の住家も兵燹に罹りたれども、當日の曉天砲聲を聞て家族一同を集め、各々此の脈度を試験せしに皆異狀なき故に、大に安堵して一人も戸外に出でず、徐かに荷物を土藏の中に運びたり。

午後に至り砲聲は止みぬ、已にして官軍兵士の指圖に従ひ、家人一同は駒込まで立退きたり。

後に家屋は焼失せしが、之れ始めに脈度を試みて一人も狼狽せざりし故、家人の散亂も無く、

且つ無難に立退かるゝの幸福を得たるは、實に「三脈保全法」即ち災害豫防術の賜なり」

つまり著者守田寶丹が、年少の頃、安政の大地震に遭つて、此の三脈術の効果を發見し、主人から此の傳授を受けて、其の生涯を通じて之を人に奨め、之を世に弘めたものらしいのでありまして、則ち此の小冊子は、その最後に出した宣傳書であつたのでした。

一名を「天壽保全法」とも稱する緣起の好い術でもありませんから、之れを科學的に研究するのは、今後吾々に責任があるものとして、新年早々から一つ御試みになつては如何なもので御座いませう。(昭和十年一月十五日、東京消防茶話會新年會に於けるアリアルスピーチの要領)

帝都の不祥事件と市民の警火成績

御見舞を寄せられた地方愛讀者各位！今回突發しました帝都未曾有の不祥事件に就ては、早速

御見舞を戴きまして、御厚情の段、深く御禮を申上ます。

不祥事件の内容に就ては、其後各日刊紙に逐次報道されてゐます戒嚴司令官其他當局者の發表等によりて、大體は既に御承知であらうと存じます。事件發生地の帝都に住む吾々と致しまして、報道機關に縁の深い業務に従事する吾々と致しましても、斯様な突發的不祥事件になりますと、其の全貌を知ることさへ甚だ困難で、其の真相などは、時日を経過せねば、誰しもハッキリ判るものではありません。一例が「彼の叛軍重圍の中を、岡田首相がドウして危難を脱れ、三日間を何處にドウ暮して居たのだらう」といふ一事だけでも、巷間の噂さとりぐで、何が何やら薩張り判らず、當局から「首相脱出頭末」の發表を見たのが、事件發生後の九日目に當る三月五日であるのに徴しても、事態の混亂狀況が略々想察されるではありませんか。

地方に居られる諸君には、東京に居れば各般の情況が早く判かるやうな氣がするかも知れませんが、通信機關の完備して居る今日、事實は決して左様なものではなく、一般に發表されるものは、ラチオで東京も地方も、殆ど同時刻に耳に入ります。發表されぬ特殊情報などは、色々の關係から、或は東京よりも地方に早く知れ渡る場合もあり勝ちのもです。但し夫れには流言や蜚語も混り易いので、事件に直面してゐる東京人よりも、寧ろ離れて想像遙察されてゐる地方人の

方に却つて御心配や御苦勞が多いわけとなりませう。

不祥事件突發の當日である二月二十六日には、午後二時から警視廳消防部二階で、東京消防研究會評議員の委員會が催されることに、前以て定められてあつたのでした。私は午前十時半頃、春雪霏々と降る中を日本橋に行き、友人と會して始めて朝來突發した不祥事件を聞知し、三越六階の食堂で友と晝餉を認め乍ら、同店顧客の集散振りを審さに觀察しました處、平日よりはや、閑散のやうにも見られましたが、それは雪のためらしく、多數の者はまだ此の事件を承知せぬと見へ、別して異常な動態も見受けられませんでした。其處で友人と別れ、同店警防隊長藤田惣三郎氏（前日本橋消防署長）を訪ふて會見、事件の情報を交換した後、丸ノ内から日比谷附近の狀況視察に赴き、之は事實容易ならぬ事が惹起したと思ひましたが、此時は未だ、彼方此方に立つてゐる兵士が、果して叛亂軍の兵士なのか、警備軍の兵士なのか、吾々の眼には更に判断がつかず、常に我が皇軍を信頼し切つてゐる市民としては、別段に驚異的又は恐怖的の様子もなく甚だ平穩で「何かあつたナ」位の調子でありました。

併し其の夜、陸軍省から「青年將校の重臣襲撃」が發表され、翌朝「内閣總辭職の決行」「帝都に戒嚴令施行」等の事が逐次發表されるに及んで、之は重大事件であるナといふことが、一般市

民の頭を支配したやうですが、それでも一定の區域以外、東京市中は極めて平穩で、歩いて見ても、電車に乗つて見ても、バスに乗つて見ても、心配さうな顔などをしてゐる人に出遇つたこともなく、孰れも平常の通り、各々其の業務にいそむで居るのでした。

二十八日の午後、戒嚴司令部から、一定區域内の住居者には退去命令があつたといふ報を耳にしたので、赤坂近處の友人に電話で安否を問合せて見ると「そんな話もあり、大分物々しい様子だが、大したこともあるまい、それよりも溜池近くは、煙草を咬へた見物人の行列で賑やかなことだ」といふ香氣な返事です。併し夜にでもなると、又如何なる状態に變化するかも判らぬし、萬一交通機關停止でも食ふたら災難だと、夕方から身は牛込の宅に落着けたもの、心は更に落着かぬので、虎の門附近に住む友人や其他に電話で様子を問合せて見るが、別段變つたこともない。山王ホテルや幸樂邊は、相處らず物見高い見物人の群集で賑はつてゐるといふ情報でした。

斯の如き古今未曾有の大不祥事件突發に際して、帝都市民の此の平靜振りは如何なる所以であらう——と私は、獨り机に凭つて考へて見たのでした。

(一) 先年東京驛頭で原首相が刺殺された時の市中の騒ぎ、濱口首相遭難當時の様子、犬養首相が襲撃された日の市街の光景などを思ひ浮べ、彼れ之れと較べて、今回の事件に如何にも市民

が平靜なのは、近年餘りに不祥事件が續出するため、一種の痲痺症に罹り「又か」といふ位にしか感覺を刺戟せぬわけだ、と解すべきであらうか。

(二) 國家に對する功勞顯著なる重臣が數人も同時に墮された此の不祥事件に直面して、斯の如き平靜振りは、結局國民が今日の重臣政治を喜ばず、過去の功勞は功勞として、無意識に功罪相殺の觀念に支配されてゐる反映の一證左と見るべきであらうか。

(三) 皇軍の一部に離反する者あり、叛亂する者あればとて、心から陛下に背き奉る者の一人もなきは億兆の確信する所なれば、何が起つたとて我國家の中心たる皇室に微動だも及ぼすものに非ざることを知る徹底的信念の所有から、此の平靜を見るものと解すべきであらうか。

(四) 香椎戒嚴司令官の情理兩つながら、行届いた、措置其の宣しきを得たと、紀律嚴肅なる皇軍の行動に、飽迄信賴して居る結果、此の平靜を見るものと解すべきであらうか。

(五) 帝都市民の中には、十三年前の關東大震災火災に遭難し、其の苦驗を體驗し得た者が未だ多數ある。此の洗禮受難の結果、變災に於ける市民の覺悟と修養が、多分に寄與する所ありて、此の平靜を見るものと解すべきであらうか。

兎も角、此の大不祥事件に對する帝都市民の、客觀的狀勢に於て案外なる平靜さは、修養を積

んだ大國民の態度なりとして、慶すべきであらうか、或は又、不祥事件の痲痺症に罹つた憫れむべき國民なりとして悲しむべきであらうか、果して其の孰れなるやは、未だ事件の内容も審かならざる今日、輕々に斷ずるを得ない事だと存ぜられます。

また帝都市民一般が平靜であつたといふ容觀的狀態に間違ひはあるまいかといふ疑念も、地方人士から思へば當然の事と考へましたので、試に警視廳消防部に赴き、事件發生から以後四日間の出火狀況等に就き訊ねて見ました處、係員の話に據れば「流石に市民が緊張してゐたと見へ、平常と異なり、出火は非常な激減を示してゐる」といふ話なので、それでは記者の一般に平靜であつたことは實質的に大なる緊張を意味してゐたものであつたかと、一應之を承はつて歸りましたが、市中の雰圍氣に徴し、如何にも左様とは首肯されぬので、其後再び消防部に赴き、火災成績の日誌について之を調査して見ますと、「市民が緊張してゐたと觀た」のは消防部當局の主觀的狀態に過ぎなかつたわけで、其の事實は左の如き數字を示してゐます。

年	月	日	火災	小火	計
昭和十一年	二月	廿三日	四	八	一二
	同	廿四日	三	三	六

同	廿五日	一	五	六
同	廿六日	一	四	五
同	廿七日	四	四	八
同	廿八日	一	二	三
同	廿九日	一	五	六
三月	一日	三	一	四
同	二日	四	五	九
同	三日	二	二	四

即ち該事件の發生した二月二十六日から、鎮定した同廿九日迄の四日間に於ける出火度数と、發生前三日間并に鎮定後三日間との出火度数を比較して見ると、餘り大した差異はない。此の數字で見ると、市民が特別に緊張してゐた様な形跡は、認められないのではあるまいか存ぜられます。

そこで該事件處理中の二月廿六日から同廿九日までの四日間につき、昨十年に於ける同月同期の出火成績を調査して見るに、其の記録は左の通りです。

年 月 日	火災	小火	計
昭和十年二月廿六日	二	五	七
同 廿七日	二	一	三
同 廿八日	一	七	八
三月一日	一	六	七
計	六	一九	二五

即ち前記の如く該事件処理中の四日間における帝都の出火度数は二十二回であつたが、平和な昨年における同期間中の出火回数は二十五回であつて兩者を比較して見ると、其差が僅か三回に過ぎない。之では特に此の期間における出火が少なかつたとも云ひ得ざるのみならず、寧ろ之では事件処理中でも平常と異らなかつた事を立證するものではあるまいかと思へます。つまり出火記録が、市民の緊張如何を表示するものと思へば、此の数字は市民の平常と異ならざりし、客觀的状態の平静を證するものでありませう。

二月廿九日には、戒嚴司令官の諭告で、或は兵火を交ゆるかも知れぬ状態から、朝來市中の交通機關は省線も、市電も、バスも一齊に停止、一定區域に住む人々は避難を餘儀なくせられ、區

域外の者も、之では外出の仕様もないので、多くは家宅に蟄居して、一同ラヂオに耳を傾けて、同志打ちの無いやうにと、只管神に祈つてみました。幸ひにも叛軍兵士の歸順から、無事に解決されたとあつて、他に避難した區域内の人々も、夕刻には大概吾家に歸られたといふ知らせで、吾々も御同様に胸を撫で下した次第です。

それにしても、未だ帝都は戒嚴令下に在り、武装した陸海軍の兵士が到る處に配置されてあります。之が解除される日は、果して何時の頃かと考へ乍ら、市民は靜に政界の風雲を眺めて居ります。(昭和十一年三月)

全國的に火災の大遞増

吾等消防人の目標となつてゐる火災は、之を全國的に觀て、年々増加しつゝあるのであるか、年々遞減しつゝあるのであるか、其の真相如何——といふことは、折々消防人の逢着する問題である。斯かる問題を提議された刹那、消防人の感情としては、年中自ら警火問題に當り、防火宣

傳に力を竭して居る關係上、火災は年々遞減しつつあるかの如く考へられるのであるが、事實は決して然らずで、遺憾ながら年々増加しつつあるのである。

其の證據は、本誌に連載中の、内務省警保局調査に係る「全國火災原因調」に據つて見ても明白なるが如く、昭和元年度の市街地村落地の火災合計一萬六千五百四十一回であつたのが、昭和九年度には一萬九千四百三十二回となつてゐる。其の年度別は如左。

年度別	市街地	村落地	合計
昭和元年	四、七八九	一一、七五二	一六、五四一
同 二年	五、四七〇	一〇、八〇四	一六、二七四
同 三年	五、四九三	一〇、九二九	一六、四二二
同 四年	六、〇五四	一一、四九二	一七、五四六
同 五年	六、一七三	一一、一〇六	一七、二七九
同 六年	六、九五三	一〇、八二二	一七、七六五
同 七年	七、〇八四	一一、三九一	一八、四七五
同 八年	七、七二三	一〇、九九一	一八、七二四

同 九年 七、九三二 一一、五〇〇 一九、四三二

村落地火災の些少なから減少の傾向を示して居るに反して、市街地火災の大遞増を示して居るのは、人口の市街地集中を語るものであり、火災の卵なる火熱の利用が多きことを示すものであり、工業日本の躍進を表象するものであると共に、一面に於ては、村落居住者の多數は、先祖代々の家、若くは自分の建てた家に住む者があるが、市街地居住者には借家住ひの者が多い等の關係から、兩者の間には護郷の觀念、家を愛する觀念に差異があり、従つて火に對する注意にも差異が存することを語るものではあるまい乎。

内務省警保局調査に係る火災原因別は、竈・浴場・煙突・汽車煙突・焜爐・煖爐・行火炬燧・ランプ・火鉢・取灰・吸殻・マッチ・蠟燭・弄火・殘火不始末・焚火・火消壺・提灯・火藥類爆發・藥品・乾燥場・ガソリン・油類・セルロイド・電氣・瓦斯・自然發火・機械摩擦・雷火・其他・放火・不明の三十二種に區別分類されてゐる。此等各種別の數字につき個々に考査研究して見ると、幾多の新事實が発見されて、防火對策の樹立上、極めて興味あるものである。茲に其の二三を摘記して讀者の留意を願つて置かう。

焚火に因る火災二百五十割増 此の原因別によると、遞増率の一番多いのは左の如く、焚火に

因る火災であつて、昭和元年に於ける市街地村落地の合計六十八回のものが、同九年には千六百八十四回の数字を示し、驚く勿れ二百五十割の遞増である。焚火に因る火災の如きは人の注意と取締の如何に依りては、全然防止し得べき性質のものなるに拘はらず、斯の如き増加率を示すのは、國民一般に警火心の弛緩したる證左であるまい乎。

年度別	市街地	村落地	合計
昭和元年	一〇	五八	六八
同 二年	二六	三七	六三
同 三年	五六	四四八	五〇四
同 四年	二二〇	九一七	一一二七
同 五年	二四四	九九七	一二四一
同 六年	二九四	一、〇〇六	一、三〇〇
同 七年	二七九	九四八	一二二七
同 八年	三三六	一、〇五〇	一、三八六
同 九年	三七九	一、三〇五	一、六八四

ガソリン發火は百割増 次にはガソリンである。近來の交通機關に於ける自動車の躍進振りは誰しも驚異の眼を向ける所であり、従つて之に要するガソリンが到る處に供給さるゝ關係上、工業用、家庭用のものと併せて、ガソリンに原因する火災が増加すべしとは豫想さるゝ所であつたが、此の調べに據れば、左記の如くであつて、昭和元年に市街地村落地合計二十四回であつたものが、九年には二百四十三回を計上し、實に百割強の大増加を示して居る。村落地は三十割弱の増加であるが、市街地は百二十割以上の大遞増を示してゐる。今春の大日本消防協會代議員會で函館消防組頭勝田彌吉氏が、ガソリン及油類貯藏の取締方法に就て、官憲の反省を促し、其の設備に關する當業者の注意を絶叫したのも尤も至極である。

年度別	市街地	村落地	合計
昭和元年	一八	六	二四
同 二年	三七	四	四一
同 三年	五四	八	六二
同 四年	七九	九	八八
同 五年	一〇五	九	一一四

全国的に火災の大遞増 一一五三

第二火防篇

同 六年	一三五	八	一四三
同 七年	一六二	一三	一七五
同 八年	一八〇	二一	二〇一
同 九年	二二〇	二三	二四三

電氣の火災が十三割増 次には電氣に因る火災である。左記の如く昭和元年の市街地村落地合計二百六十四回のもので、同九年には六百十三回と遞増して、十三割強の増加を示し、村落地は三割強の増加であるが、市街地では實に十八割の増加を示してゐる。電氣の盗用等に戒心を要すると同時に、粗漏なる電氣工事、電氣工作物の機具と壽命年限の超過につき、各市民は大なる警戒を要する。

年度別	市街地	村落地	合計
昭和元年	一八〇	八四	二六四
同 二年	二四八	一〇〇	三四八
同 三年	三二七	一一三	四四〇
同 四年	三八三	九九	四八二

同 五年	三七二	一一〇	四九二
同 六年	三八七	一二一	五〇八
同 七年	四三六	一二五	五六一
同 八年	四八一	一二二	五九三
同 九年	五〇三	一一〇	六一三

マッチの出火が十二割増 次がマッチである、左記の如く昭和元年に市街地村落地合計百七十五回のもので、同九年には三百八十回を示し、十二割強の増加となつて居り、其の増加率は市村共に大差が無いのを見ると之による過失は市街地の住民も、村落地の住民も同様のものらしい。マッチ一本から千戸も灰になるのを知る消防人に、此の遞増振りは恐威である。

年度別	市街地	村落地	合計
昭和元年	六四	一一一	一七五
同 二年	七九	一五七	二三六
同 三年	六九	二〇三	二七二
同 四年	七八	二二八	三〇六

全国的に火災の大遞増

同 五年	一〇〇	二七二	三七二
同 六年	一一一	二四四	三六五
同 七年	一二七	二六五	三九二
同 八年	一二一	二四八	三六九
同 九年	一一二	二六八	三八〇

煙突の出火が八割増 次には煙突火事である。昭和元年に市街地村落地合計八百九十三回であつたものが、漸次遞増して同九年には千五百九十八回となり、實に八割強の増加を示してゐる。村落地の方は三割五分強の増加に過ぎぬが、市街地の方は十四割強の増加を示し、統計は市街地住民の多大なる關心と當局の嚴重なる取締とを要求してゐる。

年度別	市街地	村落地	合計
昭和元年	三七〇	五二三	八九三
同 二年	四四三	四三五	八七八
同 三年	六〇六	四七三	一、〇七九
同 四年	五七五	五二〇	一、〇九五

同 五年	五八一	五八一	一、一六二
同 六年	六二五	六一五	一、二四〇
同 七年	六〇九	六一二	一、二二一
同 八年	七七八	六二五	一、四〇三
同 九年	八八九	七〇九	一、五九八

放火に因るもの三割増 次には放火である。左記の如く之に基く火災も、昭和元年に市街地、村落地合計九百二十八回のもものが、同九年には千二百六十四回で、三割強の遞増である。而して村落地の一割強の増加に比して、市街地の七割強の増加を示してゐるのは留意すべきことで、農村の荒廢が叫ばれてゐる今日でも、矢張り其處は民心の動搖少き平和郷であり、一般に景氣が好いと謂はれてゐる市街地が、人口の集中につれて、生活難の深刻、強烈なる刺戟、其他幾多人間苦の淵藪と化しつゝある傾向を表現するものではあるまい乎。

年度別	市街地	村落地	合計
昭和元年	三六三	五六五	九二八
同 二年	四〇六	五三七	九四三

同 三年	四八八	六三二	一、一一〇
同 四年	四七二	五七二	一、〇四四
同 五年	五六〇	六四〇	一、二〇〇
同 六年	七七一	六六〇	一、四三一
同 七年	七二〇	七四三	一、四六三
同 八年	六七九	六四九	一、三二八
同 九年	六二〇	六四四	一、二六四

全国の消防組は固より、大日本消防協會を始め各關係團體が、防火デー或は消防デーを定めて火災季節に又は機會ある毎に、映畫・講演・ポスター・消防車の宣傳行進等、あらゆる方法で防火の宣傳に之れ励めてゐるのは人の知る所であるが、此の努力の成績たり結果たるや凡そ叙上の如きものである。由之觀之も、國民に警火心を徹底せしむるの如何に至難なるかを知るであらう。爲政者は宜しく慎重考慮の上、改めて防火對策を樹立するの要あり、全國二百萬の消防人は、更に緊禪一番して、防火運動の徹底を期すべく邁進せねばなるまい。(昭和十一年四月)

防火宣傳運動と消防の犠牲者

帝都の防火宣傳運動は、全國各府縣と同様に、十二月一日二日の兩日を防火デーとして、本誌所載の「防火デー實施要領」に基き、東京府消防協會、警視廳、東京府、東京市主催の下に東京府一圓に亘りて盛大に行はれた。府市の各警察署、市内の各消防署が、管内から一の出火でも減少を期したいとの信念より、署長以下各署員が女童となつて、此の防火宣傳運動に従事し、努力するのは當然である。

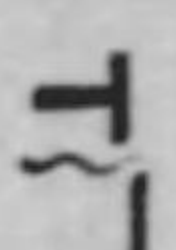
然るに此の防火デーの初日に於て、帝都消防隊では、不幸にも一名の犠牲者を出した。則ち芝消防署勤務の消防曹長一ノ瀬邦三君の殉職がそれである。一ノ瀬曹長は一日午前十一時四十分頃新橋二丁目の藏前工業會館前で、人命救助演習の實演中、同會館の一階から六階まで、鈎梯子操作で昇らんとし、二階まで登攀、三階の窓に再び鈎梯子を掛け、正に其の七分通りまで、梯子を昇つた刹那、俄然梯子が折れて、二十八尺の高所より梯子もろ共に墜落、石疊の上に頭部を打ち

つけ。人事不省に陥つたので、同僚に護られ直に警察病院に入院手當を加へたが、其の甲斐もなく、遂に翌二日午後五時、三十歳を名残として永眠したのである。

此の悲報に接した記者は、此の尊い犠牲者に對し、度んで哀悼の誠を捧ぐると同時に、一ノ瀬曹長の英魂を瞑せしむるには、未だ何か吾が職責を盡さざるものあるかの如く、吾が心にさゝやくのである。之は一ノ瀬曹長の過失のみではないかも知れぬ、或は鈎梯子に缺陷があつたのかも知れぬ、一ノ瀬曹長が、彼の梯子を一度僕に見て置いて呉れといふ生靈のお告げであるかも知れぬ。斯様に感ぜられたので、記者は今三日午後三時、警視廳消防部に金子機械課長を訪問して面接の上、一ノ瀬曹長の操作した鈎梯子に就き研究した後、強いて金子課長に懇願し奉り、階下の倉庫に向いて、其の鈎梯子を審さに拜見することを得た。

其の結果、記者が知り得たる鈎梯子折損の原因其他は凡そ如左である。

一、一ノ瀬曹長の用ひた鈎付梯子は、警視廳芝消防署芝浦出張所備付の物で、長さ二間物、純日本槍製である。

二、折れた處は、梯子の上部に取付けてある鈎金具の附根、之れを梯子の片面とすれば、つまりプル野の位置で二本共折れてゐる。

三、鈎付梯子の兩柱には、木柱の外側か内側に、萬一折損した場合でも無難のやうに、必ず一本の鐵條か、或は一筋の鐵索（細い鐵線を縊り合せたもの）が入れてある筈、夫れが中途から切断されたものが、豫て記者の疑問とした處なので、之を仔細に點檢して見ると、此の鈎梯子の支柱にも、確かに一條の鐵索は入れてあつたのであるが、其の鐵索が支柱の下端から全柱を這つて、鈎付金具二寸位の位置にある金具の小孔へ索の端を一寸位差し込んで止めてあるものであつた。結局鐵索二間の支へは、此先端一寸の差し込みに存して居たわけである。記者は此の一寸の先端、抜けて曲つてゐる一寸の先端を推し載いて、之が一ノ瀬君の命の綱であつたのかと、萬感無量、そぞろに涙をとどめ得なかつた。惟ふに一ノ瀬君の生靈は、記者に此の鐵索の端を見て呉れとの囁きをしたのであらう。訊ねて見ると、現在警視廳消防部所管内に備付ある鈎付梯子で、此の鐵條若くは鐵索の付け方に三種ある。其の一は支柱一面の下端から上端を廻つて更に反面の下端まで、往復二重に、即ち二筋附けたるもの、其の二は支柱一面の下端から上端を廻つて反面の中央まで、一筋半、即ち半分丈だけが二筋になつてゐるもの。其の三は下端から上端とまでは行かぬ鈎付金具の處で留めてあるもの、即ち一ノ瀬曹長が操作に用ひた分の三種がある。一ノ瀬曹長は運悪くも、此の三種の内でも最も工作の悪いものに引懸つたわけ

である。

四、既に済んだ事であり、責任問題などを惹起せしむる事は、一ノ瀬曹長の本意でもあるまいから、此の鈎付梯子の購入時期などはワザと訊ねても見なかつたが、近頃購入した新規な物ではなく、既に相當に使用されたものである。

五、故に火災現場や消防演習などで相當使用された結果、鈎付金具の附根にヒビが入つて居たのを、知らずに用ひて居たのかも知れぬといふ説もあるが、或はさうかも知れぬ。

六、それにしても支柱二本とも、同じ附根の位置から同時に、折れるといふよりは寧ろ切れるといふことが不思議に思はれるのであるが、之は火災現場の場合とは違ひ、演習の場合は觀衆を前にして、誰しも競技的氣分を生じて氣合が懸る、其の反動的現象だとの説明も、一應は首肯せねばなるまい。

七、支柱の二本が鈎付金具の附根から同時に切斷しても、鐵索は金具の取付から抜けて全然無効であつたにしても、一ノ瀬曹長の双手と片足は必ずや、其の梯子の七分目に掛つて居るわけで則ち一ノ瀬君は、梯子と一緒に二十八尺落下したものである。それなのにドウして石疊に頭部を打たねばならなかつたのか。記者には此點が腑に落ちぬので、當時の事態を訊ねて見ると、

梯子が真直ぐに落ちれば、恐らく一ノ瀬君は兩脚を挫いた位で済んだのであらうが、運悪くも二階に庇があつたので、落ちた梯子は一旦此の庇にトンと支へられた後、體重のために反顧して落下したので、一ノ瀬君は頭部を石疊で打つたわけである。

八、一ノ瀬君が火災現場用の防火兜でも着けてゐたら宣かつたが、普通の制帽着であつた。矢張り作業をする時には平常でも防火兜の必要を教へて居る。

大略以上のやうな次第であつた。何でも凶事といふ凶事には、凡そ悪い條件が揃つて居るものであるが、一ノ瀬曹長の殉職にしても、叙上の如く、豫期せざる悪條件がかち合つて居る。

此の鈎付梯子の製作者なども、前記(三)に記した意味で、記者は之を穿鑿しなかつた。といふのが、一般的の社會通念としては、此の梯子を警視廳に納入した者を訊ぬべきであるが、此の納入者が自ら其の製作者でない以上、夫れは形式上の責任者で、事實上の責任者は他に有之べき事になり、或は又其の下職の第三責任者であるかも知れず。又此の梯子の圖面を製作した者、又之が購入に際して、検査に任じた者、其の検査責任者を監督した者、現在迄之が手入保管に任じた者、其の保管者の監督責任者等々、其の責任の所在を審さに追究すれば、亘る處廣くして及ぶ者不尠。若し其の責を問ふ要ありとすれば、其處には自ら其の役人ありと謂ふべく、之れは

記者の職責以外であらう。

蓋し形式的に左様な事務に勞せざるにせよ、一ノ瀬曹長の殉職によつて、此の鈎付梯子を直接製作した者は固より、之を納入したる關係者、之が購買や保管手入に従事したる、即ち此の梯子にタッチしたる一切の關係者は、衷心より自問自責して、今後再び斯かる凶事のなからしむる事を心に誓ひ、行ひに努める事であらう。又二百萬消防人は此の事實を傳聞する事によりて、人命救助機具の如何に細心の注意を要すべきかを自覺し、今後の購入に際し、如何に深甚の注意を拂ふべきかを知るであらう。而してこそ一ノ瀬曹長の殉職に意義があるといふもの、記者は此の一篇を捧げ、爰に虔んで犠牲者の冥福を祈るものである。(昭昭十一年十二月三日、警察病院に一ノ瀬曹長の靈柩を拜して歸社之を記す。)

家庭防火群

國民防空の主眼は防火第一主義に存する、といふ觀點から、近隣共助の基幹として五戸乃至廿

戸を以て一ブロックと爲す家庭防火群の組織は、都市防衛上喫緊の要務なりと認められ、東部防衛司令部、警視廳、東京市、東京市聯合防護團の奨励に依り、帝都三十五區の各町では、所管消防署長の斡旋に基き、今や之が編成に大童である。

日本には昔から「遠い親類よりも近くの他人」といふ言葉がある。又西謬にも「近き隣人は遠き従弟よりもよし」といふ言葉がある。兩者其の意義を同うするもので、何か事があつた場合、急を要する場合、お互に助け合はねばならぬのは隣人である。親身の者でも遠くにゐたのでは、急場の間には合はぬ。故に向三軒兩隣は特に睦じくするのが慣習となつてゐる。今でも東京の町家では、引越しをすると、向三軒兩隣には、必ず「引越そば」を贈つて挨拶をする。關西の方でも、手拭や葉書、燐寸などを持參して挨拶に廻る。

此等は誠に良い習慣であるが、何様東京や大阪等の大都市は、場所によつては住民の新陳代謝が頻繁なので、地方町村のやうな近隣の睦しさは見られない。斯様に挨拶には廻るものゝ、之はやゝともすれば一片の儀禮に終り、十年二十年の長きに亘るお隣りの顔馴染であり乍ら、其の姓名や商賣などを全然知らぬ手合もあるのが實相だ。下町の町家等は左程でもないが、高臺の屋敷町などでは、御近所の交際など全く無之向きが多い。

此度の家庭防火群組織は、昔の五人組制度にヒントを得て、軍部の推奨に係るものと云はれてゐる。此の五人組制度は、慶安二年十二月朔日に江戸幕府が發令したもので、町家の家持が自身番となり、月行事は町内を廻りて火の用心を戒め、五人組に出火現場に駆付け町民を指揮したもので、其の發令は凡そ左の如きものであつた。

定

一、今日より町中家持自身番可仕事

一、跡々より如申付候手桶に水を入れ（中略）名主行事無油斷火の用心可申付候取分大風吹候時者兩月行事共に晝夜付店可申付候若火事出来候はば火元の者、なりを立可申候五人組者不及申町中の者駆集成程精を出消可申事（下略）

また文獻は記者の手に入らぬが、昔四國の高松藩では、町家に失火があつた場合、其の火元は固より、火元の向三軒兩隣の者は、之が防火消防に努めるべき掟があり、若し其の消火に従事しないで避難した者は處罰する定めがあつたと傳へられてゐる。此の習慣が現に高松に残存してゐるか否かは知らぬが、此の掟の如きも隣保共助の眞諦を把握した良き掟であつたと思ふ。

人間の生るゝや、其の無かる可からざるものは家庭である。此の家庭のむれをなしたものが即

ち村である。つまり「村」は「群れ」の轉訛した言葉に外ならぬ。而して之が集つて町となり、市となり、郡縣となり、國家となつて居る。近來、外國思想の輸入から、所謂個人主義が大分流行してゐるが、我國は古來、家族主義であり、國家細胞の單位は家庭である、個人ではない。

故に國防も廣義に解釋すれば、先づ家庭からであらねばならぬ。國民防空の主眼が防火第一主義に存することが今日の實狀に於て事實だとすれば、此の防空事業を徹底的に完成するには、先づ各家庭からであらねばならぬ。歴史は繰返すものだといふが、江戸時代と同様、各家は天水桶に代る水槽やバケツ、消火器の類を用意し、少くとも自家を衛る丈けの防備は心懸けねばならぬ。而して事があれば、近隣協力して災害の最少限度に止ることを期せねばならぬ。此等の設備は空襲を豫期せざる時代に於ても當然必要な事なのであるが、防空時代の今日に於ては絶対に必要である。松井茂博士が、東京消防研究會七月例會の席上に於て、此の家庭防火群組織の問題に言及された時「何故斯様な仕事を、晉に奨勵するばかりでなく、警視廳令として制定施行し得なかつたものであらうか」と不満氣に言はれたが、此點記者も同感である。苟も帝都治安の重責に任ずる以上、當局は今少し強き信念の下に斷行して可然ではあるまい乎。（昭和十二年八月）

家庭防火群團の指導に就て

今夕は既に各位から有益なるお話があり、また時刻も過ぎましたので、私は所懐を述ぶることを差控へたいと考へ、緒方理事の御指名も一應御断り申上げたのでありますが、只今伊能消防部長より「帝都に於ける防火群の組織と其の状況」に關するお話を承りまして一寸御當局に對し、一市民としての御願ひを致しておき度いと考へます。

各家庭を基本とする防火群の組織は洵に機宜を得たる御計劃でありまして、私共は双手を舉げて之に賛意を表するものであります。と申します所以は、震災前の事ではありますが、私は各國消防隊の沿革を調べたことがあります。其時に発見しましたのは、各國首府の消防隊、即ち英國のロンドンでも、佛國のパリーでも、米國のニューヨークでも、其の國の消防隊は孰れも皆、火災保險會社の消防隊であるとか、自警團であるか、民衆に其の起源を發し、夫れから國家消防に發達したものであります。然るに我國の消防隊のみは、之に反して、先づ國家消防が出來、夫れ

から民衆消防となつて居る。起源は豊臣時代の軍隊消防からと申しますけれど、ハツキリ制度が出來たのが慶安三年六月、三代將軍家光の時代に、幕府に火消役二名を置き、各食録四千石以上の士を以て之に當てた、之が我國に於ける國家消防の濫觴でありまして、民衆消防たる町火消が出來ましたのは、享保三年八代將軍吉宗の時代であります。

諸外國の消防隊が、其の起源を民衆消防に發して居るに係らず、獨り我國の消防隊のみが、其の起源を國家消防に發して居る一事は、我國消防隊の一大特色でありまして、消防にも流石に我國國柄を現示して居るものと、私はヒドク感心したものであります。ところが、此の國家消防たる火消役があるに拘らず、明曆の大火後には此の火消役を四人増して六組とする等、之を擴張した事蹟があるに拘らず、吉宗の時代に、時の江戸奉行大岡越前守がいろは四十八組の町火消を設けたのは、何が爲めであるか。如何なる理由が存したのであるか。私は之をハツキリしたいと考へて、色々古書を調べて見たのでありますが、此の理由を録した文献は見當りませぬので、勝手に想像は致し乍らも、何處か腑に落ちぬ儘で過して居りました。

然るに十四年前の今日であります。私は猛火が身に迫る頃まで、芝愛宕町の日本消防新聞社に頑張つて居りましたが、愈々危険になりましたので、三名の若い社員を連れ、用意の重要書類や

一時凌ぎの食糧等を自轉車に乗せて芝公園に避難しました。其時、丁度今晚の十一時過でしたが公園の高丘に登つて市中を展望しますと、日本橋、京橋方面から北風に煽られて押し寄せた数丁の火の波は、赤坂方面から再び逆流した火の波と合して、眼下は一面に火の大海原でありました。私は此の火の大海原に直面して、三人の青年を顧みて「ドウだ此の火は」と申し乍ら、之を見詰めて居る一刹那に、ピンと頭に來たものは、實に大岡越前守が町火消を置いた理由であつたのです。此時私が感得した事が果して事實と合してゐるや否やは、文献か何か證據を得ない限りは判然しませぬが、私自身としては、此時感得した事を以て、之に相違ないと考へ、今日も尙之を信じて居るわけであります。

夫れは何であるか。當時の消防部長であられた緒方さんも此席に居られますので、甚だ申し上げ憎いのでありますが、事實は事實であり、且つ既に十四年前の事で、時效にもなつて居ることと考へますので率直に申し上げますが、其の當時も今日と同じやうに、警視廳消防は常に吾等は帝都の消防隊である、東京市民の消防隊である、と申されて居つたのであります。大震災當時は事實に於て、帝都の消防ではあつたが、多分に東京市民の消防隊ではあり得なかつたのです。何故である乎。此の事實は警視廳消防部で發表された「帝都大正震災火記録」を詳細御覽になるとよ

く判りますが、當時警視廳消防には三十八臺のポンプ自動車があつたのですけれど、其の過半数の二十臺は、高輪御殿・大藏省及内務省・陸軍士官學校・帝國大學・警視廳・藏前の高等工業等より出火した重要な建物の火災防禦に従事することを餘儀なくせられ、市中民家の消防には其の殘部しか當り得なかつたのです。私の居りました處の所管芝消防署の如きも、地震と同時に出火した慈惠院大學の火災に、藤田惣三郎署長自ら引率して出勤、私も駈付應援して即刻消止めましたが、此時一臺のポンプ自動車の姿を見たりで、芝署所屬のポンプ自動車五臺の内、四臺は高輪御殿の消防に従事して居る状況でした。他の都市には異り、帝都には斯様な重要な建物が澤山ありますので、消防御當局としては、より重要な、より重大なる建物の火災に赴くのが當然であります。消防御當局のみでなく、常に國民警察・國民消防を唱へられて居る松井博士にしても、彼の當時内務省が延焼の危険に頻して居るのを見て、日比谷公園の消防本部に駈付けられ、緒方消防部長に「内務省が危険であるポンプを廻して呉れ」と交渉された事を私は憶えて居ります。下町方面一帯の炎々たる火災を御存知ない事はありませんが、先生の御立場として、之も已むを得ない事であつたらうと存じます。

事情斯の如く、東京には宮城を始め各省や參謀本部等、多數の國家的重要機關の建造物が在り

ますので、變災の時には、警視廳消防隊の勢力は大部分此方に取られて仕舞ふ。夫れが爲め、平常こそ「市民の消防」であり「吾等の消防」であるものが、肝腎の變災時には、市民の消防では無くなり、吾等の消防では無くなる可能性が多いのです。大正大地震に於て、東京が意外の大火を招いた原因は種々ありますが、私は此の事が主なる原因の一つであると、密かに考へて居ることとて御座います。

芝公園の高丘で、火の大海原を見つめて居た利那、私の頭にピンときたのは、實に此の主なる原因の一つであつたのです。時代こそ異なれ、事柄は同じです。江戸幕府が武家火消又の名は定火消といふ國家消防の常備隊を設けて、之が活躍を期待したが、地震や大風の變災時に乗る大火となると、限られた常備員の事ではあり、且つ夫れ等の大部分は孰れも幕府の重要な機關の建物や大名屋敷の方に手を取られ、民家の方へは及ばぬため、下町の方では一里も二里も焼野原となる。町家の疲弊困憊は即ち江戸の衰亡を招く所以。町民は町民としての民衆的消防隊を組織させねばならぬ、と大岡越前守が考へた結果、町民から火消を徴發して消防に従事せしむることになり、茲に於てか店火消とか町火消とか稱へられた民衆消防隊の發祥となり、遂に義務消防隊いろは四十八組の編成となつたのであらう——と斯様に私は考へたのであります。

そこで今回警視廳消防御當局の御盡力によつて出來ました家庭防火群——只今伊能消防部長から伺ひますれば、市内に八萬有餘も組織されたさうで、之は各家庭の防火自衛上、洵に結構なことであります。問題は之が指導統制の點であります。組織としては此等家庭防火群團は、市の防護分團の統轄する所となつて居りますが、防火群團の性質上、事實は市内各消防署長や署員の御盡力御幹旋に依つて生れ、また現今では其の指導訓練等も、各消防署員の手で育まれて居る様子であります。一朝有事の場合も、今日の如く平常通りに御指導して戴けるやうな御計劃になつて居るのでありませう乎。

此の家庭防火群は、平時の爲めにと云ふよりも、寧ろ非常時變災等の場合のために組織されたのが主意であると存じますから、一朝敵の空襲を受けたやうな場合にこそ役立たねば何にもならぬと思ひますが、消防署の指導計劃も有事の際を考慮し、有事の際に於ても平常と變らぬ御指導が仰げるやうになつて居るのでありませう乎。前述の如く震災當時の事實に鑑みましても消防署隊の勢力の分布は、平常と變災時とは非常なる懸隔を生じますので、此點に聊か不安があるのであります。つまり平常は消防署隊に於て、直接家庭防火群團の指導訓練に御盡力になつて居るが、イザ鎌倉といふ肝腎の時には、消防署隊は之が指導に與る餘裕を持たぬやうな場面となり、抛り

放しにされるに、防火群團は適当なリーダーを得ないために混亂に墜るやうな事になる、之れなら一層防火群の無かつた方が増した、と云つた事になるのではあるまい乎。之は私の杞憂かも知れませぬが、御當局に於ては何卒此等の點を充分御考慮遊ばされて、消防署隊は防火群團の生みの親であると同時に、末永く育ての親であるやうに、變災時に於ても、平常と何等異なる所なき御指導が仰げるやうな御計劃を樹てられ、平常でなく、一朝有事の際に於てこそ防火群團組織の目的が遺憾なく達せられるやう御盡力のほどを、只管惻願する次第であります。(昭和十二年九月一日、東京消防研究會大震災十四周年記念祭席上に於て)

非常時局反映の現象説と道聽途説

重陽の菊日和の幾日かを送ると、間もなく吾々は所謂火災季節を迎へねばならない。消防人は防火宣傳の準備に入らねばならぬ。

成人が、近來日刊新聞紙上に火災記事の少いのに着目し、之れは支那事變に對する國民精神の緊張に因る結果なるべし、と謂ふた。之も一面の見方であるかも知れない。併し(一)近來の新聞紙上の記事は、其の殆んど全部が、事局の問題や支那事變の記事で蔽はれて居り、必ずしも火災記事のみが少いのではない。従つて新聞の火災記事が少いから、例年よりも火災が少いとは、容易に斷判するわけには行かない。また(二)年々の月別火災度數調に據ると、住屋火災に於ても、山林火災に於ても、全國的に七月、八月、九月は一年間に於ける最も火災の少ない月であることは統計の示す處であるから、此の三ヶ月に亘り、火災が大體に少ないのを以て、之を支那事變に對する國民精神の緊張に基く特異の現象なりと、輕々に斷定するわけにも行かない。故に支那事變の續く限り、防火宣傳の方は多少手加減をしても宜いと云ふわけには行かない。

況んや、此の支那事變は、我が産業界に非常時の變態的影響を齎し、一方軍需工業方面は大した繁昌振りで、各工場共徹夜作業連續の好況であるが、他方對支貿易關係方面の業態は、通商途絶のため甚だ沈滞の状況に在り、娛樂機關や花街方面の萎靡などは非常である。平穩の里に火事は少いものであるが、非常時の影響をうけて斯の如く變態的な、不況と好況との交々錯綜するやうな社會相になると、いつしか心も互に背馳し、樂觀悲觀、倦怠疲勞、種々なる人間生活裡に、思想的にも、物質的にも、幾多火事の卵が胚胎し、簇生することは否まれぬ。殊に陛下の爲めに、

國家の爲めに、吾々子孫の爲めに、遠征萬里、北支南支や滿洲に馳驅し、奮戦苦闘しつゝある皇軍將士に對しても、銃後の國民が、其の留守居から火を出しては相濟まぬ。此の際、防火宣傳は大に實行せねばなるまい。

また噂によれば、過日主務省で、重要都市に消防署を新設すべし、又消防官を増置すべしとの懸案が論議された時、當局者の中には、近年に於ける火災統計に於て、都市火災遞減の傾向あるを指摘し、此の好果を齎したのは、畢竟するに防火宣傳の普及に因るものであるから、防火宣傳に盡力すれば、消防署や消防官を増置するの要なし、と論じたる者があり、それ然り、それ然らざる可けんや、とあつて終に該案はオチャンになつたのだ、といふ話。而して此の噂さが、帝都の消防人の氣を甚だ悪くしてゐるといふ話である。

噂は噂である。所謂道聽途説である、記者も此の噂を聴いて、如何にも有りさうな説であると思つたまゝであるが、斯様な説は災害防止學の初步さへ知らぬ御人、ワグナー氏の説破した三原則さへ御理解あらせられぬ御人の取るに足らぬ謬見である。即ち火災の豫防策と沈黙策との混同であり、混線である。前者は出火の原因を作らぬことを目的とした方法であり、後者は火事を消すのを目的とした方法、即ち消防施設如何を講ずるものであり、兩者の間には、其の目的と方法と

に於て大なる相違が存する。此の相異したる兩者をゴツチャにしたのが此の謬見である。

若し斯様な謬見を以て、極端に謂へば防火宣傳の普及が徹底シタラ火事は皆無となる筈である。火事が皆無となつタラ消防施設、即ち消防隊や消防機械などは無用になる。さうなると義勇の消防組員は犠牲的の御役御免で結構であるが、消防事務に従事するのを業とする消防官などは、差向き失業者の群れに入ることになる。消防事務にさへ、つまり唧筒自動車に乗り廻して、火事を消してさへ居れば、別に御咎めもないのに、餘計な防火宣傳運動に盡力したり、家庭防火群の編成に努力し過ぎると、火事の卵が皆無となつて、飯の食ひあげになる憂ひがある、といふことになる。

ソナナ事になつては大變だから何事にも按配が大切であり、手加減をするのが要領である、防火宣傳も之れからは成る可く格好十割にして、監督官廳の官憲から看れば頗る努力して居るやうに見せかけ、其の實は内容を空虚にするのが要諦である、といふことになる。宣傳が徹底シタラ、火事が皆無になつタラと、タラ累積の假定的推論でも、斯様になると其の影響する所は寒心に堪えない。こんな混線タラに浮身をやつし、理論闘争とやら云ふて何にもせず、要すに口先きばかりで日を暮して居ると、號外「函館大火」となり「慘死者二千百六十餘名、焼失損害額一億

二千二百餘萬圓」といふことになるのである。

尤も此の假定的、空想的のタラの累積は、所謂近代的傾向で、日本の産物のみではない。支那事變の發頭人たる蔣介石を始め支那要人連も此の患者である。彼等が抗日、侮日を敢てしたのも五・一五事件や、二・二六事件などの惹起を見て、日本が内輪割れをしタラ、そしてソ聯が加勢して呉れタラ、英米が協同して日本を威嚇して呉れタラと、勝手なタラ打算の結果に外ならぬ。此のタラの累卵が寂滅しても目が醒めず、九ヶ國會議が甘く行つタラ、と蔣介石は未だ之れをアテにして居るかも知れぬ。

何は兎もあれ。「防火宣傳がうまくゆけば、消防はいらない」といふが如きは、恰も「外交がうまくゆけば陸海軍はいらぬ」といふのと同様であり、古人の消防評言である「百年之を用ふ可からず、一日も之を備へざる可からず」の眞諦を知得せざる謬見である。併しわが消防の主管たる内務省の役人中に假令斯様な謬説を口にする者があつたにしても、此の謬説に依りて重要都市消防署新設案や消防官の増員案が左右されたとは、誰しも考へられまい。多分之れは、「火事を消す消防よりも、火事を出さぬ豫防策を講ずる方が先きである、火災豫防が第一義であり、消防は第二義である。消防署新設も宜いが、防火宣傳に力を竭す方が先きである」と主張した事が、

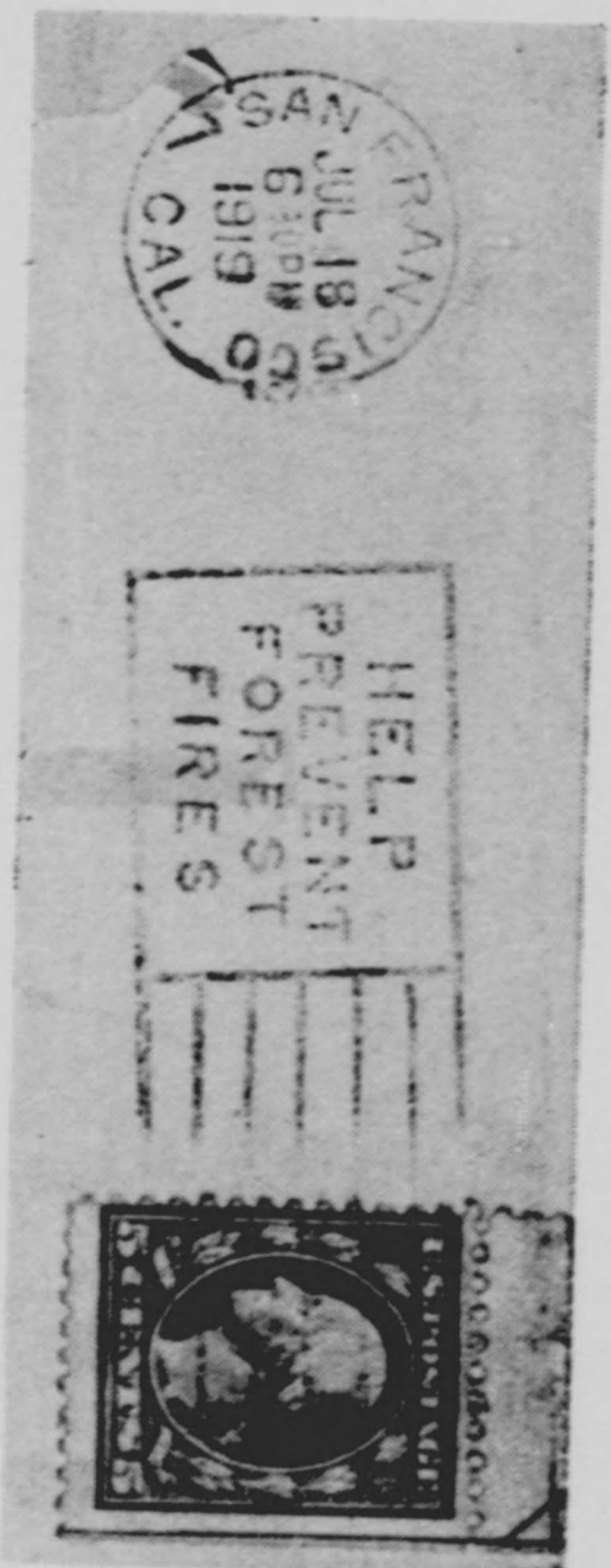


防火宣傳の文句が付いてゐる米國煙草

兩切煙草の開け口の處へ

BE SURE TO EXTINGUISH
MATCH, CIGAR OR CIGARETTE
BEFORE THROWING AWAY.

(マッチや煙草の吸殻を投げ棄てる前によく消して呉れ)
といふ防火宣傳文句が記されてゐる。



郵便のスタンプを防火宣傳に利用

これは1919年に米國から著者に來た手紙ですが、御覽の通り此の
5分消印には

HELP PREVENT FOREST FIRES

(森林火災の防止に援助せよ)

といふ防火宣傳の文句が入れてある。多分山火事の多い加州沿岸
に於ける夏季の防火宣傳に同地の郵便局が協力したものと見える。

斯く訛傳されたものと、噂は噂として、之を善意に解しておくのが賢明であらう。

また斯かる道聽途説などに、氣を悪くしたり心を腐らすなどは愚である。こんな謬説などは宜しく一笑に附し、何事も消防人独自の大乘的見地に則り、今期の防火宣傳運動にも、倍舊の勇躍邁進、以て消防人本來の面目を發揮顯現すべきである。(昭和十二年十月)

防火宣傳と連絡協力の必要

何事にもあれ、凡ての仕事を爲すには連絡(Connection)が必要であり、また協力(Co-operation)が必要である。假令ば去る十一月六日羅馬で調印されたる日獨伊三國政府間に成立した共産インターナショナル防壁陣強化の協定にしても、其の基調とする所は、此の連絡と協力の二要素に外ならぬ。其の協定書第一條に「締約國は共産インターナショナルの活動に付相互に通報し、必要なる防衛措置に付協議し、且緊密なる協力に依り、右の措置を達成することを約す」とある。此の「相互の通報」が議定書の方では「情報の交換」となつて居り、則ち相互連絡の意味である。

防火宣傳と連絡協力の必要

又斯様な世界的に防共陣を張る國際外交的の大仕事でなく、毎日同じやうな機械用のボルトを製作して居る小鐵工場經營の小仕事にしてもが、矢張り其の仕事を完成して行くには、勞資の連絡と勞資の協調が必要であり、之れなくしては工場は立ち行かぬのである。

我消防界の一行事たる全國的防火運動を行ふべき防火デーの十二月一日も旬日に迫つて來た。例年の通り、内務省・大日本消防協會・各地方官廳等、各關係官廳や各關係團體協力の下に、此日は全國各地一齊に、盛んなる防火運動が行はれるであらう。而して各種の集會に依る宣傳、消防隊の各種實演に依る宣傳、ポスター、パンフレット頒布に依る宣傳等が、到る處に展開されるであらう。

併し此の防火宣傳も、所謂お義理に格好十割にやつて除けるのなら何でもあるまいが、其の趣旨を、眞に民衆に徹底して、効果百パーセントたらしむるには、お役目關係者は相當に苦心を要するであらう。同じ町に、毎年同じポスターを掲げ、同じ場所、毎年同じ顔並べて講演會を催す等々、爲さざるに優ること萬々には相違ないが、矢張り衆目を引くには目先きを變へることが必要である。人の目先きを變へるには、何か變つた事をするに在り、變つた事するには金が入用だ——と直ぐ金の事を言ひたがるものであるが、金は例年通りの豫算内でも、頭の用ひ方智

恵の紋り方で、目先きを變へられたわけもない筈。金の集め方も頭であれば、目先きの變へ方も頭である。連絡と協力の二要件、應用すればよい。日獨伊三國の防共協定の如きも、之を纏めるに要した外交費は知れたもので、矢張りお定まりの昭和十二年度の外務省豫算の中から賄つたものに相違あるまい。

十二月一日の全國防火運動を主催する内務省や大日本消防協會にしてもが例年の通り、協會長講演のラヂオ放送と各地方の講演會に講師を派遣する事と、ポスターやパンフレットの模様替へをする事ばかりが能ではあるまいし、此の定例のみで満足すべきではあるまい。火事を出さぬ事を奨励する防火宣傳は、全國民一般の協力を俟つて、効果を挙げねばならぬ事業であり、其の關係する所は朝野を擧げ、各府縣郡市町を擧げての一切であるから、其の目的を達成するには、此等一切に連絡と協力を求むることに何の遠慮も無之筈である。従つて其の防火宣傳方策の如きも十年一日の如く同じ手法に據り、同一の型に嵌らんでも、目先きの變つた幾多の妙案が出て然るべきではあるまい乎。

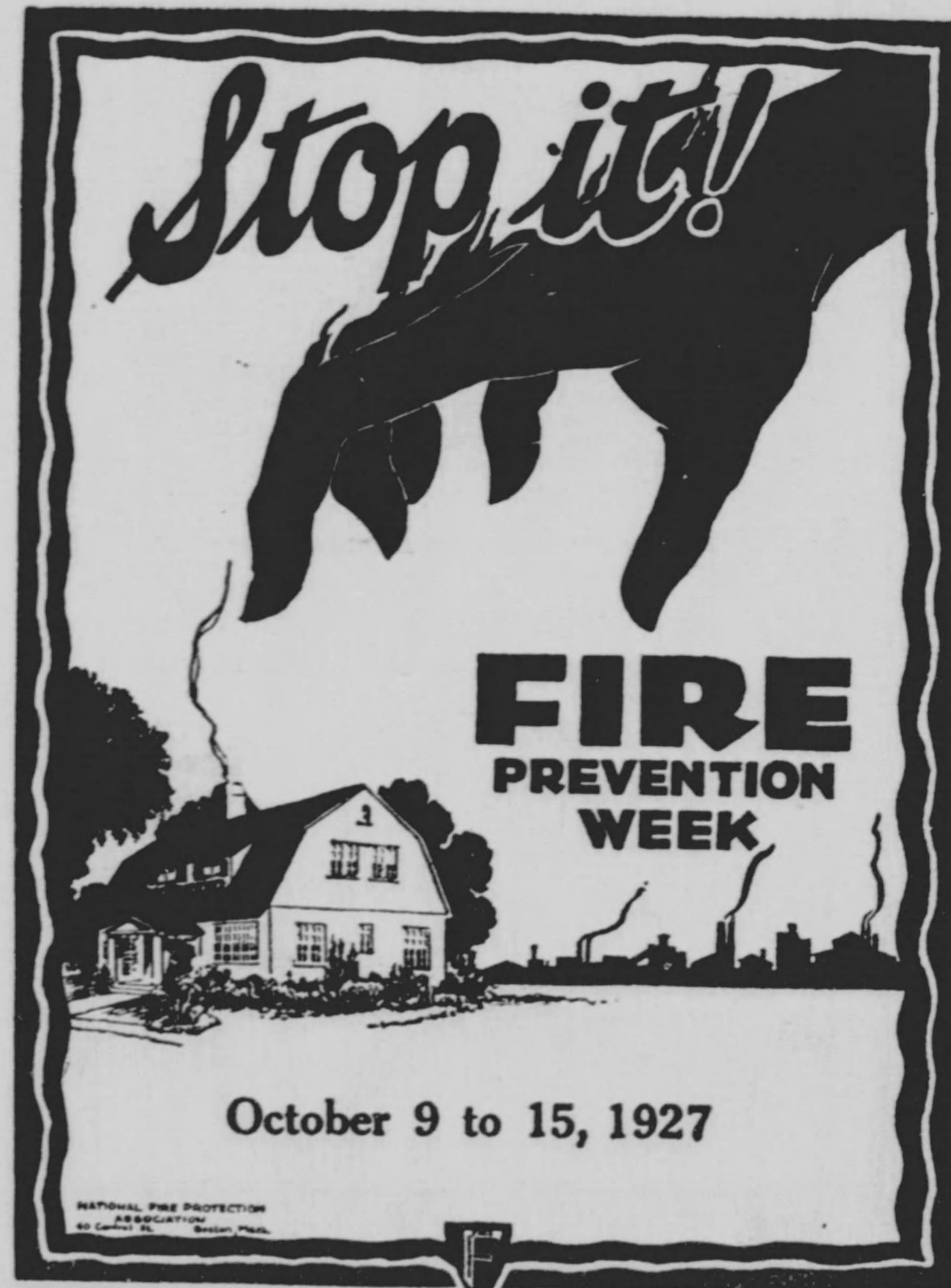
例へば一般の人々が日々喫してゐる煙草——此の防火デーに賣出す敷島や朝日、チェリー等々の紙巻煙草の包箱、之れを開いた餘白の處へ「火の用心」とか「吸殻の火はよく消して」とか、

「吸殻に因る火災年に千回」とか、火災豫防上に適切なる文句を印刷せしめる事が其の一例である。之れなどは内務省の關係當局から、煙草專賣局に交渉すれば容易に實行が出来る事であると思へる。包箱の型體を變へるとか、又は其の圖案を變更するとか云ふのなれば容易でないが、博覽會か何かの催しに、包装の圖案を變へて出す位は平氣の專賣局であるから、包箱内側の一部に前記の文句を印刷する位で、吸殻に因る多數の出火率を減少する効果百パーセントとあれば、之れが協力を吝む理由はない筈である。若し此の國家非常時に際して、此れ位の協力が出来得ないとあれば、大に彈壓を加へて宜い。而して此の一事を實行するのに幾許の金を要するのであるか兩者關係當局の連絡がつけば足るわけであり、協會の火防宣傳費本年度豫算八千圓也から、一錢の支出なしに出来る事も知れぬ。また前記文句の印刷は、管に防火デー當日に賣出す煙草に限らず、出来得れば之を記念として、凡ての煙草の包装には、此等の文句を常に印刷する慣例の實行が望ましい。

次には、之も日々吾々が配達を受けてゐる郵便局の消印、即ちスタンプである。此のスタンプを防火デーの十二月一日に押す郵便物に限り「火の用心」とか、「今日は全國防火デー」「火事を出すな」とか、特種の防火デースタンプを使用せしめる事が、其の二例である。之れなども別し

Nie wolno palic	喫煙を禁ず	烟食準不
VICIATO FUMARE		धूम आनन्दसुख
NEVALE RUKYT		Уш Охлеп
TILLOS A DOHANYÁS		توتون كنون / نون كنون
Rauchen Verboten		توتون كنون / نون كنون
KADITI PREPOVEDANO		ROKNING FÖRBJUDES
Esia Prohibido Fumar		RÖGNING FORBUDT
Воспрещается курить		Näs Fumes Mais
DEFENSE de FUMER		Duhani Esht i Ndaluar
ΑΠΑΓΟΡΕΥΕΤΑΙ ΤΟ ΚΑΠΝΙΣΜΑ		
NO SMOKING	IN OTHER WORDS	NO SMOKING

二十二ヶ國語で示した萬國通用「禁煙」のポスター



全米火防週間の宣傳ポスター

て大した金のかゝる事でもなし、地方郵便局などでは、屁の如き催しに際しても、堂々たる記念スタンプを新調して居る今日であるから、内務省の關係當局より逓信省の關係當局へ交渉さへすれば、防火デーの一日に全國一齊に特種スタンプを使用せしめる位の事は容易であると思へる。此の交渉に對して、眞逆か逓信省側から、此の特種スタンプ新調費若干を、協會の火防宣傳費八千圓也の中から支出せよとは云ふまい。さすれば之れ亦、煙草と同様で、逓信省の協力により、内務省や協會は只の一錢も支出することなしに、防火デー一日に配達される全國幾百萬かの郵便物によりて現實に國民をして防火の注意を促すことが出來、容易に防火宣傳を爲すことが出来るのである。此等の事例は、我國でこそ未だやつて居らぬが、世界的には別して目新しい事でもなく、米國などでは、既に十數年前から實行してゐる事柄なのである。

内務大臣たる大日本消防協會長の防火講演を、ラヂオ放送するのも結構であるには相違ないが協會が内務大臣を會長に推戴したのは、何も年一度のラヂオ放送や表彰状の名義調印等の、俗に謂ふ看板のみに之を推戴したのではあるまい。協會の目的とする火防消防事業の改善發達を圖る爲の諸事業七項目（國民防火思想の普及を圖ることは其の二項目）を行ふには、地方長官を府縣支部長に囑託する關係や、其他の各省と連絡を圖り、一般の協力を仰いで、諸事業の遂行を容易

ならしむるのが眼目であらう。夫れが爲めに下僚の内務次官を理事に、警保局長を常務理事に、警務課長を幹事に囑託して、則ち協會役員に人材を網羅し、内務省即ち協會の形體を整へたものではあるまい乎。果して然りとすれば、協會役員即ち主務省當局者に、今少し此の事業に對する熱意さへ加はれば、防火宣傳運動の如きも、他との連絡協調に依つて、更により多き効果を收め得る仕事だ、澤山行はれるべきではあるまい乎。(昭和十二年十一月)

櫻花爛漫季と火事を出す女性

警視廳消防部の調査に據れば、今春(昭和十三年)は近年稀れな火事の多い年で、一月二月の二ヶ月の火災が四百七十三件を計上し、之を昨年同月分三百七十三件に比べると百件の増加を示し、其の損害額が約百八十萬圓に上ると云ふ。又焼死者も多く、昨年中の二十名に比して、一月二月だけで既に十一名を數へて居るといふ。而して此等の火災が多い原因、焼死の多い原因を穿鑿して見ると、當今の時節柄として、最近は國防婦人會その他の世話事のため、一家の留守を

預る主婦が、兎角街頭に進出することが多く、留守を女中や老人にまかして置く場合が多いので事端を惹起した當初に應急の措置を誤ることから大事になる事例が少くないといふ。之は確かに何人にも首肯さるゝ事だと思へる。

東京驛や品川驛、又は新宿驛其他の各驛に於ける出征將士の歡送歡迎團の中に常に多數の婦人團が參加して居るのは、誰しも近來の時局風景として周知の事實である。而して此の婦人團の人々を見るに、有閑的なお嬢さんや年寄でなく、其の多くは相當な年輩をした一家の主婦格の様子である。歡送迎その事は、皇國の爲めに遠征する將士、護國の爲めに功勳をたてた將士を慰むるに足る、最も美はしい事であり、結構な事には相違ないが、此等の人々の孰れもが、一家の主婦たる責務をよそにして、此の歡送迎に出なければならぬ事情に在るものであらう乎。其の中には其の姿態を一瞥しても、失禮ながら、吾家の家事が手一杯で、到底他人様の事に助力する餘裕がありさうにも見へぬ内儀まで、髪を亂して進出することが、銃後國民の女性として誇るべき事であらう乎。果して之れほどにしなければ、皇軍將士を慰むるに足らぬものであらう乎。此の時局風景の一事に就ては、記者の如きも窃に疑ひなきを得なかつた一人である。

我國には昔から「火事を出すやうな女房を娶るな」といふ俗諺がある。之れはなか／＼意味深

長で、含蓄のある諺だと思ふ。消防人は誰しも知る如く火事は多くの場合、汚ない處や亂雑な場所から出るのが常例だ。清潔な處やキッチンと片付いた場所から出るものではない。家庭から出るとしても、失火と云へば臺所や風呂場又は物置などが多く、御座敷から出るのは稀れである。かゝるが故に、女房が清潔好きで、其の主宰する臺所や風呂場又は物置などが常に清潔で片付いて居る家庭からは、滅多に火などを失するものではない。之と反對に火事を出すやうな家庭の女房は恐らく顔だけが奇麗好きで、足の裏は黒く、洗濯嫌ひで押入れの中や物置は亂雑之れ極まるも意に介せぬ手合が多い。此の手合にして始終家を外にして出歩けるわけであり、時々小火騒ぎを仕出かし、終に大事を惹き起すものである。こんな女房を貰つたら最後、其の亭主たるや、家を外に安心して働けるものではない。此の古諺の出所は、即ち叙上の意味を存するものと解すべきではあるまい乎。

凡て物事には程度といふものがある。程加減といふものがある。一碗の汁、一皿の菜にも、鹽加減一つで美味を盛ることが出来る。此の非常時局を機會として、市井の家庭婦人連を總動員的に街頭に進出せしめた國防婦人會なるものゝ活動振りは、從來會費を徴収するのみで何の事業も爲さず。唯だ睡眠状態を續けてゐるといふ世間の非難を受けてゐた受國婦人會を刺戟し、有閑的

彼女等に對抗意識を起さしめ、同會の存在意識を自覺せしめた功勞は多とするが、有閑婦人の多い同會を向ふに廻して、對立活動に熱心さの餘り、遂に家庭を外にして火事の卵を醸生するに至つては、亭主を始め其の家族や隣家の迷惑は固より、世間の物笑ひであつて、銃後國民の母性たる本分を忘れたものと謂はざるを得ない。

皇軍は萬里遠征、長期抗戦に入り、舉國民心の緊張するものありきは云へ、今や陽春三月、櫻花爛漫の好季を迎へ、やゝもすれば何人も身心が弛緩し易く、冬季よりも却つて大火を招きがちの時期に際し、火事の卵は禁物である。之を生む温床は、是非とも絶滅して頂かねばならぬ。

(昭和十三年三月)

消火機具の不給は國防上の缺陷

政府は長期戦に對應して軍需の充足を圖るため、戦時經濟體制の本格的整備擴充を期し、重要物資の使用制限並に物價抑制の強化をなし、輸出入品臨時措置法に基く省令によつて、既に消費

の禁止的制限をなしたる物が、左記十八品目を算するに至つて居る。

金、白金、銅、揮發油及重油、鉄鐵、綿製品、皮革、鋼製品、羊毛、ゴム、米松、鉛、亞鉛、錫、ニッケル、アンチモン、工作機械。

之が爲めに消防用機械器具の製造なども當然甚大の影響を被むらざるを得ない。例へばポンプ自動車を作製するにしても、業者は第一にシャシーの入手難、第二には之に装置するポンプや艀装用の主材たる砲金、鐵板等の入手難に悩まされる。また手輓ガソリン唧筒の製作にしても、鐵材の配給制限から、車體や發動機の入手難、次ではポンプ自動車と同様に、ポンプ装置の材料難に悩まされてゐる。また會社・工場・學校・病院等自家防衛の爲めに設けたる自衛消防隊や、一般家庭に備付くべき消火器具たる消火器や消火バケツの類にしても同様である。消火器の如き四鹽化炭素用以外のものは、其の充填せる薬品の爲め、腐蝕作用防止の關係上、銅板や眞鍮板が多く使用されてゐたが、此等諸材料の使用制限により、消火器製造業者は孰れも途方に暮れて居る實狀だ。

機械器具の供給難はまだしも、消防用布ホースの高騰に、相成るべくは消費節約の趣旨から、消防隊では古ホースの修繕に心懸けて居るが、此の修繕に用ふる銅鉄の入手難に悩まされ、之を

供給する業者も、其の代用品の考案研究に没頭してゐるが、容易に適當な物が發見されず、困つて居るといふ。長期戦に對應する以上、先づ以て軍需品の充實を第一とせねばならぬのは全國民覺悟の前である。併し軍需品以外の物にしても、其の用途に依りて自ら輕重の差別があり、必ずしも同一視すべからずであると考へる。

六大都市所在の消防署隊は勿論、全國各府縣に所在する一萬一千餘の市町村消防組にしても平時に於ては護郷の任に當る水火災防禦の公的機關であると同時に、戦時に於ては敵の空襲下の第一線に起つ國防軍である。故に之に設備する消防機械器具は、一種の國防軍器と見做すべきものではあるまい乎。則ち陸海軍の軍器や軍需品に次で重要なるべき準軍需品と看做して可也と考へる。果して然らば、此等の消防機械器具を製作すべき諸材料の供給に就ては、主務省に於ても特に考慮を拂ひ、製造業者の申請を調査の上、特別配給の方途を講ずるのが、國防上必要な事ではあるまい乎。

防空法實施の產物として、近く重要都市所在の防護團に備付けられるといふ小型の防空ポンプの如きは、前議會に於て之が設備に對する國庫補助金拾餘萬圓の豫算が計上可決されてゐる位のものであるから、之れなどは國防上の必需品として天下御免、無論主務省に於て材料配給の御手

當が出来てゐるものと想像せらるゝが果して如何。

消火器や消火バケツの如き自衛的消火器具の如きも、現下の非常時局として、市防護團の管下に屬する公認の家庭防火群の所要器具とあるからには、唯に個人的一家の自衛器具たるのみならず、向ふ三軒兩隣り、其の町内保安の任にも當り、共助公的の意義をも有することになつた器具である以上、防空用の小型ポンプと同様の意味に於て、假令國庫補助は無いにしても、之を供給する製造業者に對しては、ポンプの製造業者と同じやうに、其の申請を調査の上、所要材料につき、特別配給の便を與ふることが、國防上是非とも必要なことではあるまい乎。

要するに消防隊に於けるポンプ其他の機具や家庭防火群に於ける消火器具は、軍隊に於ける軍器と同様である。消防隊員や組員の制服は古着でも濟むし、家庭用の鍋釜は代用品でも事が足るが、此等公共團體に備付くべき器具類丈は、本來の使命に鑑みて、出來得る限り之が完備を期せねばならぬ。此等の機具備付に缺陷を生ずることは則ち國防上の缺陷となり、萬一の場合蔣介石の焦土政策が笑へぬやうな事態を招來する憂ひがある。(昭和十三年七月)

暴風雨と漏電發火

昭和十三年は何といふ厄年であらう。去る六月廿八日から卅日まで三日三晩、東京附近は六十年振りの豪雨に見舞はれて大水害を被り、續いて七月四日五日には神戸を中心として阪神地方が大水害の厄難に遭ひ、此等の犠牲者一千人以上を算するに至り、物的被害五億九千萬圓を計上した。

然るに關東大震災滿十五周年記念日たる九月一日は、恰も二百十日の厄日に當り、懸念された颶風の中心は遂に關東南部に襲來、帝都は午前零時頃より風雨次第に強まり、家屋の浸水倒壊續出、三時頃より風勢愈々猛烈を極め四時二十分には遂に秒速三十一メートルに達し、是迄の最高記録、大正六年九月の二十七メートルを越えて、中央氣象臺開設以來の新記録を出した。之が爲め帝都の交通網は一時全く杜絶し、全市街の街路樹は殆ど横倒れとなり、未曾有の風慘禍を現出した。

此の夜、本文の記者は午前二時に目を覺し、之は容易ならぬ大暴風であると、家族の者に命じて、提灯、蠟燭、燐寸、懐中電燈の用意を爲し、自分も起きて大工道具を改め、大釘を數へたりして萬一に備へたものだ。蓋し之は大正六年の大暴風に雨戸を飛ばされてひどい苦験を嘗めた賜物に外ならぬ。

應急處置の用意が整つたので一先づ安心と、記者は硝子窓越しに戸外を眺めて居ると、暴れ狂ふ風伯はわけもなく榎の大枝をへし折る、時に大雨を運び、時にはトタン板や木片などを飛ばして來るさまが、街燈點滅の間にほの見へて物凄。殊に暗黒の間、遠近にピカリ／＼と青い光りの發するのが物凄かつた。此の青光を注意して見るに、之は確かに街路電柱等の漏電發火なりと斷ぜらるゝに及んで、更に怖れを感じざるを得なかつた。

然るに其日の夕、丸ノ内の鐵道協會で催された東京消防研究會例會に於て警視廳の伊能消防部長が、此日の帝都に於ける風雨禍調査を報告されて居る中に、「昨夜の十時より今朝十時までの間に市内の出火四十二件、其の内、漏電に因る出火二十件」とあるのを聽いて、記者は果せるかなと、獨りで自ら首肯する所があつた。

電氣の出火原因に就ては、専門的に研究すると多種多様であるが、大體三つある。第一は粗漏なる電氣工事に基因する。則ち電氣會社又は其の下請負の工事請負人等が競争のため、安價な請負をした結果、事實に於て安價ならぬ安工事をやる、従つて工事に不備の點が多く、危険頻出の種を初めから播いて居る。第二は電氣の盜用である。會社では技術的に法定通りに、完全な工事をして置いても、之を盜用する爲め素人が半可通な知識を振り廻して、勝手に御手輕な工事を試みる、之れに種々なる危険が胚胎する。第三には電氣工作物に用ふる機具の壽命である。尤も之は用ひてある場所により、其の保存率を異にもするが、電線などの壽命は大體十五年と見るのが普通であり學者の定説でもある、故に此の壽命年限を超過したら、故障の多いのが當然であると申さねばならぬ。

外國の都市でも、嘗てランプの時代から電燈の時代に移つた時、暫らくの間は出火の大減少を見たが、十五年乃至二十年後に至つて漸次増加の記録があり、而も其の多くが電氣に存する處を見ると、此の電氣機具の壽命年限と漏電發火との關係は、我國に於ても一般的に重要視さるべきもの也と考へられる。殊に我國の木造家屋は、鼠の横行自在であつて室内線の被覆は嚙られるし雨漏があつて漏電に都合がよく、而も屢々の地震や大風で、布設電線に無理が生じ易いと來て居るのであるから、危険率が早まるものと見ねばならぬ。故に此の電燈なるものが決して安心は出

来ない。

記者が闇黒の暴風雨中に漏電發火を見て怖れをなしたのは「震災後滿十五年になる罹災区域の木造家屋」を思ひ浮べると同時に、「電線の壽命十五年」の事を想起したからだ。而して其夜十二時間内の市内出火四十二件の内、漏電出火二十件と聽いては、何人も戰慄を禁ぜざるを得まい。電線修理などは誰しも等閑に附し易いものであるが、折角夫れに留意して電燈會社に頼んでも、之れが亦容易に實行しないものである。而も今日は材料統制の爲め、銅線は非常に拂底して居るので、會社としても實際上電線の取替へなどは不可能の状態にあるらしい。

斯うなると漏電出火の卵は、帝都百萬五千餘棟、到る處に潜在して居るものと豫想せねばならぬ。資源壊滅防止を急務とする方今の時局に、一つの出火でも未然に防止せざるを得ない責任當局者は、之が取締につき果して如何なる措置を講ずるつもりであらう乎。市民は防空上、空も見上げねばならぬが、先づ以て足下から充分熟視して掛らねばなるまい。(昭和十三年九月)

第三 消防篇

火災と彌次馬

頃日米國より歸朝した筆者の友人で、本誌に屢々有益なる通信を寄せられた倉橋藤治郎君の談話を聽くに、同君が米國の都市に於て最も感嘆した事は、火災の際彌次馬が全然出現せぬことである。同君が或日市俄古市街を散歩して居ると、直ぐ眼の前に自動車啣筒が止まり救助梯子が駆付けたので、何處か火災が起つたに相違ないと、豫てよりの願ひではあり其儘其處に佇立して居ると、果して向側三階建物の窓より煙を吐き出した。然るに其階下並に隣り近所に住む人達も更に騒がず驚かず物靜かなものであるが、之が消防に従事する消防員等も唯合圖をする而已で殆ど言葉を交さず極めて靜肅に、極めて規律正しく、而も迅速に事を處理して居る状態は、實に訓練されたものである。同君は自動車啣筒が還る迄、我を忘れて之に見惚れて居た。而し

て帝國領事館に歸るや否や、直ちに此の状態を同胞に物語つて稱讃をした處が、その友人が「君は馬鹿だね、恐らく最後迄の見物人は君一人であつたらう、米國では子供だつて人の災難を凝然と見物して居る者は無い」と笑はれ、再び其時の光景を考へて見ると、成程當時の見物人は唯自分一人であつて通行人へさ稀であつた。之れは即ち「他人の災難を見て居るものではない、混雜は避けなければならぬ」と云ふ徳義心よりして、自動車馬車は勿論、通行人さへも自ら横町に之を避けたのである。此の理由を聞いて、同君は甚だ赤面すると同時に、感嘆之を久しふしたと云ふことである。

此お土産話を聞いた後、翻て我國に於ける火災現場を考へると如何であらう。ソレ火事だといふと晝夜と云はず遠近と云はず、火に向つて駆け出す人は恰も蝗いんたの如くである。此等の人々を總稱して「彌次」若くは「彌次馬」と云ふ。此總稱に對しては或は異議を唱へる人があるかも知れぬ、何となれば中には親戚知人の應援救助の使命を有する人、又は御見舞の禮儀を果さねばならぬ義理を有する人もあるからである。乍併之等の用務を帯びた人達は事實甚だ少數で、其多くは所謂彌次に過ぎない。物見高い東京に於て殊に左様である。茲に筆者が親しく見たる一例を擧ぐれば、四月十五日に於ける隅田川の船火事の如き夫れである。河岸に蟬集したる見物人は數萬を算

し、暫時電車は立立立を爲すの混雜を惹起したのであるが、此中に此火事と關係を有する人が果して幾人あつたらうか。恐らく一人もあるまいと思ふ。

彌次馬は何處でも餘り歓迎されぬものであるが、火災現場に於ては特に迷惑とする所で、彼等の蟬集は雜踏を招致すると同時に、消防機關の活動を阻害し、從て罹災高を増加する結果となり又火事泥棒を横行せしむるの便を與ふる等尠からざる不便を生ぜしむるものである。故に警視廳に於ては此の弊害を除去せんが爲め、出火場非常線内を通行せんとする者は別に下附されたる通行證を有する者に限り、之を有せざる者は非常線内に入る事を禁ずるの規定がある。乍併法令の施行する處は決して徹底的でない、則ち警戒線設定以前に突破する彌次迄は充分に取締れぬ譯である。故に斯る事態は是非共市民の徳義心に訴へねばならぬ。各人の反省に待たねばならぬと考へる。(大正七年五月)

指揮方法の改善

東京市に於ては、舊熾以來今日に至るまでの所謂火災季節の間、幸ひにも大火と稱すべき火災はなかつたから、大火を視察することは出来なかつたが、五戸とか十戸とかの火災には、其晝火事と夜火事とを問はず、吾輩自身成るべく火災現場に駆付けて、其實際を検分するに努力したのであるが、其結果として最も痛切に感じたのは例の彌次馬の雑踏と、も一つは消防官の指揮命令不徹底なることである。彌次馬の件に就ては嘗て「火災と彌次馬」と題して論じたことがあるから茲には重複贅言しない。

火災現場に於ける消防官の指揮命令は、恰も實戦に於ける軍隊の指揮官の命令と同様、最も權威を有するものであつて、之が徹底する与否とは、消防手、消防員の活動上に至大の關係を生じ、引いては消火の遅速、火災損害の増減等に多大の影響を及ぼすことは論を俟たぬのである。故に消防司令の任に在る消防官の指揮命令は極めて徹底的であらねばならぬ。然るに現時の状態に於ては餘り徹底して居ないと思ふ、否な時と場合に依りては、命令の徹底した數よりも、其不徹底に終つた方が多くはないかと疑はれる位のものである。我國に於て最も優秀なる東京消防に於て之れであるから、地方消防に於ては一層然る可しと考へる。而して司令官の指揮命令が斯の如く不徹底的なる原因の大半は、之を妨害する彌次馬、即ち自覺せざる、自制力に乏しき公德の何たる

かを解せざる一部國民の責に歸すべきものであるが、又之を徹底せしむる手段方法に就ては未だ研究の餘地尠からずと思料するのである。

第一に勘考すべきは、火災現場の如き最も雑踏せる際、眼前に炎々たる猛火が迫りて最も神経の興奮せる場合、吾々人間の感應は、耳よりも眼が確かであるか、又は視覚よりも聽覺が確實であるかの問題である。之は敢て専門家の判断を待たずとも、吾人の經驗に徴して、聽力よりも視力、耳よりも眼の方が、感應穎敏にして而も的確なることを知る。果して然らば火災現場の指揮命令の如きは、耳に訴ふるよりは眼に懇ふる方法、即ち口で命令するよりは手足等で信號を實行して居るのである。紐育消防なども其一例で、火事だと云へば通行人は他の道に外れて、之を拱手傍觀するが如き愚民は一人も無く、消防隊員は信號のみを使用し、一切口を箝して無言の裡に、秩序正しく敏速に活動するが爲め、火災現場は洵に靜肅なものであると云ふ。則ち形式より云へば啞の消防こそ最も優秀なる消防操作なのである。

然るに我國は火事と云へば何處でもお祭り騒ぎに彌次馬が飛出し、喧騒擾亂之を驅逐防止するに一方ならぬ骨折を要する所である。而も此間に處して活動すべき消防手消防員は、多くの場合

火の粉又は水を防ぐべき刺子頭巾等を以て頭部を被ひ、聽聞の不便甚しきに拘らず、大聲叱呼言語を以て指揮命令を行ふが如きは、大なる矛盾と申さねばならぬ。火災現場に於ける消防命令の種類は「始め」「止め」「水管を持ち來れ」「左へ」「右へ」「背面へ」「上へ登れ」等の多き、多くとも十數種を以て足るのであるから、共通の信號を制定して置けば無言の動作は充分可能の事なりと信ずる。聞く所に依れば當局に於ても指揮命令の徹底方法に就ては目下考査中に屬し、運動會等に用ふる大聲喇叭使用の議もありと云へるが、此は餘りに小供じみたる計劃にして、其効果や疑はしきものである。夫れよりも共通信號を制定して、根本的に命令方法の革新を企圖すべきであると考へる。之れは唯に東京消防の改善に止らず、我國消防界全體の發達に甚大なる影響を及ぼす事柄であるから、吾輩は此際切に當局者の熟慮斷行を冀望するものである。(大正八年五月)

日本消防の祖神

昨年の夏、警視廳消防練習所の樓上で消防官諸氏と晝餐を共にした時、吾輩は此の構内に祠を

建て、消防の神を祀つて消防手に敬神の心を養はしめては如何といふ卑見を述べた所、消防官諸氏は何れも賛意を表せられたが、却説其の神は何れの神を祀るべきやといふことになる論議區區となつて終に決定を見なかつた。

夫れから今春一月二十九日、松井博士が元芝の自邸に緒方消防部長と、東京消防組々頭總代六名を招かれて晚餐會を催された時、吾輩は此の總代諸氏に向ひ、「皆さんは四十年も五十年も此の職に従事して居られるが御信仰なさる神様は何様ですか」と訊ね、消防の神を話題に供した處總代中の能辯家である熊本組頭が「私等一同の信仰して居りますのは千葉の山倉神社であります」と冒頭を置いて、縷々と山倉様の効驗を述べられたのは宜いが、さて「其祭神は何様ですか」と聞くとも誰も明白に記憶して居るものはなかつた。

消防新聞社は東京名所の一つである愛宕山の下にある。山上の愛宕神社は本社の本社の氏神である關係から、毎年十二月には、神官が本社にも火伏の護符を持つて來て呉れる。愛宕神社は慶長五年徳川家康が江戸城に入る時、丹波國桑田郡の阿多古神社、即ち西京の愛宕神社より分祀して此地に祀つたもので、之を以て江戸城の火伏の神となし、朱印百石を賜はつたものであると云ふ。故に此の祭神は火之迦具士神ひのかぐすねの神で、即ち我國の火神である。世人が火災の厄を免れるやうにと參詣を

する神社や、又は火伏の護符などを出す神社は、多くは此の神様が祀つてあるのである。

乍併考へて見るのに、火神は即ち火の神で、消防の神ではない。成程消防の意義は狭義に解すれば消防事務であるけれども、之を廣義に解すれば火災を豫防し且つ消火防衛する業務、即ち

Fire Prevention and Protection であるから、先づ第一に火を出さぬこと、火災を豫防することが肝腎とすれば、火神に願つて餘り荒れて戴かないやうに、成るべく鎮つて御靜かに在らせられるやうに祈らなければならぬ。併し此の祈念が届かずして、自ら荒れ出し給ふた時に同一の神に對して之を鎮め給へ之を消し給へと祈るよすがもないことであるから、此時には別の他の神に願はなければならぬ。また八百萬神のまします我國には、必らずや此の神がまします筈であると、古書を繙き神名をたづねて見ると矢張り確かにましますのである。

我國の古典、神話研究の羅針盤となつて居る古事記は、和銅五年正月太朝臣安萬侶が勅命に依り撰録貢進したる最古の書であるが、此の古事記の神代三之卷に左の如く記されてある。

既生國竟○伊邪那岐、伊邪那美二神更生神、故生神名○中略次生火之夜藝速男神、亦名謂火之炫毘古神、亦名謂火之迦具土神、因生此子美菴登見其而病臥在、多具理邇生神名金山毘古神、○中略次於尿成神名波邇夜須毘古神、次波邇夜須毘賣神、○中略次於尿成神名彌都波能

賣神、○中略故伊邪那美神者、因生火神、遂避坐也。

また古事記に次での古書であつて、養老四年五月是亦勅命を奉じて、舍人親王が撰録上進したる日本書紀といふ古書にも左の如く記されてある。

一書曰、伊弉諾伊弉册尊○中略生火神軻遇突智之時、伊弉册尊、爲軻遇突智所焦而終矣、其且終之間、臥生土神埴山姫、及水神罔象女、

一書曰、伊弉册、生火産靈之時、爲子所焦而神退矣、○中略其且神退之時、則生水神罔象女、及土神埴山姫、又生天吉葛、

一書曰、伊弉册尊、且生水神軻遇突智之時、悶熱懊惱、因爲吐、此化爲神、名曰金山彦、次小便化爲神、名曰罔象女、次大便化爲神、名曰埴山媛、

右兩者共に、伊邪那美神が火神を生まれて後、土神水神を生まれると記されて居る。唯異なる所は古事記には土神が男神女神の二神としてあるが、書紀の方は水神と同じく土神も女神としてあるだけである。

また醍醐の朝に右大臣菅原道真、左大臣藤原時平の兩公、専ら編修に任じたる延喜式五十卷の八の巻祝詞式鎮火祭の部に左の如く記されてある。

八神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹脊二柱嫁繼給氏國能八十國、島能八十島乎生給比八百萬神等乎生給比氏麻奈弟子爾火結神生給比美保止被燒氏、石隱坐氏、夜七夜、晝七日、吾乎奈、見給比會、吾奈妹乃命止申給比支、此七日爾波不足氏隱坐事、奇止氏見所行須時、火乎生給比、御保止乎所燒坐支、如是爾吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿多志給比津止申給比吾名妹能命波、上津國乎所知食一倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏石隱給比更生子、水神、匏、川菜、埴山姫、四種物乎生給比此能心惡子乃心荒比曾波水神、匏、埴山姫、川菜乎持氏鎮奉禮止事教悟給支。

右の通り古典に據れば伊邪那岐、伊邪那美二神は天神の命を奉じて、我國土に降り給ひ、此の大八島を生み、山川草木等を生み給ふた後、火神迦具土神を生み給ふたが、此時后神伊邪那美は美蕃登即ち陰部を焼かれて、七日七夜臥床せられ、多具理即ち嘔吐を連りに催されて、遂に神避り給ふた。后神は神避せられたもの、夫神伊邪那岐のしろしめす國土に、迦具土のやうな心惡しき子を生み置いた儘では、行先御困難のことであらうと思はれたので途中から引返し、更に水神土神、匏、川菜の四つを生み給ふて、若し火神の心が荒びた時には、水神は匏を持ち、土神は川菜を持つて之を鎮めよと教へ諭されたのであつた。後世宮城の四隅で、舊曆六月と十二月に行は

れた鎮火祭は源を之に發したといふ事である。

世界人類の消防發達史を按ずるに、最古の人類は火災に際し、之を神の業として唯懼れ怖きて逃げ、稍々知識が進んでから其燃料を破壊し之を除却すること、即ち破壊消防法を考へ、夫れから水を注いで之を消すこと、則ち注水消防法を案出し、次で水では消せぬ火を消す窒息消防法を發明したのが消防發達の道程としてある。

然るに我國では、神代の昔から既に伊邪那美神が、火神は水神と土神で鎮めよ、換言すれば、火を消すには水と土を以てせよと教へ給ふて居る。則ち伊邪那美神は無智なる破壊消防の如きは之を教へ給はず、明かに注水消防、窒息消防といふ消火の二大原則を國民に教示されて居るのである。斯の如き史實を有するは洵に以て我國の誇りとする所である。所が何事にも倚頼心の強い我國民は此の尊い教示を忘れて、唯火神にのみ御靜かなれと祈り、之にばかりお頼りする者が多い。そして世界一の火災國と嗤はれ、國史の譽れを傷けて居るのである。

却説肝腎の神様の問題であるが、叙上のやうな次第につき、消防の祖神としては、單に火神を祭るばかりでなく合せて水神、土神をも祀らなければならぬ、則ち火神火之迦具土神、水神彌都波能賣神、土神波邇夜須毘賣神の三大神三大柱を祭神としたるもの、之れ消防の祖神であらねば

ならぬ。

斯様に記者は考ふるので、更に延喜式の神名帳を繕いて見ると火神を祭つてある社としては、伊豆國田方郡に火牟須比命神社、(今の伊豆山神社) 紀伊國名草郡に香都知神社、同國東牟婁郡に熊野座神社、前にも記した京都の愛宕神社があり、又後世火神を祭つた有名な社としては静岡縣周知郡秋葉山の秋葉神社、世俗に秋葉様、秋葉大権現と稱するものなどがある、又水神を祭つた社としては延喜式二十二社の内に大和國吉野郡の丹生川上神社とて、神武天皇が天神の教を以て嚴笠を造られ此處で天神地祇を祭られたと傳ふる由緒ある社がある、又土神を祭つた社としては三河國寶飯郡形原村の形原神社といふのが延喜式に記してある。其他現在諸國にある府縣社、郷社、村社中にも右の一神若くは二神を合祀した社は澤山あるが、三神三柱を祭神とした社は古書にも見當らない。

所が面白いのは火神を祭る各社が、鎮火祭の時に出す神符、即ち火難除けの守札である。之れの外包には火除札とか、或は鎮火神祭の札とか、之れに類似した同意味の文字を以て記してあるが、其内札を検すると、多くは火神、水神、土神の三神若くは水神の神名が記されてある。是亦縁由の存することであつて神祇伯家行事傳の内に火難除守札の内札は左の通り用ゆべしと記され

てある。

奉諱辭

水神 阿象女 天吉葛 息菜延命祈所
火神 阿遇突智 輪川菜
土神 埴山姫

阿象女

天吉葛 靈神 火災 此地平安 鎮護祈所
川菜 靈神 消除 遷除不詳

之で見ると御札の宗家でも、火神ばかりでは火難は免れぬ水神、土神にも祈らねばならぬと考へたものであらう。

然るに段々調べて見ると、三神三柱を祭神とした社が東京に一社あることが判つた。それは下谷區入谷町に鎮座する鎮火神社である。俗稱秋葉様で通つて居るので、記者も之を前記遠州の秋葉神社から分記したものであるかと思ふて居たが、其由緒を調べて見ると全然異つて居たのである。此社は明治二年明治天皇陛下が再度東京に行幸あり、永く我國の帝都とすることに御決定遊ばされた遷宮の年の十二月、神田京橋の二大火を出したので、陛下を始め英照皇太后陛下其他皇室の方々が御深憂あらせられ、時の神祇官は命を享け、神田花岡町附近を取拂ひて之を火除地と爲し、此處に火産靈神、水波能賣神、埴山比賣神の三柱の神靈を神代の古式に依て齋き祭り、東京府廳は早々假宮殿を造營して、之を同市民の火防祈願所と定め、遷宮の當日には祭官として三

條實美公、九條道孝公之に臨むだといふ記録がある。

明治三年神祇官廢止迄は神祇官直轄の神社であつたが、明治六年郷社と定められ、二十一年其社域が官省に必要となり、今の秋葉ヶ原の地名を残して現在の入谷に遷宮された譯であつて、毎年十一月十六日の例祭の如き、他に其比を見ざる多數の參詣者である。

英照皇太后陛下亦深く此神徳に歸依し給ひ、創建の始めより此社に御代拜を遣はされた遺習として、今も猶毎月一回必ず宮中女官の御代拜があり、火伏祈禱の札は先づ宮中に納めて後市内に配布する習ひであるといふ。此社の創建は實に記者の所信と一致するもので、斯界敬神家の爲め至幸と申すべきである。

因に前文水神の持ち給ひし匏は瓠とも書く即ち瓢箪であつて、天吉葛(あまのよさかづら)とあるも此の匏のことである、水神が水を汲み給ふ杓である。又土神の持ち給ひし川菜(かはな)は水苔の一種であるといふが何草であるか今は明かでない、神祇官は昔から神饌の供物として水神には瓢箪、土神には芹を供へるのを以て慣例として居るさうである。(大正十年六月)

接合金具の統制

東京消防機具同業組合は一月二十八日東京會館で開催したる第二回總集會の席上、議事の第一に「消防ポンプの接合金具たる接手等のネチ山一定に關する件」を附議して、一同其の實行に異議を唱ふる者なく、同組合の主腦機關たる評議員會中の、叩筒製造販賣の代表者たる第一部評議員五名に其の調査を一任して、之が實行を可決した。

個人的の自衛消防隊に備ふる消防機具ならば兎も角、苟も公衆消防隊である以上、其の公設消防組たる私設消防組たるを問はず、之に備ふる消防機械器具は何れも公益の爲めに使用せらるゝものであるから、出來得る限り共通的である方が宜い。それでないと一朝大火の場合等に相互應援した時、機具の共通的なるを然らざるとは、其の便否に大なる相異がある。然るに現在我國に於ては、各都市中水道の布設しある處は、消火栓の接手金具のネチ山が一定し居る爲め、之に連結する消防叩筒等の接手ネチ山も多く一定して居るけれど、其の他の市町村公設私設消防組

の消防唧筒の接手金具はポンプの區々たると同様に、其のネヂ山も一定して居らぬ。故に某市の如きは、其設備する五臺のガソリンポンプが、何れも森田式、鈴木式、小澤式、市原式、ノーザン式の五種を集めて居る爲め、平時に於けるガソリンポンプの比較研究としては都合が好さそうであるが、實火災に於て、殊に其の延焼が擴大せんとする場合に於て、水管の破裂損傷、若くはポンプの故障を生じたる時に、互にホースを融通利用することすらも至難であるといふ状態に在る。一小都市に於ける一消防組に於てさへも斯の如き状態であるから、況んや各町村消防組の應援等の場合に於ける不便は一通でない。

何故斯様なことになつたかと云ふと、之れは各消防機械器具業者が互に連絡協定することなく個々別々自己製造品の販賣に努めたが爲めで、顧客をして云はしむれば「自分のこと許り考へて客のことは考へなかつた」のに基因するのである。數年前某唧筒製造業者が記者に對して「ネヂ山を同型にして置くと、修繕などをする時に何處へでも行きますが、之れを異へて置けば必ず製造元に来ます」との言葉は、自己本位の商賣振りを遺憾なく裏書したものである。

併し今日の時代は、もう右の様なケチな自己本位に満足して居る時代ではない。凡ての事業は國家的より世界的に推移して居る時代である。國の政治は民衆を基礎として居る時代である。天

に唾する者は自らそれを享くるの譬論で、自己本位に顧客の都合を無視する商品が發展することの出來ぬのは當然である。寫眞や活動のフィルム等は各國各地何れで購ふも殆ど共通であるといふが、我國でも電球の如き數十種の多きに上るけれど、其のネヂ山は皆共通的に統制されて居る。

消防ポンプ製造家の古老たる市原求翁の説によれば、現在消火栓並に警視廳の消防自動車に用ひて居る接合金具のネヂ山は、明治初年警視廳が英國のサンドメーソン會社より蒸汽ポンプ購入の砌、其のネヂ山を標準として用ひて以來今日に至つたもので、現在廣く用ひられて居る機械ポンプのネヂ山は、即ちサンドメーソン會社の型であるといふことである。

水管接手即ちカップリングには、近來町野式又は山口式等の輕便新案の特種なものもある。此等新案の型を使用さるゝ向でも、ポンプの接手又は管槍の替口等のネヂ山を一定さるゝ事は至便である。又舊に機械ポンプに止らず、ハンドポンプ等も今後新設さるゝものは、出來得る限り其のネヂ山を統制するが宜い。

此のネヂ山統制の件は、嘗て東京消防機具業者大正九年一月の新年宴會席上で問題となつたものゝ、其の儘荏苒今日に至つたのであるが、今回は愈々組合の總集會に於て提議可決を見たこゝで

あるから、遠からざる内に其の協定實行を見るに至ることであらうが、顧客側に於ても消防ポンプ購入等の機会に於ては豫め此等のことを注意して、設備後の不便なきやう考慮を拂はれんことを切望して置く次第である。(大正十二年二月)

ポンプ購入の秘訣

會計年度末の關係から地方より東京消防視察の爲め上京せらるゝ消防職員の方々は、例年の如く三四月の頃が一番多い。而して其の人々は何れも警視廳消防部を訪問せられて、消防部長又は消防課長、機械課長に會見の上、消防上に關する種々なる質問を爲し、當局の意見を傾聴され、新知識を求めらるゝのが例であつて、其中特志家は本社にも立寄られ、記者の卑見をも聴取さるゝのであるが、右の方々の質問中最も多きを占めて居るのは「ガソリンポンプを買入れたいと思つて居るが、何處の會社製が一番宜いであらう」といふポンプ選擇上の問題である。

消防ポンプは消防機械器具中の主力であつて、之が選擇を誤るが如きことがあれば、其の消防組

活動能率に至大の關係を有する大問題であるから、之を選定するに當つては、先づ其の所管區域の地勢、道路、水利、家屋等全般の狀況を充分考慮した上、ハンドポンプとか蒸汽ポンプとか又はガソリンポンプとか唧筒自動車とか、其の種類を定め、假にガソリンポンプにするにしても、二十馬力程度にするか或は十五馬力程度にするか、其の能率の點を定めてかゝらねばならぬものであるから、其等の要點に就て訊ねて見ると、多くは要領を得て居ない。ただ「ガソリンの二十馬力位のを買うことになつて居る」といふ決定的の言のみで、如何なる理由の下に斯くの如く決定されたかといふ點に就ては更に不得要領であつて、甚だしいのになると、記者が「兎も角河川なり溜池なりガソリンポンプを使用さるゝ丈けの水利はあるのですか」といふと、頭を掻き乍ら「さあ、實はそれも問題ですが、兎も角一臺買はふといふ事になつて居りますので……」といふ答辯をされる人さへある。

以上のやうな問答を繰り返さねばならぬ質問者に對して、記者は一應下記の如く述べる。「消防ポンプ購入の秘訣は要するに唧筒屋さんの酒を呑まぬことである、唧筒屋さんの御馳走にならぬことである。更に詳しく之を説明すれば、消防機具は其の消防組の主力であつて、市町村費で購ふと、有志者の寄附金で求めるとに拘らず、要するに結局公有財産となるべきものであるから

之が購入に當るべき人は重大なる責任を有するものと自覺し、既に其の任に當る以上は、苟も其責任を回避するが如き卑怯の振舞などは毛頭考ふることなく、平常より鍛鍊せる高尚にして勇俠なる消防精神の上に立脚して、飽迄公明正大に忠實に其の職務を遂行せねばならぬ。之れは消防職員として誰しも御承知のことである。

然るにポンプ買入に際し、仰筒屋さんの酒を呑むと、假令故意にあらざるにせよ、内密にせよ、自然自己の自負心を傷けるが爲め、従つて卑屈の考へを起し易くなり、其言行は公明正大を失ひ後の事などを考へて最も忌むべき責任回避を策するが如き心理状態となる。其の結果は假に技術上に於ける知識を有して居つても、ポンプの善悪又は適不適を判断することが不可能となる。又假令其の判断が出来ても、之を公言するを恥ぢ、之を決定するの勇氣を失つて終ふ。則ち其の心眼が曇つて終ひ、其の足裏に飯粒が附いて終つては進退甚だ不自由となる。

若し當局者の中に、各々異つた色盲の人や、各々異つた飯粒の附いた人が出来て、之れが幾組かに別かれると、甲論乙駁をいくら續けても、更にポンプの善悪適不適は判らない。紛議をすればする程益々判らなくなるのは當然である。其處で必らず「どうだ諸君、議論をしても果がないから、之れは一つ警視廳の方へ訊ねて見て、警視廳で善いポンプだと云ふ方に定めやうではない

か」と云ふ責任轉換の妙案が出る。一同異議なく賛成。直ちに委員を選出し、消防見學を名とし上京、其の歸任報告を待つて解決。といふやうな筋書となつて居るのが多きを見受けるのは甚だ遺憾である。故にポンプ買入の秘訣としては、先づ其の責任者たる者は其の心眼を曇らさぬこと、其の足裏に飯粒をつけぬこと、一言にして言へば仰筒屋さんの酒を呑まぬことである」と。記者が此の秘訣を論じると、右の質問者は大抵首肯され、機具商の責任論にまで言及されない。

(大正十二年四月)

歐米各都市の消防隊

大正十一年八月米國桑港市で開かれた國際消防會議では、主催者側に於て之を開催するに先立ち、大正十年十二月末該計劃を發表して、全世界の有名なる都市の消防隊長に賛同を求め、参加を希望すると同時に、該會議發起人代表者の一人として桑港消防隊機械技師長のトーマス・アール・マール氏は、其の記念出版たる「國際消防會議報告書」編纂の資料として、大體左の十五

件の内容に就きて報告せられんことを、各消防隊長に要求した。

- 一、貴下の消防部は常備消防なりや義勇消防なりや又は合同消防なりや
- 二、貴下の消防部は警察に屬するや又は陸軍に屬するや
- 三、消防部の組の數は何程なるや
- 四、消防官と消防手の人數幾許なるや
- 五、一部隊の消防官と消防手の組織
- 六、消防機械の數は何程其式は如何
- 七、ホースは如何なる種類と大きさのものが用ひらるゝや
- 八、消防自動車には幾許のホースが積載さるゝや
- 九、消防隊員にして結婚したる者には宿所が給せらるゝや
- 一〇、火災保護課又は其局を有するや
- 一一、正規として消防官は建物と構内が檢閲せらるゝや、又此の任務に従事する人員は幾許なりや
- 一二、貴下消防部の成立せるは何年なりや

一三、貴下は消防署の練習、消防機具の操練に於ける消防官の寫眞及び制服を着用せる消防官の寫眞を提供し得らるべきや

一四、昨年中の貴部管内に於ける火災の數如何

一五、貴部所管都市の人口と面積如何

歐米各消防隊長の報告資料により編纂せられた「國際消防會議報告書」は右會議に出席した我が東京大阪兩消防隊の代表者が歸任すると間もなく、主催者より郵送されて來た。其の報告書は菊判二百ページの赤表紙の冊子であつて、報告記事が八十二頁米國消防機具業者の廣告が三十六頁載せられて居るものである。

以下記する所ものは、則ち右報告書中に収録されたる、歐米各都市の消防隊長より提供したる報告である。

(一) ロンドン消防隊

ロンドン市は世界第一の大都市であつて、其の人口は四百五十萬人を包容し、其の面積は百十七平方哩である。

而して我がロンドン消防隊は一樣の制服を着用せる消防官消防手千九百五十三名と、科學機械

其他の技術者百五十三名を以て組織せられて居る。

此の消防隊はロンドン市長の管下に屬し、西曆千八百六十六年に組織されたもので、消防隊としては最も古参の一である。

消防署及び出張所は六十四ヶ所あり、テムス河岸には水上消防署が三ヶ所あつて、其の消防設備は左の通りである。

ポンプ自動車	八七	救助梯子自動車	七九
廻轉式梯子自動車	一〇	先驅補助自動車	七
其他の消防自動車	二二	消防船	四

ホースは二吋四分の一又は三吋四分の一のラバー入麻糸ホースであつて、一本の長さ百フィート(約百尺)のものを使用して居る。各ポンプ自動車には八百フィート即ち八本宛を積載し、梯子自動車には五百フィート即ち五本宛を積載して居る。

此の使用ホースの總延長は八十哩である。

ロンドン消防隊員の勤務は二様交替の制度である。一週間續けて晝間九時間宛の勤務をする。其の一隊は次の一週間は續いて夜間十五時間宛の勤務をするのである。此の中には各週一日の休

日が含まれて居る。

火災防止並に建築物の検査は消防隊の權限に屬して居る。而して劇場、演奏場、公の宴會場等には消防が特置されて居る。

一の火災報知に對しては少くも二臺の消防自動車と一臺の梯子自動車は出動するのであるが、千九百二十一年(大正十年)中に於て、消防隊が報知機の受信によつて出動した度数は、七千八百五十五回であつた。

(2) ベルリン消防隊

獨逸の首府ベルリン市は人口百九十三萬八千五百二十七人を包容し、其の面積は二四・五平方哩である。

ベルリン消防隊は左の如き人員を以て組織されて居る。

消防士官機械技師	二〇	下士官	一七〇
消防手	九一一	計	一、一〇一

而して消防隊はベルリン市長の管下に屬し、其の所管區域は市外の地域にも亘つて居り、志願者編成を以て組織されて居るもので、消防隊は六中隊に分割されて居る。

消防隊の設備としては七十六臺の消防用自動車をして中心勢力とし、之れが十二小隊に編成されて居て、各分隊には各左の如く配置されて居る。

ガソリン唧筒自動車	一	電気ポンプ自動車	一
梯子自動車	一	水管器具自動車	一

消防用自動車の中で乗用自動車は全部電気自動車である。又別に市外町村の消防に従事するため、左の消防自動車設備されて居る。

ガソリン唧筒自動車	五	救護自動車	一
先驅消防自動車	一八	事務用自動車	二
練習用ガソリン自動車	一	練習用蒸気自動車	一

(註) 上掲の先驅消防自動車といふのはテンダー(Tender)と稱するもので、ポンプ自動車が出動する前に先驅して行く自動車で、軽快な小型の自動車に百ポンド内外の小型タービンポンプを装置したものであつて、中には大型の消火機を装置したものもある。

最近東京消防隊で従来の水管自動車を改造して之に小型のタービンポンプを装置し、小型ポンプ自動車と稱して居るが、之れが即ちテンダーであつて英獨の消防隊では之

をポンプ自動車とは稱して居らぬのである。後掲の如く佛國パリ消防隊でも之をば先驅補助自動車(Fire-aid Wagon)と稱して居る。

ホースはラバー(ゴム管)入麻製ホースを用ひ、其の一種は直径七二ミリメートル(約二寸三分三厘)他の一種は直径四三ミリメートル(約一寸四分二厘)で何れも二十メートル(十一間)の長さのものを使用して居る。各分隊の消防自動車には各々後者の小さい方のホースを十本宛用意して居る。

消防隊の勤務は消防士官が四十八時間(二日間)勤務の二十四時間(一日)休息で。即ち二日連続勤務に一日おきの休みである。下士官並に消防手は總體に二十四時間勤務の二十四時間休み即ち隔日勤務である。

火災防止事務は消防隊でもやつて居る、併し乍ら各建築物の正式の検査は消防隊ではやつて居らぬ。

千九百二十一年中(大正十年中)中に於けるベルリン消防隊の火災報知に對する出動数は、三千四百九十二回である。

ベルリン消防隊の組織されたのは西曆千八百五十一年であつた。

(3) パリー消防隊

佛蘭西の首府パリー市は人口二百九十萬六千四百七十二人である。そしてパリー消防隊は軍隊組織のものであつて陸軍省所管に屬し、常備軍の一部となつて居る。併し其の官制は警視總監の管下に屬して經費は市の財源に之を仰いで居る。

パリー消防隊の組織は左の通りである。

消防士官 五二 消防手 一、八五五

計 一、九〇七

全市を二十四區域に分割して、各區域に一消防署が置いてあり、各消防署の消防設備としては左の如き機械が配置されて居る。

乗用自動車 三 先驅補助自動車 一

ポンプ自動車 一 梯子自動車 一

計 六

而して六消防署には別に各救護自動車を備付けて居る。

又市を貫通するセーヌ河岸には水上消防署が四箇所置かれてあるが、夫れには船舶並に河岸の

財資に對する消防に當つて居る爲め、特別のポンプ機關装置がしてある。

消防設備に於ける種々様々な工夫装置が、各消防署に夫れ／＼相當に配置されて居る。各消防署の配置人員は左の如き組織である。

消防士官 一 同下士官 三

消防手 一八 計 二二

尤も水上消防署の如きは、下士官五名、消防手二十七名を配置して居る。

火災報知機によつて出火報告を受信したる場合には、其の出火區域の所管消防署が出勤し、若し應援を要するが如き場合には、其の隣接區域の消防署が出勤するやうな組織になつて居る。

全消防隊の設備する消防用自動車の總數は、則ち左の通りである。

先驅補助自動車 二七 ポンプ自動車 三二

梯子自動車 二六 救護自動車 七

隊長用自動車 六 其他の乗用自動車 一九

計 一一六

ホースは二種のラバー(ゴム管)入木綿ホースを用ひて居るが、其の一種は直徑三十五ミリメ

メートル(一寸一分五厘)であつて、其の一本の長さは二十メートルであり、他の一種は直徑七十里メートル(約二寸三分)で其の一本の長さは四十メートルである。

後者の直徑二寸三分のホース千二百メートル即ち三十本宛が、各先驅補助自動車及ポンプ自動車に備付けてある。

消防士官並に消防手の給料は、陸軍歩兵と同階級の給料に準據して支拂はれて居るけれど、特別加俸が市より給與されることになつて居る。而して消防手は兵役義務年限中の者は、五日間に一日の休暇が與へられ、志願兵の籍に在る者、若くは既に兵役義務年限満期後再び兵籍に入りたる者等は四日間毎に一日の休暇が與へられる。

妻帯せる消防手に對する宿所は、各消防署の方で給されて居る。

特別に火災防止局といふが如きものはない。併し乍ら消防署の消防士官は保安上に於ける諸規則の勵行を命ずべき種々なる職權を有して居るから、常に其の職務に活動して居る。

劇場或は其他の集會所に於て、興行又は多人數集會中の如き場合は、特に別働隊を組織して之が保護に當り、各建造物に對して十七名二組の消防手が行くのであるが、之れが爲め日々二百五十名の消防手が此の方面に従事して居る。

パリ消防隊は恐らく現今の消防隊中最も古い創設に係るもので、早くも西曆一六九九年に其の組織を見たのであつた。そして幾多の變遷を経て後、一八五〇年より一八六六年の間に於て五中隊より成る一步兵大隊となり、更に二大隊の消防となつた時には、各大隊は六中隊に編成されて居つた。之れが現時の如き隊形になつたのである。

千九百二十一年(大正十年)中に於ける消防隊の火災報知機によつて出動したる數は八千二百三回に達して居る。

(4) ウキーン消防隊

オーストリー國の首府ウキーン市は、其の包容する人口百八十四萬一千三百二十六人であつて、ウキーン消防隊は十八名の士官と、四十三名の下士官並に九百二十二名の消防手と、計九百八十三名の職員を以て組織せられ、之に加ふるに二名の醫師と、所管事務に従事する二十二名の屬官と、百三十三名の消防手が居る。

消防隊は四中隊に別たれ、消防本部の外に司令部を二箇所、消防署が十二箇所に配置されて居る。

消防設備としては、ガソリン又は電氣動力の消防自動車が百十一臺と、馬輓消防車二百十五臺

を有して居る。

ホースは普通にラバー(ゴム管)入麻糸ホースを用ひ、各消防車の種類に應じて百メートル乃至六百メートル宛位を積載して居る、使用ホースの總延長は六萬メートルを算する。

士官消防手の勤務は歩兵隊に準據し二十四時間當番、二十四時間非番の即ち隔日交代勤務である。

妻帯者たる士官の官舎は、消防本部又は司令部の方に給されて居る。

火災防止局は設けられて居るが、建築物に對する正式の検査は別に他の方でやつて居る。

ウキーン消防隊は歐洲では最も古参の一であつて、之れはマリア、テレサ女王(一七一七一七八〇年)の勅令に基いて出來たものであつて、其の組織を見たのは實に西曆一七五九年である其の當時は四十名の消防手に、馬輓式ハンドポンプと、長らく用ひられて居た運水車があつた位のものである。

一九二一年(大正十年)中に於ける消防本部の出火受信に對する出勤數は二千六百九十七回であつた。

(5) アムステルダム消防隊

オランダ國の首府アムステルダム市は、人口六十四萬四千百十七人を包容し、四萬三千百三十三エーカーの面積を有して居る。

アムステルダム消防隊は市長の管下に屬し、十三のポンプステーションより成り、夫れが市内四區に配置され、隊員は左の職員を以て組織されて居る。

隊 長	一	消防官	五
消防手	四五六	計	四六二

又消防設備として主なる機械は左の通りである。

唧筒自動車(タービン式)	一二	廻轉臺付梯子自動車	四
手輓ガソリンポンプ	一	蒸汽ポンプ船	二
電気自動車(ホース運搬兼乗用)	一	消火機タンク電気自動車	三
電気自動車索引蒸汽ポンプ	一	水管運搬用電気自動車	一
機具運搬用馬車	四	石炭運搬用馬車	一
乗用自動車	三	計	三三三

唧筒自動車は、デムラー會社製六十馬力タービン式、一分間四百ガロンのものである。

廻轉臺付梯子自動車は、電氣装置の七十八呎九吋の高さに伸長し得るものである。

蒸汽ポンプ船は、一分間三千四百リットル(十八石七斗)乃至一萬二千リットル(六十六石)の放水能力を有するものである。

使用ホースは亞麻糸製のラバー(ゴム管)入であつて、其の太さは直徑一吋四分の三と二吋半の二種を用ひ、何れも皆一本五十呎の長さにしてあり、各消防自動車には一臺に付一吋四分の三のものが三百呎、二吋半のものが九百五十呎宛積載されることになつて居る。そして後者の分は別に水管駱車に巻いて運搬される。

隊員は二分隊編成として三十六時間(一日半)勤務交代とし、各員交互に五時間當番持続の制度でやつて居る。

千九百二十一年(大正十年)中は、出火報知受信數二千七百三十二回に對して出勤した。

「附記」東京を始め我國六大都市の消防には消防署、出張所、屯所、分遣所といふやうな種々なる名稱があるが、歐米都市の消防では斯様な階級的差別はなく、消防本部の外は凡て消防隊の配置されて居る屋舎を稱してポンプステーションと云ひ、多くの市は之に第一、第二、第三といふ番號を附して居る。此の方が簡單で宜い譯だ。今後の譯文には消防署などといふ文字を

用ひずにポンプステーションの原語を其儘用ひた方が宜いと思ふ。

(6) ローマ消防隊

イタリア國の首府ローマ市は、四十二平方キロメートルの面積を有し、人口六十八萬九千四百六十人を包容してゐる。

ローマ消防隊は市長の管下に屬し、消防官六名、下士官及び消防手二百五十四名を以て組織され、夫れが四分隊に編成されて居る。

ホースは麻糸又は亞麻糸製であつて、直徑五十五ミリメートル(二吋四分の一)のものを最も多く用ひ、ポンプ自動車には五百メートル、其他には三百メートルを積載して居る。尤もポンプ自動車は大概直徑八十里メートル(三吋八分の三)のホースを若干用意して居る。それは火點に間近く延長した場合、之れに細い分のホースを二本連結して二口放水をする爲めである。

消防官消防手の勤務は隔日交代である。併し非番の時に劇場を監視したり、其他の警防事務に従事したる場合は、夫れ／＼臨時に特別手當が給される。

ローマ市民會の祝典舉行の時には、此の消防隊は儀仗兵として之に参加し、規定の正装を着けて之に臨む。

服務の關係上新入の消防手は獨身者を以て補充する、併し乍ら入隊後五年を経過すると結婚を許すことになつて居る。

出火の一通報に對しては規定として全隊力の三分の一が出動するのであるが、千九百二十一年（大正十年）中は四百六十九回の報知に對して出動した。

(7) ストックホルム消防隊

スエーデン國の首府ストックホルムは、人口四十一萬九千七百八十八人を包容し、六十平方哩の面積を有して居る。

ストックホルム消防隊は、左の職員を以て組織せらる。

消防司令	五	消防署長	七
監督	四〇	消防手	一九〇
計	二四二		

右隊員は市内の八箇所のポンプステーションに配置されて居る、其内の一は消防本部であつて此處には消防機械が一臺乃至十三臺備付けてある。又郊外の消防屯所は四箇所あつて、之に手輓水管車數臺を置き、一人の消防手が當番して居る。

消防機械は發動機装置のもの左記三十二臺と、二艘のポンプ船とを以て組織して居る。

ポンプ自動車	一〇	梯子自動車	五
小型ポンプ自動車	五	サーチライト自動車	一
破壊自動車	二	動物運送自動車	二
救護自動車	五	司令乗用自動車	二
消防ポンプ船	二		

又此外に種々様々の運搬馬車十七臺を使用して居る。

ホースは普通亞麻糸製ラバー（ゴム管）入の徑二吋半を用ひ、各消防自動車には約二百呎宛を積載して居る。

消防士並に消防手とも三日間連続勤務であつて、毎日食事の爲め三時間休憩する、服務の長いため一ケ年に七日間乃至十六日間の公休がある。

千九百二十年（大正九年）中、本消防隊は八百五回の出火報知に對して出動した。

(8) ブタベスト消防隊

ハンガリー共和國の首府ブタベスト市は、約百萬の人口を包容する都市である。ブタベスト消

防隊は左の職員を以て組織して居る。

消防官	一二	消防書記	三
消防手	五〇六	計	五二一

右消防手の内五十五人は、常に劇場其の他の公集會場の警戒に當つて居る。

消防隊は市内十ヶ所のポンプステーションに配置されて居り、其の設備する消防機械は左の通りである。

ガソリン消防自動車	九	電氣消防自動車	四
消防馬車	一〇	計	二二三

右ポンプステーションの内二ヶ所に設備するポンプ自動車の一臺は六十馬力、一分間千五百リットル（一リットルは五合五勺）のもので、他の一臺は獨逸マギラス會社製の六十馬力の電氣裝置三十メートル伸張の救護用梯子自動車であつて、夫れには一分間七百五十リットルの小型ポンプが裝置してある。

電氣ポンプ自動車は一分間三百五十リットル（一石九斗二升五合）のポンプが電力十六馬力に裝置されたものである。又電氣梯子自動車の梯子は二十六メートルの伸張を有するもので、電力

十六馬力のものである。之に加ふるに一分間千七百リットルの能力を有する電氣自動車索引の蒸汽ポンプがある。

ホースはラバー（ゴム管）入であつて、現在使用する總延長は三萬一千四百二十メートルを算し、各消防自動車には同様に三百五十メートル乃至五百メートルを積載して居る。

消防官に二十四時間即ち隔日交替勤務である。消防手は四十八時間勤務の後二十四時間休みで即ち二日繼續勤務の一日休暇の制度である。

火災警戒の爲めに凡ての劇場及び其他の娛樂會場には、常に一名乃至六名の消防手が詰めて居る。此の服務は非番消防手が勤むるもので、日々此の勤務を爲す者平均八十名を算して居る。

特に火災防止局なるものは設置されてない。併し消防官は其の所管内に於ける火災の危険に關する處置のあらゆる事柄に就ては、其の協議に與ることになつて居るので、其の方の専門家として又相談役として常に活動して居る。

現在のブタベスト消防隊は、西曆千八百七十年に組織されたものである。

千九百二十一年（大正十年）中に於ては、出火報知七百七十八回に對して出動した。

(9) モントリオール消防隊

英領カナダの首府モントリオールは、人口七十七萬四千九百四人を包容し、五十平方哩の面積を有する都市である。

モントリオール消防隊は左の職員を以て組織されて居る。

消防官	二四八	消防手	六五七
計	九〇五		

ポンプステーションは市内四十五ヶ所に在り、之れに配置する消防機械は左の如きものである。

水管自動車	四五	梯子自動車	三七
蒸汽ポンプ	一三	ポンプ付水管自動車	五
放水塔自動車	一	救護自動車	六
石炭運搬自動車	七	乗用運送馬車	九三
乗用運送自動車	一三	計	一三〇

ホースに二吋半及び三吋のラバー入(ゴム管)綿糸製ホースを用ひ、各水管自動車には千呎宛積載して居る。

消防官消防手の勤務は之を作業上二組に編成し、其の一組は晝間十時間勤務、他の一組は夜間

十四時間勤務として交代服務せしめ、此の二組は交互に一週間毎に晝夜を轉換交替する仕組である。而して一年に十五日間の公休日が與へられる。

火災防止並に検査事務は、一名の管理者が一名の助役と二十三名の消防手を使役して之を行ふて居る。

千九百二十一年(大正十年)中に消防隊が受信した出火報知は三千八百八十二回であつた。

(10) ヲエノスアイレス消防隊

南米アルゼンチン共和国の首府ヅエノスアイレスは人口百七十八萬人を包容する都市である。ヅエノスアイレス消防隊の組織は左の通りである。

隊長	一	署長	六
消防官	三八	書記	三四
曹長及消防手	九三四	計	一、〇一三

此消防隊は警視廳の一部に屬し大體に於て軍隊組織であつて、内務大臣の管下にある。此消防隊の設備として主なるものは左の通りである。

ポンプ自動車

九 内 (一) 時間放水量十二萬リットルのもの七臺 (二) 時間放水量六萬リットルのもの二臺

水管自動車	四
梯子自動車	四
蒸汽ポンプ(サンドメーション型)	五
蒸汽ポンプ船	一
其他の消防用自動車	二八
計	五一

千九百二十一年(大正十年)中は五百三十六回の出火に對して出動した。

(11) ハヴァアナ消防隊

南米キューバ國のハヴァアナは、人口三十六萬三千五百五人を包容する都市である。

ハヴァアナ消防隊は左の職員によつて組織されて居る。

消防官	一九	消防手	一四〇
計	一五九		

此消防隊は四部三隊に編制され、一の機械隊、一の衛生隊がある。

消防機械は主に米國アーレンフォックスのポンプ自動車を用ひ、其他舊式の蒸汽ポンプも併用

して居る。

ホースは綿糸製ラバー入(ゴム管)ホースを用ひ、直径二吋四分の三を普通用ひて居るが、其の長さは一本五十呎であつて、之れを各ポンプ毎に三十本宛積載して居る。

消防隊長は各建築物に對して正式の検査を爲して居る。

千九百二十一年(大正十年)中には二百五十回の火災報知に對して出動した。

(記者曰く)前記ヴェノスアイレス消防隊の組織は我が警視廳の東京消防隊の組織と相似て居る。其の人員の點まで略似て居るのは面白い。

(12) ヨハネスブルグ消防隊

南アフリカのヨハネスブルグ市は白人十五萬四千四百十三人、黒人十三萬八千九百八十八人、計二十九萬三千四百一人を包容して居る。

ヨハネスブルグの消防官、消防手は八十名を以て組織され、夫れが市内五ヶ所のポンプステーションに配置されて居る。

消防機械は左の如くである。

ポンプ自動車

五

英國メリーウキザー 六百ガロン 三臺
同 四百ガロン 二臺

歐米各都市の消防隊

三三七

先驅水管自動車	二	(英國デニス會社製ホーステンドー)
放水塔自動車	二	
梯子自動車	二	(伸張七十呎一臺、九十呎一臺)
救護自動車	三	運搬自動車
計	一六	

ホースは二吋半を用ひ、約千二百呎宛各ポンプ車に積載する。

消防官も消防手も、一週に一日の休暇を除くの外は連日連夜勤務に服する。尤も消防手には年に六週間、消防手には五週間の休暇が許可されることになつて居り、病氣の際に於ける療養は自由である。

宿舍や制服は勿論給與されて居る。

退職は五十五歳を以て定年としてあつて、其時には總収入の六十分の一の恩給が支給されることになつて居る。

隊員の結婚も自由であつて、妻帯者の宿舍には燈火と水とを支給する。

別に火災防止局と稱するものはないが、建築物の正式の検査は三名の隊員が之を行つて居る。

市内の出火に際しては一の報知に對して三臺の消防自動車と二十名の隊員が出動し、市外の出火には二臺の消防自動車と十二名の隊員が出動する。(大正十二年四月―七月)

智識の本源は經驗のみ

近頃は東京にも大分火事が少ない。何と云つても火災季節を過ぎると消防作業は暇になる。火事に季節なしで、何時出火するかも知れぬのが原則であるから、少しも油断は出来ないにしても兎も角夏は冬よりも少ない。故に消防隊としては、夏は火災季節の激戦準備を爲す時である。則ち此の夏季を利用して、消防員の教養訓練を行ひ、消防機械器具の修理完整を期せねばならぬ。警視廳に於て現任消防隊中より幹部適任の練習生を抜擢して、消防練習所に夏期講習を開催するのも宜なりと謂はざるを得ない。

假令夏期講習に出席し能はざる消防手と雖も、又斯かる講習會の開催なき地方の消防職員と雖も、此の閑暇を利用して宜しく冬の準備をされるが可い。昆虫類でも冬の支度に孜孜として働い

て居る。自己自身にしつかりした研究心さへあれば、到る處に師は在り、友は在る筈のものであつて、講習會のみが必ずしも智を啓き體を練る處ではない。凡ての研究に於て最も必要なるものは自ら耕す (Self culture) 決心であつて、之れの無い人はいくら師に就いても其の形式を知るに止まり、其の内容を窺ふことは不可能である。假令太鼓判のある修業證書を貰つても、夫れは一片の反故紙に過ぎない。

今日の消防能率を増進するには第一に機械器具の設備と、第二には之を使用する人とに據らねばならぬのであるが、機械器具の設備は金さへあれば短日月の間に容易に之を完成することも出来得れど、人の方は金ばかり出して機械器具の如く容易に得られるものではない。殊に消火作業に於ける優秀なる技能の如きは、建築其他之に關係する博識と、多年の経験に據つて始めて體得し得べきものであり、如何に博士學士でも遽かに練達堪能の士たることは望み得ざるものである。

故に機械器具の進歩に伴ひ、消防員の養成、消防員としての學術技能の向上を圖るのは、方今に於ける喫緊の急務である爲め、記者は此の方面に就て、常に深甚の注意を拂つて居る。假令ば多數の讀者より本誌に寄せらる投書の如きも、誌上に掲載すると掲載せざるとを問はず、片鱗のことも雖も、其の中に何物かを得べしと信じて之れを熟讀玩味するに吝かならぬものである。而して多數の讀者を利益するものなれば、之を御披露するに少しも躊躇せず、又之を實行しつゝあることは夙に讀者の諒知せらるゝ通りである。

寄書の多くは殆ど消防員で占めて居ると思はれるが、どうも他人の爲めに即ち讀者の爲めに書いたものよりは、自己の爲めに書いたものが多數であり、就中學術的、技能的、發明的のものが洵に尠いのは遺憾である。此の一端は推して以て我國消防員の研究的態度の全般を窺知するに足ると思ふ。

本紙の六月號でモルギン氏の談に、「消防作業の能率を増進するには大きい所よりも寧ろ細微な所によく研究して改善を加へるのが必要である」といふのは至言である。一消防手にしても信號係、卹筒係、火先係等各々其の專任に従事する場合、上司の察知し能はざる困難に遭遇し、之に伴ふて、幾多の尊い経験を得るに相違ない。西洋の格言にも「智識の本源は経験のみ」則ち "Experience is the alone source of knowledge." といふ言葉があるが、此の経験なるものが學術を生み、技能を磨き、發明を爲す基礎となるものであつて、畢竟するに教師は其の経験を説明する者であり、本は其の経験を書いた物に過ぎぬ。

記者は一昨年夏、誌上に我國消防機具界に於ける發明新案特許を紹介したいと考へ、前後三日間特許局圖書館に汗を流したが、何れも餘りに貧弱なもの許りで紹介するに足るものなく、嗟嘆久しうしたのを記憶して居る。之は實に我國發明界の恥辱のみならず、我國消防界の大恥辱であり、大不幸であると思ふ。而して之が雪辱を容易に爲し能ふ考案者は日常經驗を積む消防職員ではあるまいか。上海共同租界消防隊長ベット氏の如き、管槍の研究家として有名であるが、既に十幾種の特許を得て居るといふ。學術の研究や發明には階級もなければ國境もない、消防員諸氏の大發奮を希望する。(大正十二年七月)

警視廳消防練習生の質問内容

警視廳消防練習所では、此の夏期二ヶ月間を利用して、第二期消防練習生講習を開き、市内六消防署長より推薦に係る、曹長消防手中より拔擢したる五十名に對し、消防幹部として必須なる十九科目の授業を六月七日より開講して居る。七月十八日午後記者は此の講習狀況を參觀したが

炎暑酷熱の候は覺悟の前とは云へ、講師も練習生も流汗淋漓の裡に、熱心なる緊張を以て學術に操練に餘念がないのを見ては、そとに敬仰の情禁する能はざるものがあつた。

此の講習の開かるゝや、緒方消防部長、山川消防課長より、記者に科外講演を爲すべき御需めがあつたが、此日記者の爲めに貴重なる一時間を割愛されたのは光榮とする所であつた。記者は豫てより聊かの準備をしても居つたし、且つ十日東京消防隊の幹部たるべき此の練習生諸氏に對しては、申すべき多くの事を有する者である。併し乍ら之を聽いて戴く前に、特に記者の欲する所は、練習生諸氏の消防上に於ける智識の程度を知らんとする事であり、同時に新進氣鋭の此の諸氏が平常抱懷せらるゝ所の火災豫防、火防装置並に消防上に於ける一般的の質疑希望等を知らんとする事であつた。直言すれば記者は練習生諸氏と一々質問應答すべき會談の機會を得たいのであるが、多數の諸氏の事であるから左様なことも不可能に屬するのである。仍て記者は右の希望を述べて諸氏の快諾を得たる上、筆紙によりて記者の一間に對して解答を願ひ、諸氏よりは無制限の質疑を受くる事とした。

記者の一間は即ち左の通りである。

原則として一般的に水を用ひざる、則ち注水消防法に據るべからざる發火物質の種類は何々な

るや。

右の問題は消防手諸氏が消防作業上常に遭遇し居らるゝ問題であつて、第一に自己を危難より救ふ點に於き、第二に延焼防止の作業上特に注意を要する點に於て、豫て熟知し居らるべきものと考慮して試みた質問であるが、流石に多數より拔擢された、優良なる成績の諸氏丈けに、出席者四十八名、解答者全部四十八名中、要領を得ざるものは二三に過ぎなかつた。

次は練習生諸氏よりの火災豫防火防装置並に消防上に關する一般の質問である。之れは個々別々詳細に點檢すると頗る興味あるものであるが、記者の諸氏に對する誓言もあるので一々發表することは出来ない。故に茲には、總括的に其の結果を發表して、當局者並に消防職員の教養に衝らるゝ諸彦の参考に資する次第である。

出席者 四十八名

質問者 四十四名

質問件數 百一件

内 譯

(一) 消火栓の修理並に其の改良に關すること

十件

(二) 高層建築並に耐火構造物に對する消防法

九件

(三) 道路改良並に通行人の消防車避讓に關すること

六件

(四) 爆發物並に油類に對する消防法に關すること

六件

(五) 市民に火防思想を徹底的に宣傳する方法に就て

六件

(六) 電氣發火漏電火災に對する消防法に就て

五件

(七) 火災報知機の効力に就て

三件

(八) 汽車電車の軌道と水管の延長に關すること

三件

(九) 人命救助隊の組織並に人命救助に關する方法

三件

(一〇) 使用簡單なる防煙具に就て

三件

(一一) 火災現場に於ける指揮命令の傳達及び信號に關すること

三件

(一二) 火災現場到着部署轉換に關する方法に就て

三件

(一三) 自然發火に對する消防法

二件

(一四) 化學的消火機自動車設置に關すること

二件

(一五) 防火地區に關して

二件

警視廳消防練習生の質問内容

三四五

- (一六) 消防官に火災警察取締の権限を附與せしむることに就て 二件
- (一七) 火災現場と青年團の活動に關すること 二件
- (一八) 消防職員の教養に就て 二件
- (一九) 消防手の服装に關して 二件
- (二〇) 火防装置の普及法に就て 二件
- (二一) 貯水池の建造に就て 一件
- (二二) 火災現場引揚の際に於ける水管の處置方法に就て 一件
- (二三) ポンプ壓力に關して 一件
- (二四) 消防手の待遇に就て 一件
- (二五) 火災専用電話に就て 一件
- (二六) 其他雜 二十件

右の質問に就て考察すると、現實に消防作業に従事して居る此等消防手諸氏が、現今の施設に於て最も不便を感じて居ることは何であるかといふことが明白に解る。と同時に其の施設に關する種々なる缺陷も之を明示するものであると言つて宜い。例令ば(一)の消火栓の修理並に改良

に關することの内容は、消火栓の破損等を報告しても、當務者は容易に修理をして呉れないが、何とかして之を速に修繕さす工夫は無いものであるかと云ふやうなものや、雨降りて道路泥濘の際などは地下式である爲めに其の所在を知るに苦しむが、何とかして之を地上式にする方法はあるまいかといふが如き、消防と密接關係ある外部の施設に對する怨嗟の聲であつて、(三)の道路改良に關することも之と同様である。消防作業は唯單に消防隊のみの活動では成就するものではない、必ずや水利、道路の完整と相待つて、始めて其の能率を増進し得べきものである。故に其の關係方面の管理者に之が理解を求めねばならぬ。則ち此の兩問題の如きは一括して東京市長及び市水道課道路課の當務者に送付すると同時に、常に此の外部關係者と連絡の任に在る消防當路者の熱心なる盡力を望むの外はない。

又質問の(二)(九)(一〇)を見るときは、最近に於ける丸ノ内の扶桑海上火災保險會社及び日本郵船會社の大火災に於て特に刺戟されたものであらうと想察するが、高層建築場に對する研究熱の著しいことがよく現はれて居る。東京も諸外國の都市の如く、漸く高層建築物が林立し始めて、而も其の出火度數が比較的多く、耐火構造と云つても更に安心が出来ぬ状態にあり、上司を始め此等建築場の消火作業には經驗も深からぬ譯であるから、職責上此等に對する消防法の研

究熱が旺盛なるのは當然のこゝであつて、之は方に都市消防隊の長所を培養すべき機運の到来したことを語るものである。

又(四)の爆發物並に油類に對する消防法を初め(六)の電氣火災(一三)(一四)等の如き特殊火災に關する質問は、何れも文明の進歩に伴ふて増加する、近代的消防の一般的に研究を要すべき問題であつて、此等の火災は其性質上、特に科學的智識に據らねばならぬ。現在の消防職員に科學的知識を必要とするのも、蓋し此等特殊火災の増加に伴ふ必然的要求に外ならぬ。又此等特殊火災の増加は、各都市の消防隊を兼務的の義勇消防組より、専門的職業的の常備消防隊に改善するの餘儀なき事情に到らしむるものである。則ち斯種質問の多數に上れることは、一面科學的文明の弊に伴ふ特殊火災の困難を示すと同時に、之が消火に従事する消防隊は共に俱に科學的消火機關の研究と設備とを、益々遂行完整せねばならぬといふこと。換言すれば、今後の消防は愈々機械的消防であり、科學的消防であることを語るものである。(大正十二年八月)

破壊消防論

這般の大震大火は、明治維新以來六十年間に築き上げたる、帝都の文明的施設を破壊し盡した。此の結果は單り今後に於ける我國の文明的施設に對して、多くの教訓を齎した而已ならず、世界の文明に對しても種々なる教訓を齎したことと思ふ。殊に消防に關係ある諸般の施設に就ては、極めて具體的に、所謂天譴的に十二分の教示を垂れて居るのが事實である。其の垂教を科學的に分類的に研究することは、到底一朝一夕に爲し能はざる大業であるが、人爲の能ふ限り之が研鑽に力を竭すことが、天の命であり且つ人の義務であつて、同時に人類の幸福を増進する所以なりと信する。

消防上の施設方法等につきても、各般の事項に亘りて、既に専門家から名論卓説が出て居るが就中近來の新聞紙上等を賑はして居るものは、鎮壓的破壊消防施設に關する問題である。尤も此の問題は今回の大震大火に依つて始めて生じたる問題ではない。大正十年三四月の新宿の大火及び淺草の大火後に於ても一部専門家に唱導された問題であり、夫れ以前に於ても、地方消防關係者間に随分論議された問題である。嘗に論議された而已ならず、或る消防隊の如きは、既に數年前破壊班を組織した處もあるのである。

併し東京消防隊に、則ち警視廳消防部に破壊部隊を組織すべきか、又は特に破壊方法の教習を

職員に課すべきか、或は之に要する特殊機械を新設すべきかの問題が、例になく具體的に論議研究されて居るのは、今回が始めてのやうである。十三年度の消防費豫算を上程したる東京縣會に於て、某府會議員が眞面目に「消防費は之を以て足れりとするか、破壊消防の施設に關する經費の計上を見ざるは何の故ぞ」と當局に質疑したる事實に見ても、這般の大火災に因つて受けたる辛き經驗と感銘の深きを知ると共に、一部専門家の唱ふる破壊消防論が、相當に俗耳を賑ひしめて居ることが立證される。

故に此際右の問題、則ち東京消防隊に破壊部を新設するか、又は破壊消防作業を行ふ爲めに要する職員の練習、機械類の新設備を致すの可否に就きて卒直に卑見を述べ、大方の高教を仰ぐのも決して徒爾ならずと信する。

一、破壊消防の史的考察

太古以來今日に至る迄、人爲の消防法に三大原則がある。則ち破壊消防法、窒息消防法、注水消防法が之れであつて、何れも消火の原理に基きて應用さるゝ方法である。

此の中でも歴史的に考察すれば、破壊消防法が一番古くから行はれて居る方法である。焼けて居る物を打ち壊して、其の燃料を取り除くといふのが此の方法の主眼であるから、別に智慧は要

らぬので、火を魔神と思惟した原始時代を過ぐる頃から、此の方法は行はれて居つたものと推考されて居る。現今でも南洋諸島未開の土人には、火事が起ると全然之を消す事を知らず、唯怖れて「火事だ〜」と叫んで遁げ出す人種もあれば、又手に手に長い棒を持出し、火事の家を打ち壊して之を消す程度に進んだ種族もあつて、此等を觀るとそゞろに火災に對する人智の道程を推知し得るといふことである。

然し同じ此の方法を行ふにしても、其の作業上に於ては人文の程度により差異があるのは勿論であつて、我國でも江戸時代の消防作業に、龍吐水等に依る注水消防法と併せて此の破壊消防法を行ふ時には、梯子・刺叉・大鋸・斧・鶴嘴・鉈・駕口の如き器具を用ふるに過ぎなかつたが、現在の陸軍工兵隊等では之を取捨した上、更に鐵繩又は起重機等の新しき機械類を加へて居る。消防組の破壊班等に設備してある破壊機具といふのも、右に擧げた物と大同小異で、略相似た物である。

今度東京消防隊で採用して見やうといふ作業法は、火薬の應用即ち爆破作業である。陸海軍では軍事上の必要から夙に研究されて居る事で、殊に航空機攻撃に用ふる爆發藥・爆彈・燒夷榴彈の如きは、歐洲大戰に於ける獨逸軍航空隊のロンドン侵襲以來、各國の軍隊に提供された主要の

研究題目であつた、此の研究の一部分を借用して、消防作業上に試みんとする譯である。

破壊消防の由來は右の如く、其の方法は一番古くから行はれて、現時に於ても陸軍工兵隊の消防は即ち之を採用して居るのである。併し乍ら消防隊と稱するものが組織された以後には、何處の國の消防隊でも注水消防法を以て原則とした。夫れは消防隊を組織した當初の器具を見れば、よく判る。世界最古參の我が東京消防隊の始祖である慶安三年六月に幕府が設けた江戸消防の主なる器具は、玄番桶であつた。又夫れから十六年後に當る西曆一六六六年十月のロンドン大火に刺戟されて、其の翌年に組織された現ロンドン消防隊の前身に備へられた主なる器具は、バケツと消火ポンプであつた。ニューヨーク消防隊が組織されたのは西曆一六五九年であるが、其時に買入れた器具は二百五十個の革バケツと梯子及び鉤である。パリ消防隊の組織された一六九九年に備付けられた器具も革バケツであつた。斯の如く我國は固より英米佛各國代表都市の古參消防隊は、孰れも其の組織當初に於て、其の主要器具を水桶即ちバケツとし、其の消火原則を注水方法に採つて今日に及んで居る。而して例外に窒息消防法を行ひ、非常時に際して破壊消防法を併用して居るが、夫れは前記の斧・鉈等の器具を使用するに止まり、注水をして効果あらしむる補助的の破壊作業であつて、消防隊としての消防作業に、火薬を使用して爆破を行ふが如き全然

鎮壓的の大破壊方法を用ひた記録はない。

一六六六年のロンドン大火は十月二日ブディング小路の木造小屋に火を失して、六日まで延焼し四百通路四百三十六エーカーの面積を焼土に歸し、テムス河の艦隊まで焼き所謂「偉大なる火事」と稱する英國としては空前絶後の大火であつたが、此の火災に際して消防隊が火薬で爆破作業を行ふたやうな記録は全然無い。軍隊の作業に就いては之を詳かにせぬが、當時全市が殆んど木造家屋なりしと之に應用され得べき火薬知識の程度に鑑み、且つ延焼區域の擴大と延焼時間の長きとに考へ、此の大火に於て死者僅か六人を出したるに過ぎざりし記録を推量する時は、軍隊と雖も餘り大規模の爆破作業等は行ふたものであるまいと想察される。

一九〇六年四月十八日の朝、大地震の襲來に因つて起したサンフランシスコ市の大火災は、鎮火するまで四日間に亘つて延焼した。地震と同時に消防隊長は重傷を負ふて死に類し、市内の水道は破裂して用を爲さず、已むを得ず消防隊は海陸兵の應援の下に、港内にあつたポンプ装置のある小蒸汽船數隻を以て、灣口沿岸地帯の防禦に不斷の努力を續けたといふことで、消防隊が破壊作業を行ふたといふ記録は更に無い。併し此の火災には地震後二時間を出でざる内に、フレデリック將軍の率ゆる軍隊千五百名がブレシデオから到着して、終始防火に應援し、此の軍隊は延焼

を防止するため、火薬又はダイナマイトを使用して建造物の爆破を行ふたと、桑港消防隊の報告に明記してある。當時同市は既に過半石造・煉瓦・コンクリート等の建造物であつたから、爆破作業も有効であつたと察せらる。

右の如く歐米でも、平常は固より假令非常時の際とて、消防隊が都市の消防作業に、火薬應用の爆破等を行ふことは絶対に無いと云つて宜い。強いて例外を需むれば、何事も派手好みの米國消防隊中に、間々人煙稀なる森林火災の消防に飛行機を利用し、機上より爆弾を投下して地盤崩壊土砂捲上等の方法を行ひ、延焼防止の効を奏したる報告したことはあるが、之れは森林火災又は廣野火災に於てのみ行はれ得べき藝當である。

現今各國代表都市の消防隊、則ち英國のロンドン市、獨逸のベルリン市、佛蘭西のパリー市、奧國のウキーン市、伊太利のローマ市、和蘭のアムステルダム市、瑞典のストックホルム市、洪牙利のブタベスト市、米國のニューヨーク市、シカゴ市、サンフランシスコ市等、何れの都市消防隊を見ても、破壊部なる特別部隊を設けて居る處も無ければ、又特種の破壊機具或は爆破藥等を設備して居る處も無い。神妙に注水消防の原則を捧持して、只管バケツの後身たるポンプ機其他注水機關の優秀を期して居る。

然らば何故この注水消防法が世界各國の消防隊に於て、原則として採用されて居るのであらうか。之れには大なる理由が無くてはならぬ。以下之に就て述べて見やう。

二、注水消防の史的考察

注水消防法を行ふ作業に、各國消防隊が先づ使用した器具は前記の如く、バケツ又は桶の如きもので、之を以て水を火に注ぎ掛けるのに過ぎなかつた。斯かる時代に於ける消防員が、火に對する水の作用即ち水なるものゝ消火力を、如何なる程度まで理解して居つたかは知らないが、水その物は古も今も變りはない故、其の消火作用は(一)燃焼しつゝある物質の溫度を復舊せしめ(註二)(二)水蒸氣に變化する時は水の體積の千七百二十八倍となつて、空氣中の酸素が燃焼物に達することを防ぐに變りはない。併し水その物の作用には變りはないけれど、何しろ人力を以てバケツ又は桶で汲み、それを火に注ぎ掛ける仕事であるから(イ)水量が尠く(ロ)遠距離より放水するの不可能なるは勿論(ハ)目的の場所へ意の如く水を注ぐことも不可能であれば、又注水を間斷なく繼續することも不可能である。ただ多數の人力で一杯又一杯の水を注ぐに過ぎなかつた。

其後ハンドポンプの發明があつて之れが消防隊の作業上に大革命を齎した、一樣にハンドポンプとは云ふものゝ、之れにも木製の水鐵砲、水函付の龍吐水時代から、現在の手押唧筒となるま

では幾多の改良が試みられたものであるが、兎も角このハンドポンプに依つて、注水作業は大に向上の實を示し(イ)一分間に五斗乃至二石の水量を放射するし(ロ)遠距離と迄は行かざるも、八間なり十間なりの有効放水をすることも出来(ハ)目的の場所へ注水することも可能であれば、空氣室の装置が取り付けられて以來は間斷なく水を送ることも出来る。但し之れは人力が續くといふことを前提としての事である故、人手が不足であつたり、作業が長時間に亘つて従業員が疲労したりしたら、此の器具の放水力は低減し、又は不能となるは論を俟たぬ。

次で蒸汽機關を應用した蒸汽ポンプとなると、(イ)放水量は加増して人輓式で一分間四石内外、馬輓式は十數石の多量を放射し(ロ)ポンプ壓力も百二十ポンド内外より二百ポンド以上に高騰するにより、放水距離も十五間内外より二十間以上の遠距離に及び、(ハ)の要件等も勿論之を具して居り、ハンドポンプとは違ひ、多數の人力を要せず、機關の操縦者二名、筒先四名もあれば、數時間若くは數十時間の長時に亘つて、連續運轉をなし放水作業を繼續することが出来る。

夫れから近時各都市の消防隊で採用さるゝ、ガソリン機關應用のポンプ自動車となると、(イ)一分間の放水量が十石乃至二十石、最大なる物に至つては三十石を放水するものあり(ロ)ポンプ壓力も百五十ポンドより二百五十ポンド又は三百ポンドに及び、遠距離放水の優秀、(ハ)の要

件具有は固より、(ニ)車體移動の迅速(ホ)運轉放水の迅速等蒸汽ポンプよりは一層便利になつて居るのである。

右の如くバケツや桶の注水器具から現在のポンプ自動車に至る迄の、注水機關の發達の道程を通覽して見ると、之を要する其の進歩したる結果は、

(イ) 水量の増加(多量の水)
(ロ) 水壓力の増大(水を遠距離に放射すると共に、水壓力によつて物を破壊し、又窒息の作用をなす)

(ハ) 放水の連續(長時間の連續運轉)

(ニ) 放水の迅速(運轉始動の迅速)

(ホ) 機體移動の迅速(ポンプ車の火災現場へ駆付等の迅速、即ち輕便)

以上の五大要件を具備する装置のものを以て、最も優秀なる注水機關と認められて居る。現今の優良なるポンプ自動車は大なり小なり右の要件を具備するもので、手輓ガソリンポンプ等も之に次での機械ミ見做されて居る。而して五大要件中の最も重要なるものは(イ)水量の増加と(ロ)水壓力の増大である。前者の多量の注水が消火作用の效果に正比例する事は云ふ迄もないこと

別に説明も要しないが、後者に就ては更に説明を要する。

我が東京消防隊が始めてポンプ自動車を採用したのは大正七年五月であつて、米國ラフランス會社製の一分間十石餘を放水する物であつた。之が來た當初は記者も殊更物珍らしき所感を以て機會さへ得れば小火と雖も見遁さず、之に便乗して該ポンプの消火能率を實見するに努めたものであつた。而して其際常に記者をして他の何物よりも優越感を抱かしたものは、其の水壓力の優勢であつた。赤坂新町の火災に出動した時の如き、一口の水柱が七八戸の長屋を一巡するや殆ど之を半壊したのを見て、記者は其の歸途「文明の消防は要するに放水の破壊なり」との斷案を下したものである。

然るに其の翌年の夏、ラフランス會社の技師ブルース氏が來朝した。同氏は入社前迄、紐育消防隊の機關士を奉職した人で相當に消防上の經驗を有する人であつたが、彼が記者に遇ふ度毎に説明するのは水壓力の一事であつて、同時にラフランス卿筒の御自慢も水壓力の優秀な點であつた。殊に大正八年十月七日、芝公園の政友會本部が罹災した時、彼は深夜帝國ホテルを飛出して逸早く現場に駆付け、之に出動せる數臺のラ式ポンプを自ら監督し操縦した翌朝の如きは、記者の面を見るなり「プレツチャー」を連呼し、壓力を騰げねば火は消えぬ、紐育消防では常に二百

五十ポンドの壓力を出して居るのに、何故當事者は百ポンドしか騰げぬのであらう。其の何の故たるかを解せぬとて、殆ど憤慨的言辭を以て當事者ならぬ記者に攻め寄つた。

其時記者は彼の職務に忠實なると、己を忘れて消防に熱心なる態度に感激し、直ちに彼を誘ひて消防部に行き、緒方部長の面前にて當面の責任者たりし伊藤第二署長、櫻井消防機關士等も同席の上右の火災防禦に關する講評を爲さしめた。彼の講評は多岐に亘つたが、其の力説する所は要するに水壓論であつた。其の際記者は彼の高唱する高壓力の目的は、冷却は勿論であるが、確かに破壊をも意味して居ることを看取した。同年十一月一日發行第七十九號の消防新聞に書いた「放水觀念に就て」と題する論説を見ると、其の末尾に記者は「用水消防の理想は、結局用水破壊消防とも名付くべきものであらねばならぬ」と記して居る。

此の所論は當時の専門家中にも大分問題になつた。記者の所説に賛同された某消防署長は「貴説の通りだ、高壓力は常に破壊のみではない窒息の役目もある」とて、石油タンク船の火災に際し、高壓力の放水を試みて消火の効を奏したる經驗を申越された方もあつた。同時に亦之に反對する専門家もあつた。反對論者の言ひ分としては、用水消防即ち注水消防は、要するに燃焼物質を冷却するのが唯一の目的であつて、水壓力の爲めに物が破壊されるのは、其の方法を行ふに當

り、當然隨伴する事態に過ぎない。決して破壊が注水消防の要件ではないといふのである。記者は敢て自己の所信を托ける要もなかつたが、反對論者の中には先輩で、日々其職責に居る専門家もあるので、強いて之れを高調もしなかつた。

ところが、一昨年夏に、最近まで前後二十有六年間、ロンドン消防隊の副隊長として在職し稜々たる氣骨と卓拔なる手腕の所有者として令名のある、シドニー・ディー・ガンブル氏の編著「HOW TO DEAL WITH DIFFERENT KINDS OF FIRES」を入手して之を繙くと、其の巻頭に、「火に對する水の作用」と題して、次の如く書かれてある。

消火に於ける水の作用は以下三段に分けることが出来る。(註二)

(一) 溫度を復舊せしむることにより

(二) 空氣中の酸素が燃焼物に達することを防ぎ

(三) 放水の壓力によつて物を破壊す

斯くして燃焼物を分離せしめ、而して水をして熱せられたる物質に接觸せしむる。(科學的の火災防禦法第十三頁)

之を讀んだ時、記者は恰もガンブル氏が從來記者の抱懷して居つた所信を裏書して呉れたかの

如く感ぜられ、其所信の幸ひに過誤ならざりしを窃に欣悅したことであつた。之を見て何人も歐米の消防ポンプが高壓力に期待する所以を合點するであらう。

また高壓力の放水が火焰を窒息せしむる作用をなすことも、前記某署長の舉證する通りである。記者も四五年前、神田橋附近の石油倉庫火災の防禦實況を審に觀察した時、之れを實見したことがある。尤も此の火災は放水作業では成功せず、結局土砂の窒息作業を以て鎮火せしめたものであるが、其の放水作業中に、高壓放水が一時的にしる、火焰を窒息状態の下に閉塞せしめた作用を認め、某署長の舉證を考察して、或る場合に於ては、確に効を奏することあるべしと斷定した。ガンブル氏の編著の中にも、此點を確認した個所が處々にある。一例がセルロイドの火災防禦の項に、彼は

「之を消火するのに、若し水を用ふるならば、多量に用ひ、大高壓力を以て放水するが宜い」
(科學的の火災防禦法八十五頁)

と述べて居る。多量に用ふることは燃焼物質の冷却を速かにすることを意味し、大高壓力を以て放水するがよいといふのは、即ち火焰の窒息作用を意味して居る。

之に由つて見ればガンブル氏も明に高壓放水の窒息作用をなすことは認めて居る。然るに前記

の「消火に於ける水の作用」の定義中に、之を記して居ないのは如何なる譯かといふと、惟ふに此の作用は一般的でなく、特種の場合に現はるゝことであり、且つ一時的の現象ともいふべきものであるから、之を一般の定義とし原則とすべきものでは無いといふ見解の下に、定義には加へてなきものと想察せらるゝ。併し乍ら効果を現はすことは特種の場合であり、一時的の現象であるとしても、高壓放水自體が火焰に對して窒息作用を有することは明かな事實である。

以上説き來つた結論として、今日文明國の消防隊の注水消防——換言すれば、多量にして高壓の放水を迅速に且つ連続的になし得べき優良なる注水機關を設備し、其の機能を十分發揮せしめ得る消防隊の注水消防——は、昔の注水消防元來の目的たる冷却作用以外に、或る程度の破壊窒息の兩作用を兼備するものである。而して此の三作用を兼ねるものは、獨り注水機關あるのみである。則ち土砂は窒息作用こそすれ、冷却も破壊も不可能であり、又從來の破壊器具にしても冷却や窒息は不可能である。故に此の三作用を兼備し得べき水の特長が、優良なる注水機關の發達を促し、同時に文明消防隊が原則として注水消防を採用して居る所以である。

序に斷つて置くが、注水機關といふのは廣汎な意味で、單にポンプ機械のみを指すのではない。ポンプ機械は注水機關の重要なものではあるが、其の一部であつて其の全體ではない。「ノツ

ズルはポンプの延長なり」といふ言葉があるが、其の通りでなくてはならぬ。歐米消防隊で二百五十ポンド或は三百ポンドの高壓放水を用ひて居るのは、則ちポンプ機自體の全能力を發揮し得るのは、畢竟ラバー入の強靱なるホースを使用して居るからである。

我國の如くポンプ機は蒸汽ポンプよりポンプ自動車に變つても、ホースは依然として蒸汽ポンプ時代のホースで、水壓試験に對する特製品——と云つては非難をうけるかも知れぬが、兎も角一本一本検査をうけるのでなくして、代表的のもの二三本——が三百ポンドを限度とする品物で平均には百四五十ポンド内外の耐壓力しかないホースであつて見れば、假令ポンプ自動車自體は二百五十ポンド或は三百ポンドの壓力を有する物にしても、其の能率を發揮せしむることが至難であるため、矢張り實際ではポンプ壓力百二十ポンド、筒先壓力百ポンド内外の能率しか出し得ない。之れでは折角の大型ポンプも體裁ばかりで一向お役には立たず、能率が同様だとすれば寧ろ小型ポンプの方が御手輕で宜いといふ譯になる。

又ノツズルの如きも、素人考へでは一見相似たもので、能率には何等影響がないものゝやうであるが、専門家の實驗に徴すると、甲製作所の筒先と乙製作所の筒先とでは、ポンプ壓力に於て僅に十ポンドの差を示すといふことである。斯の如く精細に亘つて點檢する時は、注水機關全體

としての調整完備は決して容易の業ではない。

三、破壊消防の困難

現今の文明消防隊が原則として採用して居る注水機關の機能は叙上の如くである。併し吾國の消防隊には未だ斯の如き注水機關の設備が無い、舶來のポンプ機械等、其の一部には優秀なものがあつても、注水機關全體に於ては不完全である。且つ假に注水機關全體が完整したとて、消防作業上至大の關係を有する道路・水利等に於て缺陷があるから注水機關の機能を充分發揮せしむることは至難である。故に之が補助機關として、從來の副作業でなく専門的の破壊消防を併置せねばなるまいといふのが破壊消防論者の言ひ分である。

一應御尤もの話であるが、之れは破壊消防を過信し、且つ注水機關の機能を熟知せぬ人の議論と云つて宜い。先にも述べた如く、現在我國の消防隊に設備する破壊器具と云へば、梯子・刺叉大鋸・斧・鶴嘴・鉋・鳶口・起重機——最近東京消防隊で木の根を抜く開墾機一種である強引機を備付けたが——位のものであるが、假に此等の器具を活用する専門の破壊隊を組織したとて常時非常時に何の位の活動が出来、幾許の効果を擧げ得るかと思ふ。

大正十二年九月の大震災當日、急報によつて赤羽の陸軍工兵隊三百名が、軍用自動車で日比谷

公園に駆付けたのが、午後四時であつた。之が警視總監の委囑によりて二分し、百五十名の一隊は日本橋方面へ、他の百五十名は丸の内方面の破壊作業に従事した。時は午後四時三十分、東京電燈株式會社が燃焼の最中、其の一隊が此の破壊に當つた刹那から約一時間、記者は公園の正門に佇立して、降りしきる火の粉を拂ひ乍ら其の作業を看視するに勵めたが、此の實見に據れば、斯の如き大家屋の燃焼に對しては工兵隊の活動も何等効果を奏しなかつた。工兵とて同じ人間であるから、餘り火熱が烈いので其の周邊の空氣が過熱して居るため、鶴嘴を振ふどころか、全然建物に近寄れぬので、唯だ軍用自動車を後や先へ動かすのみであつた。則ち工兵の破壊消防も其の時期を失しては駄目で、殊に大建築物に於ては駄目である。

九月二日午前一時、芝公園が火焰に包圍さるゝの危険に臨みたる時、記者が三人の社員と共に其處を脱出すべく神谷町を通過の砌に、工兵隊は巴町通りの民家の破壊に準備中であつた。燒跡で之を検するに此時は其の効を奏して居つたが、火點から遠距離の地點にあり、且つ其の延焼時刻に餘裕があり、又二階建の櫛比する日本家屋であつたからで、工兵隊が此の破壊作業に従事した一時半頃には、折宜くも秒速二十餘メートルの烈風が全く冴きた。之が奏効の大原因であると思ふ。秒速二十メートルの猛火の風下に於て、半丁や一丁の距離で、火藥爆發なら兎も角、ロー